

変更 記事		京都市西大路市営住宅修繕工事	設計変更	[印]
		ただし、1号棟給水管改修工事	NO.1 38 枚の内	
		表紙・図面リスト	京都市住宅供給公社	
		令和8年4月 S=	維持工事課	

京都市西大路市営住宅修繕工事 ただし、1号棟給水管改修工事

図 面 リ ス ト					
図面番号	図 面 名 称	縮 尺	図面番号	図 面 名 称	縮 尺
1	表紙・図面リスト	—	21	部分詳細図 [一般住戸]〈浴室・洗面所〉(改修)	1/15
2	特記仕様書1 (工事概要・特記事項)	—	22	PS展開図 (改修)	1/20
3	特記仕様書2 (一般事項・提出書類)	—	23	詳細図 [廊下配管] (改修)	1/30、1/100
4	京都市住宅供給公社標準仕様書1 (配管工事・その他)	—	24	系統図 (撤去)	N/S
5	給水管改修工事仕様書	—	25	B、1階平面図 (撤去)	1/200
6	附近見取図、配置図	1/400、1/2500	26	2、3、4階平面図 (撤去)	1/200
7	住戸表	N/S	27	5、6階平面図 (撤去)	1/200
8	衛生器具表	N/S	28	7、8、9階平面図 (撤去)	1/200
9	機器リスト (改修・撤去)	N/S	29	10、PH階平面図 (撤去)	1/200
10	系統図 (改修)	N/S	30	平面詳細図 [一般住戸]〈3DKタイプ〉(撤去)	1/20、1/50、1/200
11	B・1階平面図 (改修)	1/200	31	平面詳細図 [少家族住戸]〈2DKタイプ〉(撤去)	1/20、1/50、1/200
12	2、3、4階平面図 (改修)	1/200	32	平面詳細図 [集会室] (撤去)	1/20、1/50、1/200
13	5、6階平面図 (改修)	1/200	33	平面詳細図 [地階受水槽室] (撤去)	1/50
14	7、8、9階平面図 (改修)	1/200	34	平面詳細図 [塔屋3、4階] (撤去)	1/50
15	10、PH階平面図 (改修)	1/200	35	電気設備 (特記仕様書)	—
16	平面詳細図 [一般住戸]〈3DKタイプ〉(改修)	1/20、1/50、1/200	36	電気設備 (公社標準仕様書1)	—
17	平面詳細図 [少家族住戸]〈2DKタイプ〉(改修)	1/20、1/50、1/200	37	電気設備 (公社標準仕様書2)	—
18	平面詳細図 [集会室] (改修)	1/20、1/50、1/200	38	電気設備 [受水槽室、塔屋平面図] (改修・撤去)	1/100、1/200
19	平面詳細図 〈地階受水槽室〉(改修)	1/50			
20	部分詳細図 [一般住戸]〈便所・台所〉(改修)	1/15			

特記仕様書 1 (機械設備)	
工事概要	※ 選択する項目は、●印を本工事に適用する。
対象工事	本工事は以下の対象工事である。(●を適用する) ● 通常の週休二日工事 (発注者指定方式) ○ 情報共有システム試行工事 (発注者指定方式) ● 建設キャリアアップシステム試行工事 (受注者希望方式) ○ 余裕期間制度適用工事 (発注者指定方式)
工事名	京都市西大路市営住宅修繕工事 ただし、1号棟給水管改修工事
工事場所	京都市右京区西院東中水町14番地
工期	○ 契約の日の翌日から ○ 令和 年 月 日まで ● 着工命令の日から ● 7 か月以内 (工期には、完成検査及び手直しの必要がある場合に要する期間並びに揮発性有機化合物の室内濃度測定を行う場合の養生期間等を含む。また、契約工期内に完成検査に合格しなければならない。ただし、発注者の都合により契約工期内に完成検査を実施できない場合には、工事請負契約書33条 第1項に規定する通知の日から起算して14日以内に完成検査を実施することができるものとするが、年度内を契約工期とする工事については年度末日までに完成検査に合格しなければならない。) ○ 概成工期 令和 年 月 日 ○ 概成工期 工期の末日の 日前 (休日含む) ※概成工期は公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和7年版)第1編第1章第1節1.1.2(ナ)による。
関連工事等の調整	本工事は別契約の関連工事等(以下「関連工事等」という。)は次のとおりである。 受注者は監督員が行う調整に協力し、当該工事関係者とともに工事全体の円滑な施工に努める。 ○ 建築主体工事 ○ 電気設備工事 ○ その他()
建物概要	建物用途: () 共同住宅 構造: () RC造 階数: 地下 1 階、地上 10 階 延面積: 約8,958㎡ 消防令別表: () 5項口 用途地域: () 商業地域 騒音の規制基準: 昼間_65_dB、朝夕_55_dB、夜間_50_dB
設備工事種目	● 給水設備 (○ 高圧方式 ○ 直結増圧方式 ● 流末方式 (○ 高圧水櫃方式 ● 加圧給水方式)) ○ 排水設備 (○ 分流式下水道地域 ○ 合流式下水道地域) ● 衛生器具設備 ○ 給湯設備 ○ 消火設備 ○ ガス設備 ○ 換気設備 ○ その他()
官公署届出等	● 上水道 ○ 下水道 ○ 消防署 ○ その他()
負担金の支出等	○ 水道加入金 (別途支出) ○ 水道本管接続費 [] ○ 本工事に含む ○ 別途支出] ○ 上記に係る舗装復旧費等 [] ○ 本復旧まで本工事 ○ 仮復旧まで本工事 ○ その他()] ○ 下水道本管接続費 [] ○ 本工事に含む ○ 別途支出] ○ 上記に係る舗装復旧費等 [] ○ 本復旧まで本工事 ○ 仮復旧まで本工事 ○ その他()] ○ ガス本管接続費 [] ○ 本工事に含む ○ 別途支出] ○ 上記に係る舗装復旧費等 [] ○ 本復旧まで本工事 ○ 仮復旧まで本工事 ○ その他()]
一般条件	
関連法令等の遵守	工事の施工に当たっては、工事請負契約書、京都市住宅供給公社契約事務要綱、京都市契約事務規則、建築基準法、建設業法、労働基準法、労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律その他関係法令を遵守する。
適用	本特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、「京都市住宅供給公社標準仕様書」によるほか、次の国土交通省大臣官庁官庁官務部監修の仕様書等による。 ・公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)令和7年版 (以下「標仕」という。) ・公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)令和7年版 (以下「改修標仕」という。) ・公共建築工事標準図(機械設備工事編)令和7年版 (以下「標準図」という。) また、本工事に建築工事及び電気設備工事を含む場合は、それぞれ当該工事の標準仕様書等を適用する。
優先順位	設計図書の特記事項は、次のとおりとする。 1 質問回答書(2〜7に対するもの) 2 現場説明書 3 特記仕様書 4 図面 5 京都市住宅供給公社標準仕様書 6 標仕・改修標仕 7 標準図
覚書の締結	本工事において周辺住民との間に覚書等が締結された場合は、その締結事項を遵守する。
設計変更	工事内容の変更に伴う請負代金額の変更は、原則として、次の式により求め、千円未満切捨てとする。 (変更後)請負代金額 = (変更後)設計工事価格 × (当初)請負工事価格 / (当初)設計工事価格 なお、工事に伴う湧水等を公共下水道等に排出する場合の費用及び負担金等は上記算式中「(当初)請負工事価格 / (当初)設計工事価格」の値の算定に含めないものとし、設計変更により追加する場合は、これらの費用に上記算式中「(当初)請負工事価格 / (当初)設計工事価格」の値を乗じない。 また、請負工事価格とは請負代金額から消費税等相当額を減じた額とする。 上記適用を受けない場合は、京都市計画局都市企画部都市総務課のホームページ(https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000081830.html)の京都市都市計画局「公共建築工事算算基準」等の補足編第3章2を参照のこと。
契約の保証	契約保証の額は、原則下記のとおりとする。ただし、低入札価格調査を経て契約を締結した場合は「京都市公共工事低入札価格調査取扱要領」による。 ● 保証の額は請負代金額の10分の1以上とする。 ○ 保証の額は請負代金額の10分の3以上とする。(WTO政府調達協定対象工事) ○ 保証の額は請負代金額の10分の3以上とする。(契約の保証は、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証(引き渡した工事事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。))である場合において当該契約不適合を保証する特約を付したものに限る。)とする。) ○ 保証の免除
低入札価格調査制度	1 「京都市公共工事低入札価格調査取扱要領」第5条に基づく調査対象者(以下「調査対象者」という。)は、同要領第7条に定める調査項目に関する資料を契約担当課に提出しなければならない。 2 前項に定めるもののほか、低入札価格調査に関し必要な事項については同要領に定めるものとし、調査対象者はこれに同意をもって対応しなければならない。 3 調査対象者が受注者となった場合には、本工事において、次に掲げる事項について対応しなければならない。 (1) 施工計画書の内容のヒアリング 特記仕様書に基づき施工計画書の提出に際して、その内容のヒアリングを工事担当課の長から求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。 (2) 施工体制台帳の提出及びその内容のヒアリング 受注者は、本工事を施工するために下請契約を締結する場合は施工体制台帳を作成し、その内容のヒアリングを工事担当課の長から求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。 (3) 施工段階ごとの工事報告書の提出及びその内容のヒアリング 受注者は、監督員の求めに応じて施工段階ごとの工事報告書を提出しなければならない。施工段階ごとの工事報告書の提出に際して、その内容のヒアリングを工事担当課の長から求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。 (4) 安全点検実施報告書の提出及びその内容のヒアリング 受注者は、監督員の求めに応じて仮囲い、掘削、足場、火災予防及び建設公害防止等について安全点検を実施し、安全点検実施報告書を提出しなければならない。また、安全点検実施報告書の提出に際して、その内容のヒアリングを工事担当課の長から求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。
資材及び労務の調達	本工事の施工に当たっては、可能な限り本市に本店を有する事業者から資材及び労務の調達に努める。
各種調査等	受注者は、本工事が公共事業労務費調査等の対象工事となったときは、調査書類の作成等に協力する。

請負代金の支払条件	
請負代金の支払条件	請負代金の支払い条件は原則下記のとおりとする。ただし、低入札価格調査を経て契約を締結した場合の前払金及び中間前払金の取扱については、「京都市公共工事低入札価格調査取扱要領」及び「京都市公共工事に係る前払金に関する規則による前払金取扱要領」による。 1 前払金 ○ 前払金の支払いは行わない ● 請負代金額の[40] %以内 2 中間前払金及び部分払 中間前払金及び部分払については、いずれか一方を受注者が選択する。ただし、予定価格が300万円未満の工事については、中間前払金は選択できない。それぞれの内容については以下のとおりとする。 (1) 中間前払金の場合: 請負代金額の[20] %以内 中間前払金の支払いは、受注者からの請求により、監督員が同要領に掲げる要件の全てに該当したことを確認したうえで行う。 (2) 部分払の場合: [1] 回以内 3 完成払 完成後
工事保険	工事事務物及び工事材料(支給材料を含む。)等を対象とする建設工事保険又は組立保険に加え、第三者に対する対人対物事故による法律上の損害賠償を負担できる請負業者賠償責任保険に加入し、その「証券の写し」又はこれに代わるものを監督員に提出する。保険期間は契約工期の開始日又は監督員との協議により定められた日から工事事務物引渡しの日までとする。ただし、機械器具設置工事等の組立保険期間は保険の対象物が発生する日から工事の目的物の引渡しの日までとすることができる。 なお、団体保険等に付している場合については、上記「証券の写し」又は保険会社が発行する証明書(保険内容等の必要な情報が確認できるようなものに限る。)に加え、当該保険に加入している団体等へ受注者が加入していることを証明する書類(「工事保険加入証明書」という。)を監督員に提出する。 受注者は法定外の労災保険に加入しなければならない。 法定外の労災保険とは、国の労働者災害補償保険(労災保険)の給付に上乗せして保険金を給付する保険をいう。 受注者は、本工事に関わる現場雇用労働者(下請負者が雇用する労働者を含む。)の退職金制度について把握に努める。また、下請契約を締結する際には、下請負者に対して本制度の周知徹底を図る。 なお、建設業退職金共済制度対象労働者(下請負者が雇用する労働者を含む。)を雇用する場合には、次の1〜3に記載のとおり運用し、また、予定価格(税込)が1,000万円以上の工事については、4及び5の書類を監督員に提出又は提示をする。その他、制度、様式等は「建設業退職金共済事業本部のホームページ」を参照すること。 (http://www.kentaikyoo.taisyokukin.go.jp) 1 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、証紙貼付方式及び電子申請方式のいずれかを選択する。 2 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」という標識(シール)を、工事事務所及び工事現場の出入口等の現場労働者の見やすい場所に掲示する。 3 下請負者の規模が小さく管理事務の処理の面で万全でない場合は、受注者がその事務を代行する。 4 掛金収納書(証紙貼付方式による場合は掛金収納書提出用台紙に貼付)を工事請負契約締結後原則1か月以内(電子申請方式による場合は、工事請負契約締結後原則40日以内)に、監督員に提出する。なお、必要に応じて「建退共証紙購入等計画書」の提出を求めることがある。 5 工事完成時、「建設業退職金共済制度掛金充当実績報告書」を監督員に提出し、次の書類を提示する。 (1) (証紙貼付方式による場合)工事別共済証紙受領簿 (2) (電子申請方式による場合)被共済者就業状況報告書、掛金充当書
法定外の労災保険	請負代金額が500万円以上の工事については、工事実績情報サービス(コリンズ)(一般社団法人日本建設情報総合センター)により工事情報を登録(仮登録)し、オンライン上で監督員の確認を受けた後、次に示す期間内(休日を除く。)に登録申請(本登録)を行い、登録されたことを証明する資料を監督員へ提示する(提示方法は、システムから監督員へのメール送信による。) 1 工事受注時 ----- 契約工期の開始日から10日以内 2 登録内容の変更時 ----- 配置技術者の変更又は変更契約締結後10日以内 3 工事完成時 ----- 工事完成後10日以内 なお、変更時と工事完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。
建設業退職金共済制度(建退共済)	1 発注方式 ○ 月単位の週休二日工事 (○ 発注者指定方式 ○ 受注者希望方式) ※発注方式に関わらず週休二日工事は必須とする。 ● 通常の週休二日工事 (発注者指定方式) 2 発注方式が受注者希望方式による場合、受注者は、週休二日工事実施意向届出書を監督員に提出する。その際に月単位の週休二日工事の週休二日工事の希望しない場合であっても、本工事に係る関連工事等の週休二日の達成に協力すること。 3 受注者は、契約工期開始後、速やかに現場開所の予定日等を記載した実施工程表(マスター工程表)を監督員に提出し、工事中においては、三週工程表など工程を記録した書類に現場開所日記載し監督員に提出する。 4 受注者は、週休二日工事である旨を仮囲い等、労働者の見やすい場所に掲示する。 5 受注者は、週休二日工事を実施する場合は、月ごと(通常の場合は工期末)に達成状況を監督員に報告する。 6 月単位の週休二日が未達成の場合は、労務費補正金を減額変更する。 7 その他詳細については、下記ホームページに掲載の「京都市住宅供給公社週休二日工事実施要領」を参照すること。 (https://www.kyoto-jkshoa.or.jp/bid/vendor)
工事実績情報	請負代金額が500万円以上の工事については、工事実績情報サービス(コリンズ)(一般社団法人日本建設情報総合センター)により工事情報を登録(仮登録)し、オンライン上で監督員の確認を受けた後、次に示す期間内(休日を除く。)に登録申請(本登録)を行い、登録されたことを証明する資料を監督員へ提示する(提示方法は、システムから監督員へのメール送信による。) 1 工事受注時 ----- 契約工期の開始日から10日以内 2 登録内容の変更時 ----- 配置技術者の変更又は変更契約締結後10日以内 3 工事完成時 ----- 工事完成後10日以内 なお、変更時と工事完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。
週休二日工事	1 発注方式 ○ 月単位の週休二日工事 (○ 発注者指定方式 ○ 受注者希望方式) ※発注方式に関わらず週休二日工事は必須とする。 ● 通常の週休二日工事 (発注者指定方式) 2 発注方式が受注者希望方式による場合、受注者は、週休二日工事実施意向届出書を監督員に提出する。その際に月単位の週休二日工事の週休二日工事の希望しない場合であっても、本工事に係る関連工事等の週休二日の達成に協力すること。 3 受注者は、契約工期開始後、速やかに現場開所の予定日等を記載した実施工程表(マスター工程表)を監督員に提出し、工事中においては、三週工程表など工程を記録した書類に現場開所日記載し監督員に提出する。 4 受注者は、週休二日工事である旨を仮囲い等、労働者の見やすい場所に掲示する。 5 受注者は、週休二日工事を実施する場合は、月ごと(通常の場合は工期末)に達成状況を監督員に報告する。 6 月単位の週休二日が未達成の場合は、労務費補正金を減額変更する。 7 その他詳細については、下記ホームページに掲載の「京都市住宅供給公社週休二日工事実施要領」を参照すること。 (https://www.kyoto-jkshoa.or.jp/bid/vendor)
建設キャリアアップシステム(COUCS)	1 受注者は、建設キャリアアップシステムを活用する場合、契約締結後速やかに試行の意思を工事打合せ簿により監督員に通知すること。 2 完成検査時に、建設キャリアアップシステムから出力した現場・契約情報等の概要及び利用状況の写真を監督員に提示し、履行状況を報告すること。 3 その他詳細については、「京都市都市計画局建設キャリアアップシステム試行要領」に基づき取り組むこと。 (https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000234330.html)
情報共有システム	1 システム事業者との契約、システムの利用登録、利用料金の支払等の手続きは、受注者が行うこと。 2 受注者は完成検査後、工事書類の電子データをDVD-R等により提出すること。 3 その他詳細については、「京都市都市計画局情報共有システム試行要領」に基づき取り組むこと。 (https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000296792.html)
余裕期間制度	1 余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人を配置することを要しない。 2 受注者は、余裕期間内において、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等を含め工事に着手してはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。 3 その他詳細については、「京都市都市計画局フレックス工期による契約方式に係る事務取扱要領」に基づき工事を実施すること。(https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000081830.html)
発生材の処理	
産業廃棄物処理関係	1 受注者は、当該契約に係る産業廃棄物の処理に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。))及びその関係法令のほか、「建設産業廃棄物処理指針(平成22年度版)」を遵守しなければならない。 2 受注者は、前項に掲げる各法令等の趣旨を踏まえ、当該契約に係る産業廃棄物の処理に当たっては、再利用できる場合は当該方法による処理・処分方法を採用するとともに、原則として自ら行い、同指針1.2(10)に規定する排出事業者として、同指針2.1の責務を負っていることを十分に認識し、信義に從って誠実に対応しなければならない。 3 受注者は、当該契約に係る産業廃棄物の処理状況を明らかにするため、施工計画書に産業廃棄物処理の計画について記載するほか、産業廃棄物委託契約書、処分業許可証及び収集運搬業許可証の写しを監督員に提出し、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を提示する(電子マニフェストの場合は受渡確認表を提示)。 4 この特記仕様書に反して当該契約の産業廃棄物が処理された場合は、受注者に対して必要な措置を命じることがある。このとき受注者は、速やかに指示に従わなければならない。
建設副産物に関する取扱い	1 受注者は、請負代金が100万円以上(請負代金額の変更があった場合を含む)の工事を施工する場合、契約締結後速やかにコブリス・プラスによる再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出する。 2 受注者は、建設業に属する事業者を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第9条又は建設業に属する事業者を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(以下「指定副産物省令」という。))第8条における告示の対象となる工事については、現場指示用の再生資源利用(促進)計画書を工事現場の見やすい場所に掲示する。 3 500m3以上の建設発生土を撤出する工事は、指定副産物省令に基づく確認結果票を作成し当該計画書と併せて提示する。 4 受注者は、工事完成後速やかに、コブリス・プラスによる再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出する。請負代金額が100万円以上(請負代金額の変更があった場合を含む)の全ての工事を対象とする。

京都市西大路市営住宅修繕工事	
設計図	設計 No. 2 38 枚の内 令和 8 年 4 月
ただし、1号棟給水管改修工事	設計変更 No. 枚の内 令和 年 月
特記仕様書1(工事概要・特記事項)	
京都市住宅供給公社維持工事課	
資材の再資源化等に関する取扱い	1 発生材のうち、引渡しを要するものは下記による。 () () なお、引渡しを要するものは、監督員の指示を受けた場所に保管し調査を監督員に提出すること。 2 発生材のうち、工事現場において再利用及び再資源化を図るものは、下記による。 () () なお、再資源化を図るものとしたものは、分別を行い、再生資源化施設等(廃棄物処理法第14条の許可を受けた施設)に搬入すること。 3 本工事が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という。)の対象工事である場合は、以下の書類を監督員に提出する。 (1) 同法第12条第1項の規定で定める説明書(契約締結前に提出) (2) 同法第13条及び省令第4条に基づく書面(着工関係書類に添付) なお、届出の記載内容に変更が生じた場合は、遺場第2項の規定により、速やかに届出を再提出する。 対象工事は、建築設備の場合、請負代金額が1億円以上の工事となり、建築物以外の工作物の工事(土木工事等)は請負代金額が500万円以上の工事が対象となる。 4 受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、同法第18条の規定に基づく報告書を監督員に提出する。なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書に必要事項が記載されている場合は省略できる。
建設発生土の処理	建設発生土は、原則として下記のとおり処理する。 1 搬出先 ○ 指定地処分 番号又は名称: () 所在地: () (搬出先へ建設発生土の受領書を求め、監督員に提示する) ○ 場内敷出し 2 建設発生土に係る土壌調査 () ○ 土壌調査を実施する。 搬出先が指定する基準(調査項目及び基準値)による土壌調査を実施する。また、調査後に以下の資料を監督員に提出する。 (1) 土壌分析結果証明書 (2) (1)の試料を採取した地点を示す図面及び当該地点の写真 なお、搬出先が「京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」(以下「土砂条例」という。))第10条に基づき土砂の埋立て等の許可(変更を含む。)を必要とする場合は、搬出先の求めに応じ、許可に必要な資料の作成に協力する。 ○ 土壌調査を実施しない。 ただし、搬出先が土壌調査を求めた場合や搬出する土砂等が土砂条例第8条に規定する埋立基準に適合しないおそれがあると認められる場合は、監督員と協議すること。協議のうえ、土壌調査を実施することになった場合は、設計変更の対象とする。
石綿の取扱い	石綿の取扱いは、以下のとおりとする。 1 石綿の取扱いに当たっては、石綿障害予防規則、大気汚染防止法及び「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散防止防止対策徹底マニュアル(令和3年3月)」等、関係法令等を遵守する。 2 解体又は改修工事に当たっては、5の(1)から(4)に示す石綿の有無にかかわらず、全ての部位及び材料について、事前調査を行い、「解体等工事に係る事前調査説明書」を監督員に提出する。また、大気汚染防止法第18条の1第5項及び石綿障害予防規則第4条の2第1項に基づき提出したそれぞれの報告書の写しを監督員に提示する。 (1) 調査について貸与する図書は、下記による。 () (2) 分析調査を行う場合は、「建材中の石綿含有率の分析方法について」(最終改正 令和3年12月22日基発1222第17号)に基づき、定性分析及び定量分析を行うこと。 3 石綿含有建材の除去等作業を行うに当たり、作業計画書を作成し監督員の承諾を得る。 4 石綿含有建材の除去等の作業が終了したときは、その結果を書面にて監督員に報告する。 (特定粉じん排出等作業完了報告書) 5 なお、現時点で石綿を含むと想定しているものは次の(1)から(4)のとおりである。 各レベルは、建設業労働災害防止協会による石綿含有建材別作業レベル区分を示す。 (1) 吹付け石綿(吹付けパライト、吹付けパームキュライト含む) 対象部位及び材料 () (レベル 1) (2) 石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材 対象部位及び材料 () (レベル 2) (3) 石綿含有成形板等 対象部位及び材料 (水栓パッキン、ガスケット、外壁) (レベル 3) (4) 石綿含有仕上塗材(吹付けパライト、吹付けパームキュライトを除く) 対象部位及び材料 ()
工事条件	
建設協力会	工程管理、現場管理(安全衛生・仮設・養生・清掃等)、周辺の道路管理(清掃・事故防止・交通誘導警備員等)等の関連工事等の受注者と共同で処理すべき以下の事項については、当該受注者と協力会等を組織して工事の円滑な進捗を図り、費用についても全員で負担する。 1 事故防止 2 付近道路及び仮設道路の維持管理 3 その他工事に発生した問題について、監督員が指示した事項
特定元方事業者の指名	○ 工事の実施に当たり、工事現場の安全を統一的に管理するため、労働安全衛生法第30条第2項に基づき、同条第1項の措置を講ずべき者(以下「統括安全衛生管理義務者」という。))として、特定元方事業者を一人指名する。 ○ 本工事の契約後、本工事の受注者を統括安全衛生管理義務者として指名することについて、同意を求める予定である。 ○ 別途発注する以下の工事の受注者を統括安全衛生管理義務者として指名する予定である。 ()
施工中の安全確保及び環境保全	1 各種関係法令によるほか、建設工事公衆災害防止対策要綱及び建築工事安全施工技術指針を踏まえ、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故の防止に努める。 2 各種関係法令によるほか、建設副産物適正処理推進要綱に従い、工事の施工の各段階において、騒音、振動、粉じん、臭気、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないよう、周辺環境の保全に努める。 3 火気の使用及び火の粉の飛散等火災のおそれのある工事を行う場合は、火気の取扱い、火花等の飛散に十分注意するとともに、火災防止に有効な材料で養生するほか、消火器や水の入った容器を作業場所周辺に配置し、火災防止の徹底を図る。 既存施設を施工する場合、現場代理人はその都度監督員及び防火管理者に場所、時間、方法等について説明を行い、確認を受ける。 4 既存の消防設備等の工事においては、工事中でもシステムの限り消防設備器具及びシステムが作動する状態を保つように留意する。工事の開始前及び完了後等設備の器具及びシステムの作動を停止又は休止させる場合は、事前に所轄消防署の指導を受ける。 公害の防止に努め、工事に当たっては「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(最終改正:平成13年4月9日国土交通省告示第487号)」に基づき指定された建設機械の使用を原則とする。
建設機械	

特記仕様書 2 (機械設備)

Table with 2 columns: Item Name (e.g., 工事条件, 化学物質を放散する材料等) and Description/Requirements.

Table with 2 columns: Item Name (e.g., 官公署その他への届出手続等, 養生) and Description/Requirements.

Table with 2 columns: Item Name (e.g., 京都市西大路市営住宅修繕工事, 設計図) and Description/Requirements.

京都市住宅供給公社標準仕様書 (機械設備)

共通事項

天井吊り機等の振れ止め
機器名称等の明示
1 主要機器 (居室内は除く。)には機器名称、記号、系統名を明示する。ただし、水中ポンプについては、その系統の弁に同内容を明記した札を取付ける。

配管工事

塩ビライニング鋼管等の接合
1 塩ビライニング鋼管、耐熱性ライニング鋼管及びポリ粉体鋼管は、図中特記なき限りねじ接合 (呼び径100以下に限る。)又はフランジ接合とする。

井類
給水管に使用する呼び径50以下の弁類 (流末部は管端防食型を採用する。)は青銅製ねじ込み型とし、仕切弁及び逆止弁の呼び径65以上はナイロンライニング (ナイロン11) を施したものとする。

弁ボックス
1 弁ボックスは標準図に示す弁類とし、弁の呼び径50以下の場合にはV0-Pとする。

量水器
直圧部は京都市上下水道局規格の量水器ボックスにおさめる。流末部は京都市上下水道局に借受料 (本工事に含む。)を支払って受取り、地中設置の場合は「標準図」(機材53)におさめ、それ以外の場合はメーター保護カバー及び支持台を取付ける。

防虫網
水槽の排水・溢水管の末端にはねじ込み型で着脱可能な黄銅製防虫網を取付ける。
1 水槽内配管、外壁露出配管及びピット内配管の配管支持金物及び固定金物 (インサート金物を除く。)はステンレス製とし、その他の屋外部分 (屋上横走り配管等) は、溶融亜鉛めっき又はステンレス製とする。

Table with columns: 種別, 適用, 管種記号, 図示記号, 管材料, 適用範囲 (備考). Lists various pipe types like SGP-VA, SGP-VD, SGP-FVA, etc.

※ 樹脂管は、保温付樹脂管「リフレ」管又は、保温付「リア」管とする。
※ 都市ガス管の管材については、ガス事業者の指定する管材とする。

Table with columns: 支持間隔 (m), 管径 (mm). Shows support intervals for horizontal pipes (1.8, 2.0, 3.0, 4.0, 5.0) and vertical pipes (15-20, 25-40, 50-80, 100-150, 200-).

防食処理
地中埋設部、コンクリート埋設部及び空気流通のない暗渠内配管で、保温を行わない鋼管類 (ステンレス鋼管及び合成樹脂等) で外面被覆を施した部分を除く。には防食処理を施す。

スリープ

1 スリープの材質及び使用箇所は、次のとおりとする。
材質 使用箇所
亜鉛鉄板製 地中部分以外
ツバ付き銅管製 外壁の地中部分等の水密を要する部分

その他

モデル住戸
特記がある場合、改修工事に先立ち、監督員の指定する空室を利用して住戸内各種工事を施工し、監督員の確認を受ける。
ガス工事
都市ガス工事は、大阪ガス株式会社供給規定による大阪ガス株式会社の責任施工とする。なお、管材料及び接合材料等は「ガス配管設計の手引き」(大阪ガス編)による。

配管等保温・防錆工事

保温・塗装仕様
保温・塗装の仕様は、特記なき限り下表による。(斜線: 原則使用しない、網掛: 保温・塗装不要)

Large table for pipe insulation and coating specifications. Columns include pipe name, material, indoor/outdoor exposure, and specific locations like MB,天井内, 床組内, etc.

(*)1 排水管 (FDPD-VP) 屋内露出の塗装仕様「い(*)1」は便器後部接続部分にのみ適用し、その他の部分については保温塗装共不要とする。
(*)2 通気管の天井内保温仕様「B(*)2」は最上階にのみ適用し、その他の階については排水管の分岐部から100mmまでの範囲には保温を施し、それ以外の範囲については保温塗装共不要とする。


【注記事項】

- 1 保温を行う呼び径65以上の弁、ストレーナ等は、ビス等により容易に着脱できる金属製カバー (屋外は配管と同仕様、屋内は塗装亜鉛めっき鋼板) による外装を行う。
2 屋内露出の保温防露等に用いる見切りバンドは、粘着性のアルミテープ又はビニルテープとする。

Table for insulation materials and construction order. Columns: 記号, 保温材, 施工順序, 呼び径 (mm), 15~80, 100~150, 200.

塗装・防食工事の材料及び施工順序は下表のとおりとする。

Table for coating and anti-rust work materials and construction order. Columns: 記号, 施工順序.

変更 記事		京都市西大路市宮住宅修繕工事	設計変更		
		ただし、1号棟給水管改修工事	NO. 5 38 枚の内		NO. 枚の内
		給水管改修工事仕様書	京都市住宅供給公社		令和 年 月
		令和8年4月 S= -	維持工事課		

◆給水管改修工事仕様書◆

本工事は、既設給水設備において、給水方式を流末方式から加圧給水方式へ変更するものである。また、経年劣化している給水管を改修するものである。

本工事の改修範囲は、受水槽およびポンプを含む給水管の更新とし、これに伴う入居者対応、仮設工事の一式を行う。

1. 一般事項

(1) 本工事の施工にあたり、以下の内容について配慮すること。

- ・ 団地敷地内は原則禁煙とする。
- ・ 使用する電動工具は、可能な限り低騒音タイプ、バッテリー式の機種を選定すること。なお、コード式の電動工具を使用する場合は、感電防止のための対策を行うこと。
- ・ エレベーターの使用は、入居者を優先すること。また、カー内部での会話は控えること。
- ・ 作業員は、腕章や名札等により、工事関係者であることが判別できるようにすること。
- ・ 工事車両は、乗り合せや公共交通機関の利用により、乗り入れ台数を減らすこと。
- ・ 工事車両の駐車場所は地元自治会との協議により決定することとし、それ以外の場所へは駐車しない。
- ・ 作業時間は原則8:00～17:00とし、養生から後片付けまでを行うこと。
- ・ 断水時間は原則9:00～16:00として、作業工程を立てること。
- ・ 作業班には班長を定め、現場代理人及び主任技術者と連絡を密にすること。

2. 準備（施工前）

- (1) 当該団地の自治会に対し実施する工事説明の資料作成に協力し、説明時は同行する。
- (2) 現地を事前調査し、建物・既存設備・周囲の状況、配管経路等を確認する。
なお、住戸内への入室を伴う調査は、入居者向け工事説明会の開催後に実施すること。
- (3) 施工要領書、作業工程表及び作業員名簿を監督員に提出する。
- (4) 施工に先立ち、工事対象棟の入居者に対し工事説明会を開催する。なお、説明会を開催する回数は監督員と協議し決定するものとし、以下の要領で行う。
 - ・ 工事説明会開催の案内文、工事説明会資料を作成し、監督員に内容の確認を受ける。
 - ・ 工事説明会開催の案内文は、対象棟全住戸の玄関ドアポストに投函する。
 - ・ 工事説明会資料は対象棟全住戸分を事前に準備し、説明会当日に参加者へ配布する。
 - ・ 説明会には現場代理人及び主任技術者が出席し、工事内容の説明及び質疑応答を行う。
 - ・ 説明会を欠席した住戸には、工事説明会資料及び質疑応答内容の資料を玄関ドアポストに投函する。なお、その住戸の入居者から質疑があった場合は対応すること。
- (5) 住戸内調査は全戸を対象とし、入居者と調査日を調整のうえ訪問し、配管経路及び住戸内工事の施工日を調整すること。なお、留守等により訪問できない住戸や、住戸内工事の辞退を申し出た住戸については、書面にて監督員に報告すること。
- (6) 施工日の調整、入居者への周知、入居者からの質疑応答等、本工事に係る調整や入居者対応は受注者にて行い、随時監督員に報告すること。

3. 仮設

- (1) 資材置場等を団地敷地内に設置する場合は、フェンスリット等で囲い、入居者及び通行人の安全確保に努める。また仮囲いには、工事名称、施工者名等を明示する。
- (2) 工事に必要な電気及び水道の使用に係る手続き及び費用については受注者の負担とする。なお、団地内共用設備から使用する場合は、事前に当該団地の自治会の了解を得たうえで使用することとし、費用負担等については事前協議し、監督員に報告すること。
- (3) 共用廊下等の作業場所に養生シート等を設置して汚損防止に努める。万一、汚損等が生じた場合は、故意・過失を問わず受注者の負担にて原状復旧すること。

4. 共用部・住戸内工事

- (1) 共用部（PS内）及び住戸内の給水管を更新する。
- (2) 作業工程は、バルブ住戸の設置 → 入居者向け工事説明会 → バルブ住戸の内覧 → 住戸内事前調査 → 共用部工事 → 住戸内工事とする。
- (3) 住戸内工事のバルブ住戸は、空き住戸を利用して設置すること。なお、設置戸数は監督員の指示によるものとし、内覧期間中の住戸管理、受付、入居者対応、諸費用（光熱水費を含む）等は、すべて受注者が負うものとする。
- (4) 入居者向け工事説明会の際に、各戸の工事予定日を周知し、住戸内事前調査の際に入居者の希望に合わせて実施日を調整する。
- (5) 住戸内事前調査は、以下の内容について行う。
 - ・ 配管経路の確認（特にPS壁貫通箇所状況と、入居者自身での改修の有無）
 - ※ 配管経路が設計内容と大きく異なる場合は、監督員に報告し、その指示に従う。
 - ・ 家具等の配置確認（入居者で移動を依頼するものと、受注者で移動するものの分別）
 - ・ 作業内容等の入居者説明及び工事実施日の調整
- (6) 共用部工事及び住戸内工事は、以下の内容にて行う。
 - ・ 作業実施日の前日に、対象住戸及びその両隣のドアポストへ翌日に実施する工事の概要（作業場所、実施時間、騒音の有無等）を記載した工事ビラを投函する。
 - ・ 作業終了時刻までに作業（後片付けを含む）を終了し、入居者へ作業完了の報告を行う。万一、時間内に作業が完了しない場合は、事前に監督員へ報告し、対象住戸の入居者へ作業時間延長の説明を行うこと。
 - ・ 住戸内は露出配管とし、樹脂製配管が（モルタル・ベース付・断熱材付）を用いて施工すること。
 - ・ 樹脂製配管がの部材は、壁貫通部、曲り、分岐及び水栓部に適したものを使用することとし、取付け部に段差がある場合は、スパー等をを用いて処理すること。なお、樹脂製配管がの施工は、製造者の指示する施工方法に基づき実施すること。
 - ・ 入居者が自身で改修している部分の配管については本工事では更新せず、改修部分への接続までを本工事にて行う。
 - ・ 断水を伴う工事は日数・時間が最小となるよう計画すること。
 - ・ 入居者の家具や家電等の移動が必要な場合は、入居者の承諾を得て移動すること。
 - ・ 養生シート等を設置して、住戸内の汚損防止に努めるとともに、作業後は十分な清掃を行うこと。
 - ・ 施工前及び施工後の住戸内給水圧力調査を実施すること。なお、原則として調査箇所は全住戸を対象とし、1住戸につき1か所（原則として台所水栓）とする。
 - ・ 作業実施日については原則として平日に行うこととしているが、入居者から希望があった場合に限り、休日の作業を認める。
 - ・ 休日作業実施日は事前に監督員へ報告すること。ただし、休日作業における監督員の立会いは、検査を含み原則行わない。

5. 屋外工事

- (1) 本工事に必要な関係各所（京都市上下水道局等）への申請手続き及び事前協議は、受注者により遅滞なく行うこと。
- (2) 埋設配管作業に必要な道路舗装（アスファルト、インターロックブロック、コンクリート等）のカッター切り、はつり、撤去、掘削、埋戻し、舗装の復旧作業は本工事にて行うこと。

6. 撤去工事の留意点

- (1) 既設配管撤去後のボルト穴等は、コーキング、化粧ビス、シーリングプレート等で適切に処理すること。
- (2) 存置する既設配管の端部はフック（キャップ）止めとする。
- (3) コンクリート面で既設配管等を切断した場合の補修は、モルタル等で適切に処理すること。
- (4) 上階での施工に際しては、資材材の落下防止に努め、必要な安全対策を施すこと。

7. 交通誘導員の配置

- (1) バックホウ、クレーン等の重機を使用する際は、交通誘導員Bを配置すること。

8. 作業上の補償


- (1) 本工事により漏水、損傷、破損又は汚損が発生した場合は、故意・過失を問わず、受注者の負担にて原状復旧すること。また、入居者の所有物を損傷、破損又は汚損させた場合は、受注者の責任において必要な補償を誠意を持って行うこと。

9. 写真撮影

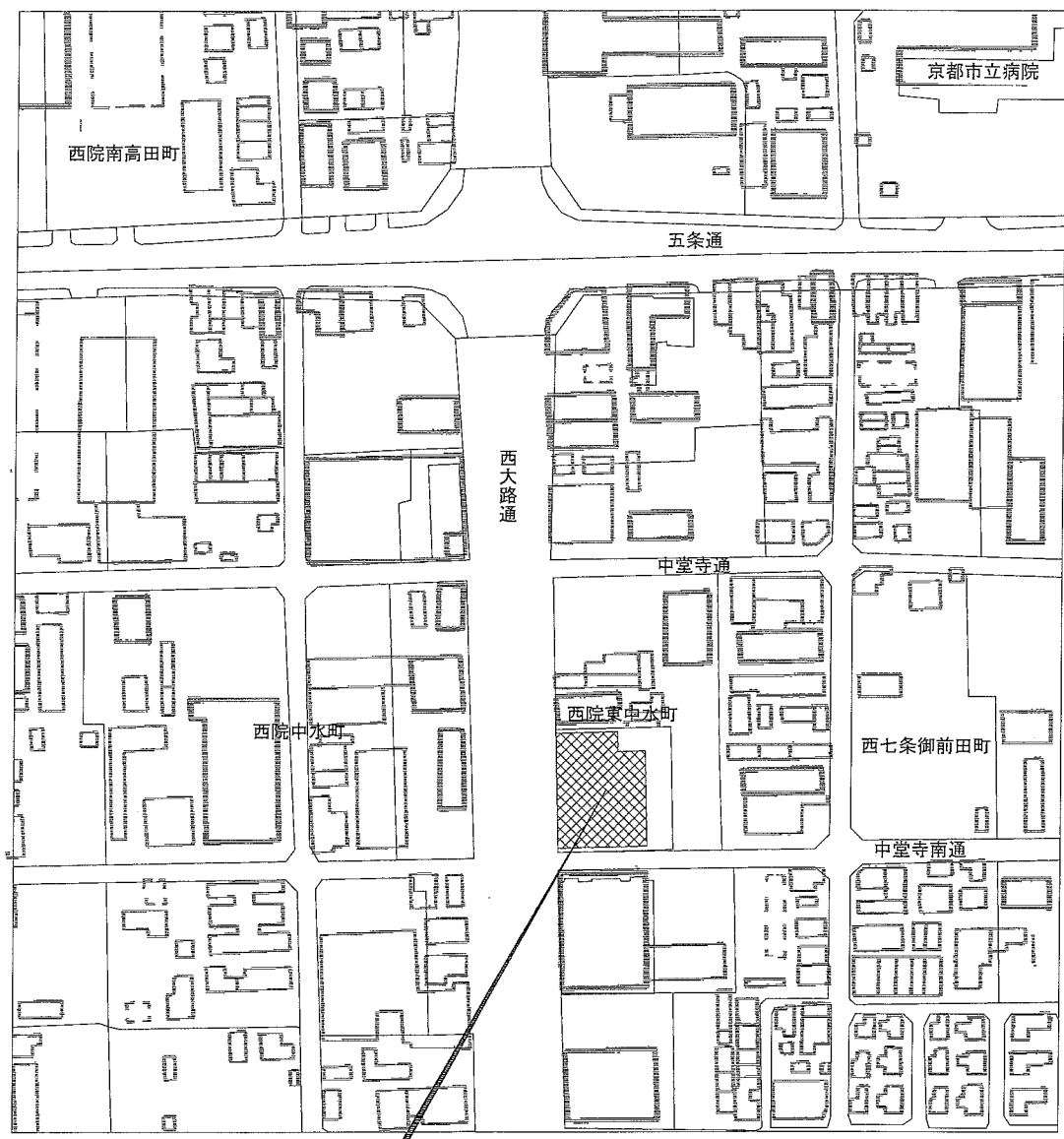
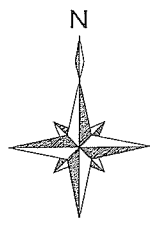
- (1) 施工前に作業場所を撮影し、原状の証明とする。
- (2) 施工中の写真撮影箇所は、事前に監督員と協議すること。なお、住戸内の施工写真については全住戸を対象とし、施工状況の確認が可能な様に留意して撮影すること。
- (3) 施工後に作業場所を撮影し、施工完了の証明とする。
※ 特に入居中の住戸内写真は、撮影忘れがない様に注意すること。
- (4) 写真の撮影は、デジタル形式によるものとし、印刷して提出するものと、データのみをDVD等のメディアに画像データをコピーして提出するものを、事前に監督員へ確認すること。

10. その他

- (1) 施工中に既設配管からの漏洩等を発見した場合は、速やかに監督員へ報告すること。
- (2) 施工中にトラブルが発生した場合は、速やかに監督員へ報告すること。
- (3) 休日、夜間等で本工事に起因して別業者（当該団地の緊急修繕業者又は入居者が緊急に依頼した業者）が修繕を行った場合、その費用は受注者が負うものとし、関係者と調整して支払うこと。
- (4) 工程表（2週間工程）を1階の掲示板及び当該団地の自治会が指定する場所へ掲示すること。
- (5) 住戸内工事に際し、必要に応じて、入居者所有物の仮置き場を設けること。
- (6) 施工、資材搬出入等の都合上、やむを得ず入居者用駐車スペース周辺で作業を行う場合は、事前に入居者に了解を得ること。また、必要に応じて車両の移動を依頼すること。
- (7) コンクリートのはつり・穿孔及び、アンカーボルト打設等の騒音を発生する作業の前には、影響を及ぼす住戸に事前に周知したうえで実施すること。
- (8) 特記なき限り、弁類はJIS 10Kとする。
- (9) 入居者都合による住戸内施工辞退は減額変更の対象とする。
- (10) 1階のテナントに配慮した施工とすること。
- (11) その他、疑義が生じた場合は、随時監督員と協議すること。

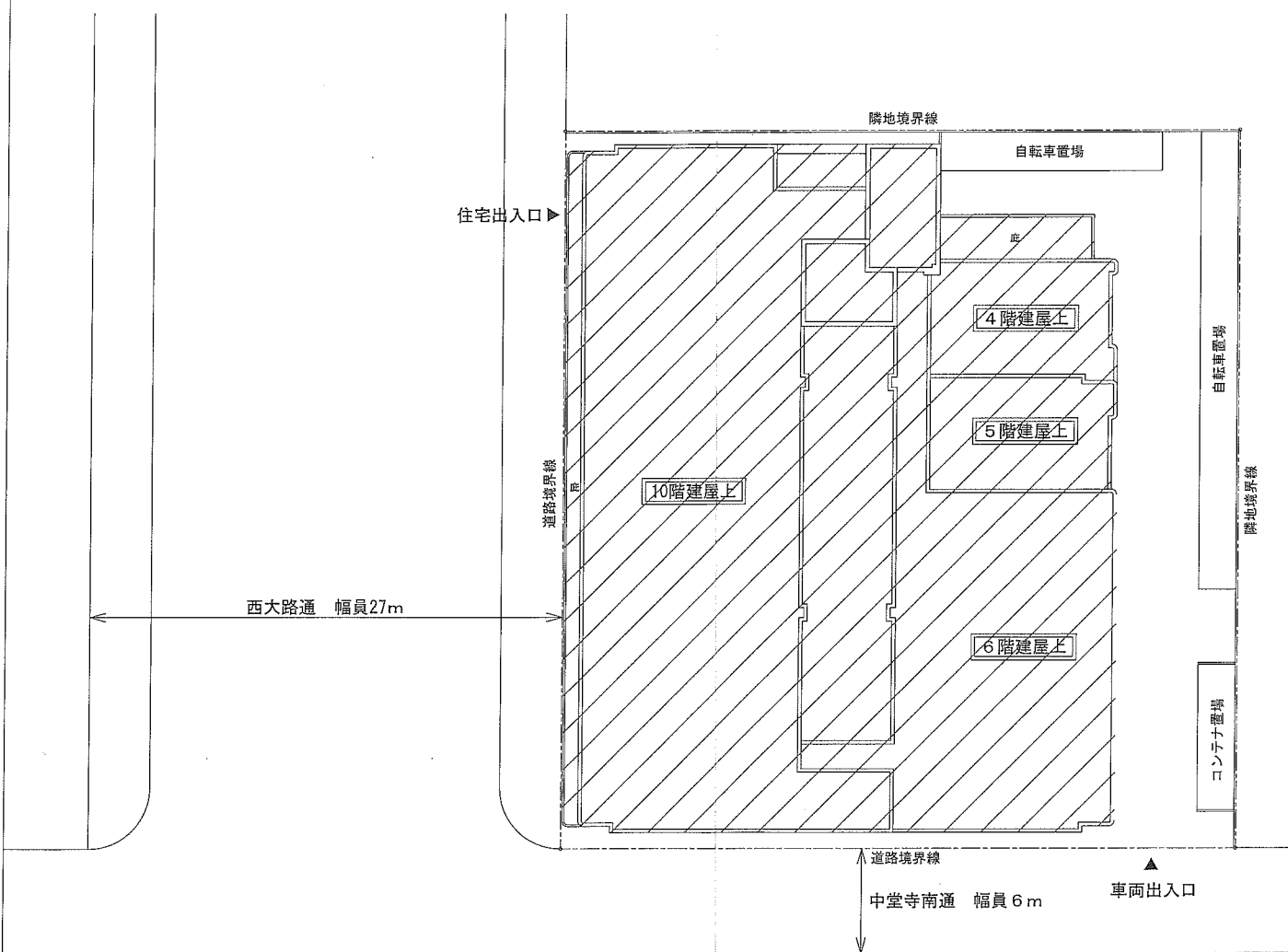
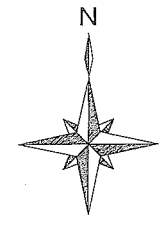
変更 記事	京都市西大路市営住宅修繕工事	設計変更		
	ただし、1号棟給水管改修工事	NO.6 38 枚の内		NO. 枚の内
	附近見取図、配置図	京都市住宅供給公社		令和 年 月
	令和 8 年 4 月	S=1/2500、1/400		維持工事課

団地名称	構造	階数	延面積 (㎡)	戸数	竣工年度
西大路市営住宅	SRC	10	6,959.39	75	H元年



工事場所：京都市西大路市営住宅（京都市右京区西院東中水町14番地）

付近見取図 S=1/2,500



配置図 S=1/400

変更 記事		京都市西大路市営住宅修繕工事	設計変更
		ただし、1号棟給水管改修工事	NO. 38 枚の内
		住戸表	京都市住宅供給公社
		令和8年4月 S=	令和 年 月

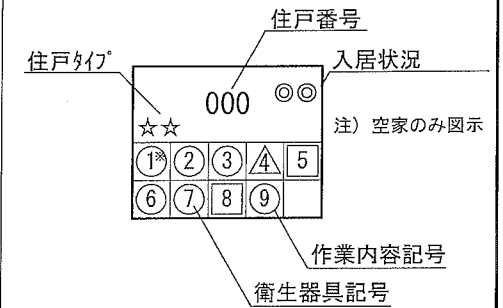
特記事項

1. 本表の入居状況及び作業内容は設計時点のものであり、施工にあたっては監督員より最新の入居状況を確認すること。

◆住戸一覧表(住戸数:75戸)

1001 一般	1002 一般	1003 一般	1004 一般	1005 少家	1006 一般					
901 一般	902 一般	903 一般	904 一般	905 少家	906 一般					
801 一般	802 一般	803 一般	804 一般	805 少家	806 一般					
701 一般	702 一般	703 一般	704 一般	705 少家	706 一般					
601 一般	602 一般	603 一般	604 一般	605 少家	606 一般	607 一般	608 少家	609 一般		
501 一般	502 一般	503 一般	504 一般	505 少家	506 一般	507 一般	508 少家	509 一般	510 一般	
401 一般	402 一般	403 一般	404 一般	405 少家	406 一般	407 空家	408 少家	409 一般	410 一般	411 一般
301 一般	302 一般	303 一般	304 一般	305 少家	306 一般	307 一般	308 少家	309 一般	310 一般	311 空家
201 一般	202 一般	203 空家	204 一般	205 少家	206 一般	207 一般	208 少家	209 一般	210 一般	集会室

住戸一覧表凡例



住戸タイプ凡例

図示	住戸タイプ	間取
一般	一般住戸	3DK
少家	少家族住戸	2DK

衛生器具凡例

記号	衛生器具名称
1	台所水栓
1*	台所パ-水栓
1°	台所混合栓
2	湯沸止水栓
2°	給湯器止水栓
3	浴室水栓
3*	浴室パ-水栓
3°	浴室シャ-混合栓
4	浴室止水栓
5	洗濯水栓
5*	二槽式洗濯水栓
6	洗面水栓
6*	洗面パ-水栓
7	洗面止水栓
8	ロ-タ-内部部品
9	便器止水栓
10	屋外水栓

作業内容凡例

記号	内容
○	既設器具撤去・新設
△	既設器具取外し・再取付
□	既設器具撤去・水栓パ-ラ-取付
□	既設器具残置(取替不要)

変更 記事		京都市西大路市営住宅修繕工事	設計変更
		ただし、1号棟給水管改修工事	NO. 8 38 枚の内 NO. 枚の内
		衛生器具表	京都市住宅供給公社 令和 年 月
		令和 8 年 4 月 S= -	維持工事課

衛生器具表 メーカー名及び品番については参考とする。

施工場所	図示名称	名称	仕様・形状・寸法	TOTO(株)品番	(株)LIXIL品番	(株)KVK品番	SANEI(株)品番	(株)カタイ品番	数量						
									3DK	2DK			計	集会室	受水槽室
台所	台所水栓	泡まつ横形自在水栓	スパウト長:210mm(±30mm)	T131UNL13C	LF-16F(220)-13-U	—	—	7072-13X240	61	14			75	1	
	湯沸止水栓	アングル止水栓逆止弁付	ハンドル式, 入側:R(PJ)1/2, 出側:G(PJ)1/2	THY226U TH4025529A	LF-3G(55)K	K115AC	JV24A	7850	61	14			75	1	
浴室	浴室水栓	自在水栓	スパウト長170mm	T130AUN13C THY200A	LF-12-13-U	K3	A10J-13	7060-13×170	61	14			75		
	浴室止水栓	アングル止水栓	ハンドル式, 入側:R(PJ)1/2, 出側:G(PJ)1/2	THY226U TH4025529A	LF-3G(55)K	K115AC	JV24A	7850	61	14			75		
洗濯室	洗濯水栓	緊急止水弁付洗濯機水栓	JEM1206適合品 90度開閉	TW11R	LF-WJ50KQA	KU260K	Y1433TV-13	731-016-CH	61	14			75		
洗面所	洗面水栓	立水栓	TOTO製 洗面器(L230D)用	T205UNRC	LF-1-U	K5	Y50J-13	700-001-13	61	14			75		
	洗面止水栓	アングル止水栓	ハンドル式, 入側:R(PJ)1/2, 出側:G(PJ)1/2	THY226U TH4025529A	LF-3G(55)K	K115AC	JV24A	7850	61	14			75		
便所	ロータンク 内部部品	横形ロータンク用ボルトカップ レバーハンドル 手洗金具 フロートバルブ	TOTO製ロータンク(S545J)用取替え部材	THYS4A HH07148R TSY670BMNS THY416R	—	—	—	—	61	14			75		
	便器止水栓	アングル止水栓	ハンドル式, 入側:R(PJ)1/2, 出側:G(PJ)1/2	THY226U TH4025529A	TF-1890EF	—	JV24A	7850	61	14			75		
集会室・管理室	大便器一式	ロータンク式手洗付普通便座	パリアフリー便器	CS20AB, SH30BA TC291	BC-220SK, DT-K250 CF-39CK								1		
	小便器FV	小便器用フラッシュバルブ	TOTO製 小便器(U307C)用	T60PR	LF-3J								2		
	洗面器水栓		TOTO製 洗面器(L103D)用	T205QFRC	LF-1Z-U								1	1	
	洗面止水栓	アングル止水栓	ハンドル式, 入側:R(PJ)1/2, 出側:G(PJ)1/2	THY226U TH4025529A	LF-3G(55)382W80	K115AC	JV24A	7850					1	1	
	掃除流し水栓		TOTO製 掃除流し(SK322)用	T23AE20C	LF-7KE-19-U								1	1	
共通	フレキパイプ13mm	器具接続用フレキシブル継手	口径:13mm, ステンレス製, 300L(湯沸器)	—	—	V50EP-300	PT10-13-300	0784B-13-300	122	28			150	2	
	フレキパイプ13mm	器具接続用フレキシブル継手	口径:13mm, ステンレス製, 500L(その他)	—	—	V50EP-500	PT10-13-500	0784B-13-500	122	28			150	1	

変更 記事		京都市西大路市営住宅修繕工事	設計変更
		ただし、1号棟給水管改修工事	NO. 9 38 枚の内
		機器リスト(改修・撤去)	京都市住宅供給公社
		令和8年4月 S= -	令和 年 月 維持工事課

機器リスト(改修)

記号	名称	仕様・付属品	電気仕様				基礎 (既設)	台数	設置階	備考
			Φ	V	Kw	始動方式				
TW-1-1 TW-1-2	受水槽	FRP製ハ ^ル 型複合板タイプ ^ル 、外部補強型、耐震仕様1.0G					既設	2	B	
有効容量18.0m ³ 、呼称容量24.0m ³ 、寸法4.0Wx4.0Dx1.5H										
施錠式マンホール(600Φx2ヶ所)、内外梯子、鋼製架台(溶融亜鉛メッキ)										
その他付属品一式 各種配管取出口(別図参照)										
PU-1	加圧給水装置	推定末端圧一定インバーター制御	3	200	3.7x2	直入	既設	1	B	
50Φx343L/minx55M 自動交互並列運転										
制御盤(2槽式、電磁弁制御)、圧力タンク、共通架台										
パイプサイリサ、その他付属品一式										

機器リスト(撤去)

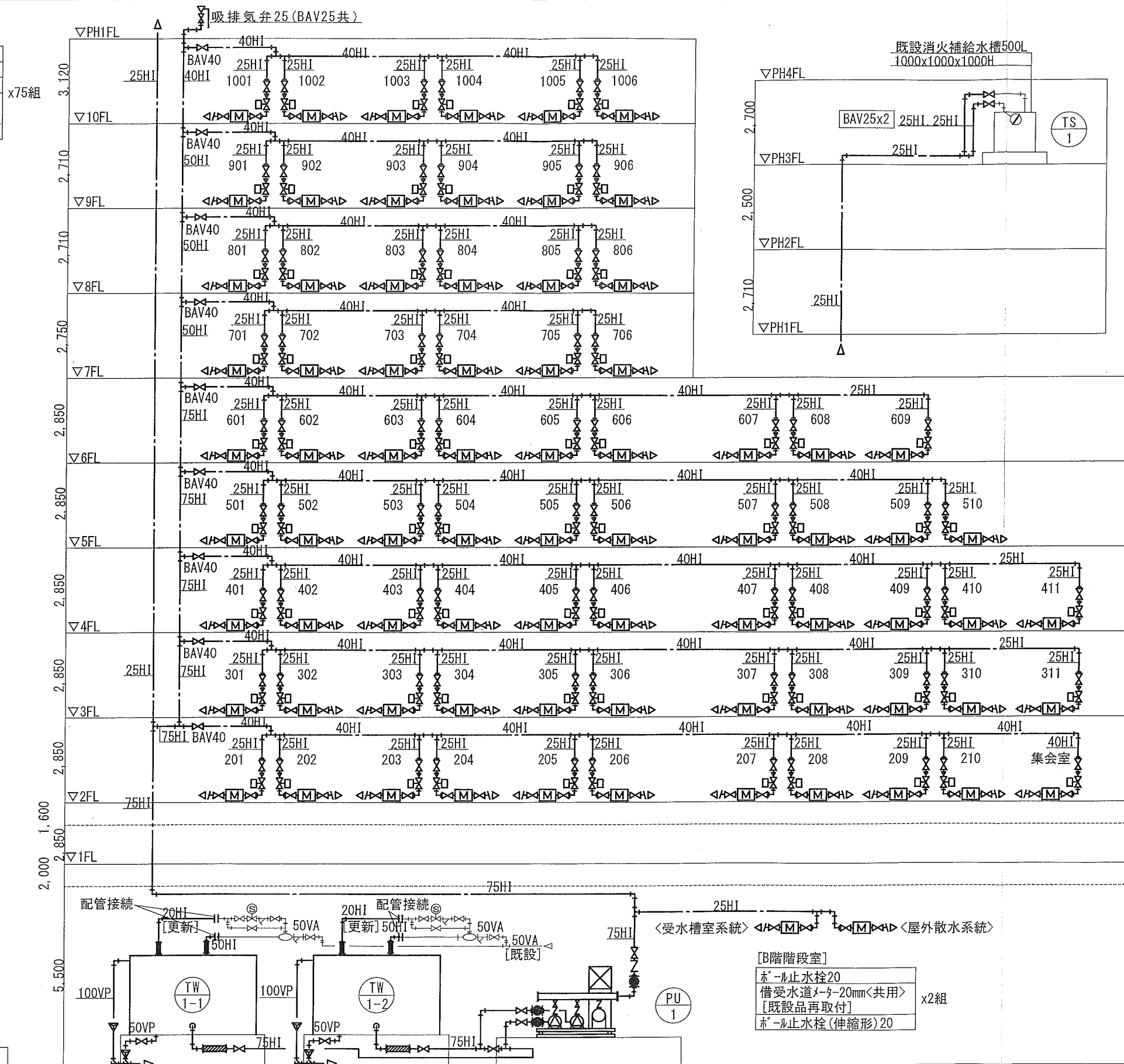
記号	名称	仕様・付属品	電気仕様				基礎 (既設)	台数	設置階	備考
			Φ	V	Kw	始動方式				
TW-2-1 TW-2-2	受水槽	FRP製ハ ^ル 型					既設	2	B	
有効容量18.0m ³ 、呼称容量24.0m ³ 、寸法4.0Wx4.0Dx1.5H										
施錠式マンホール(600Φx2ヶ所)、内外梯子、鋼製架台(溶融亜鉛メッキ)										
その他付属品一式 各種配管取出口(別図参照)										
P-1	揚水ポンプ	多段渦巻ポンプ ^ル	3	200	3.7x2	直入	既設	4	B	川本製作所 KR5-506CE3.7 54kg
40Φx40Φx150L/minx55M 自動交互・並列運転										
スプリング式防振架台、その他付属品一式										

機器リスト(残置)

TF-2-1 TF-2-2	高置水槽	FRP製ハ ^ル 型					既設	2	PH4F	
有効容量3.6m ³ 、呼称容量4.5m ³ 、寸法2.0Wx1.5Dx1.5H										
施錠式マンホール(600Φ)、内外梯子、鋼製架台(溶融亜鉛メッキ)										
その他付属品一式 各種配管取出口(別図参照)										
TS-1	消火補給水槽	FRP製ハ ^ル 型					既設	1	PH3F	

変更 記事	京都市西大路市営住宅修繕工事	設計変更	NO. 38 枚の内 NO. 枚の内 令和 年 月
	ただし、1号棟給水管改修工事	NO. 10 38 枚の内	
	系統図(改修)	京都市住宅供給公社	
	令和8年4月 S=	維持工事課	


[PS内]
BAV25
減圧弁20
逆止弁付ホ-ル止水栓(伸縮形)20
借受水道メ-タ-20mm<住戸用>
[既設品再取付]
ホ-ル止水栓20

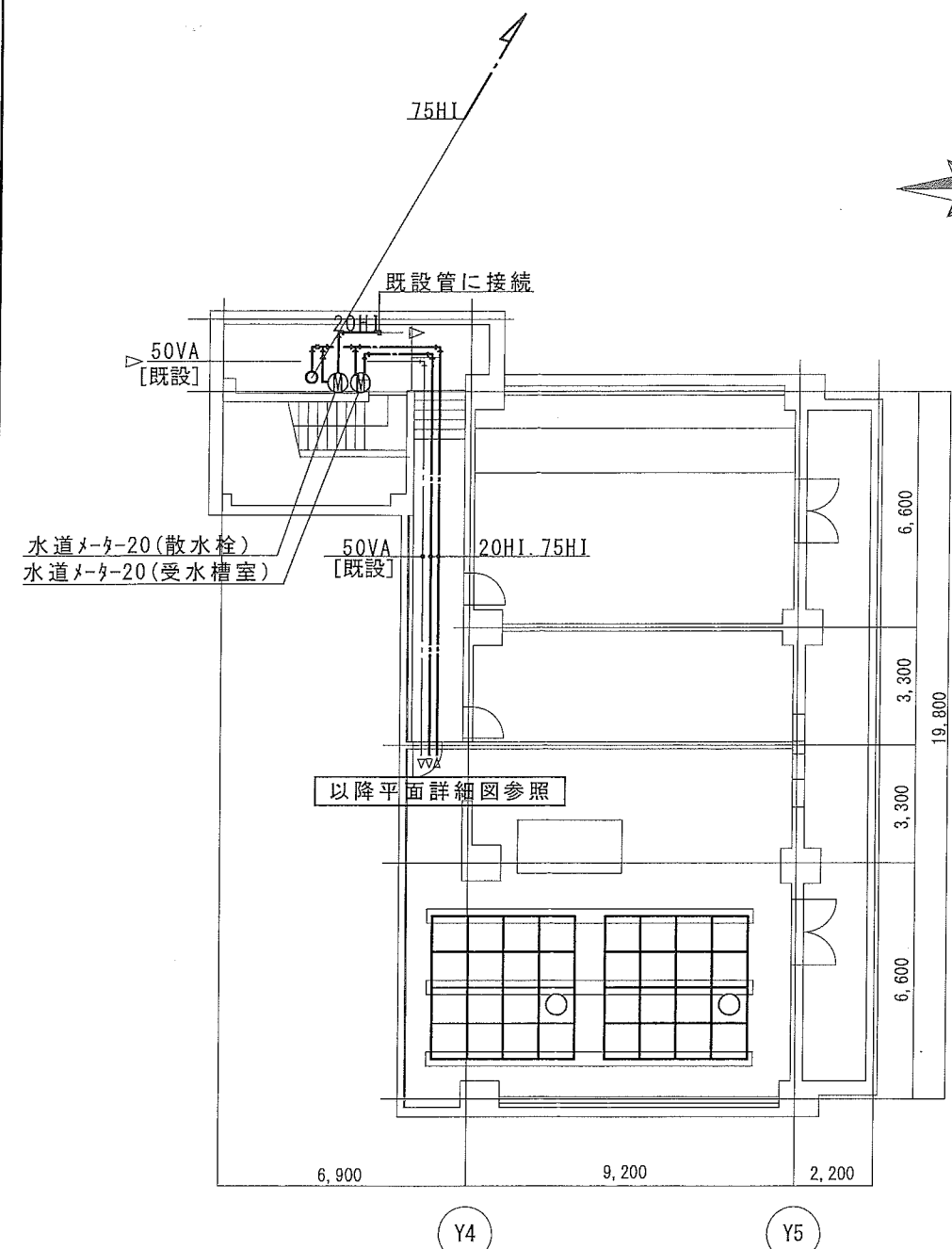


[集会室PS内]
BAV40
ホ-ル止水栓40x2
借受水道メ-タ-40mm
[既設品再取付]

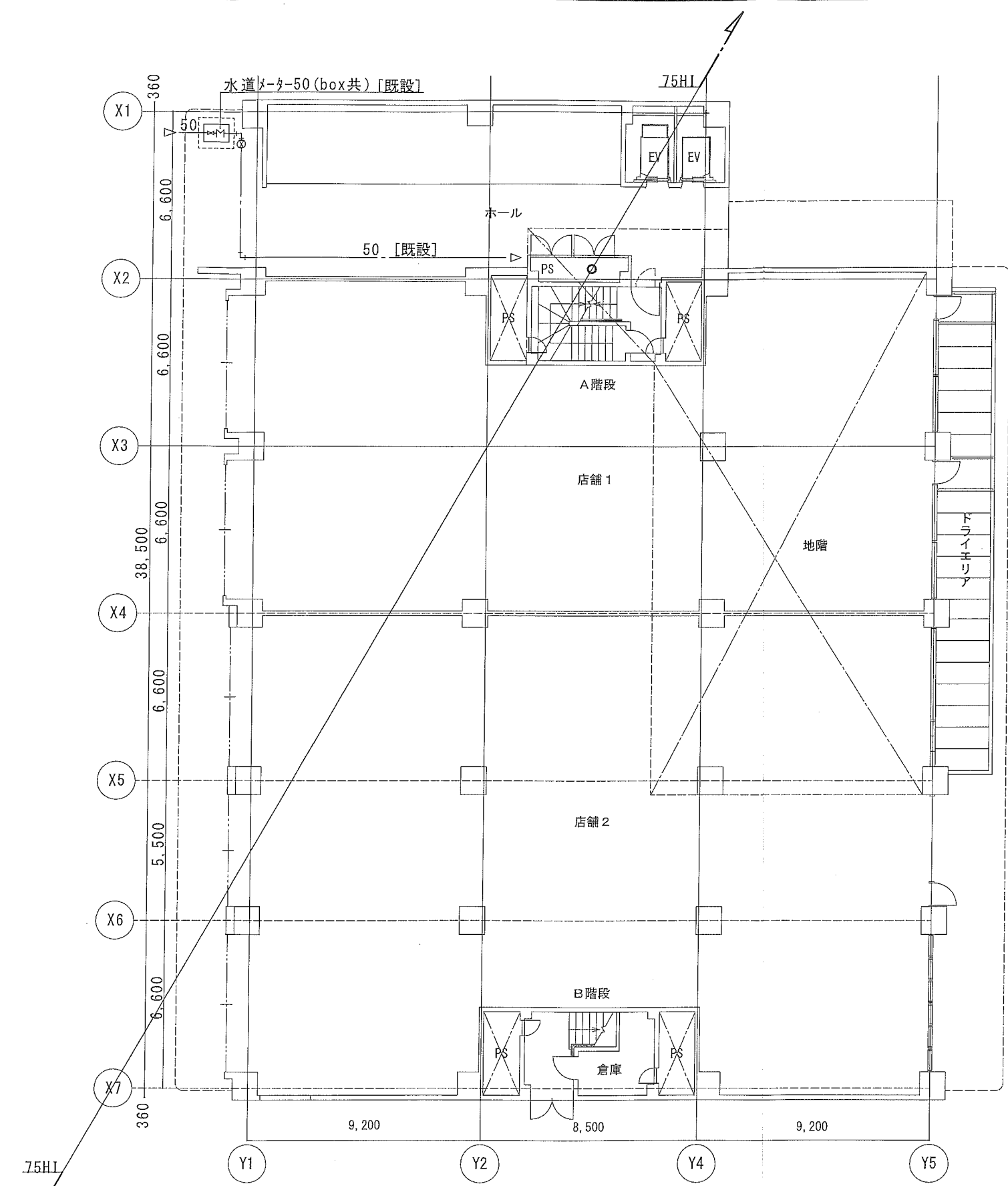
[B階階段室]
ホ-ル止水栓20
借受水道メ-タ-20mm<共用>
[既設品再取付]
ホ-ル止水栓(伸縮形)20

系統図(改修)

変更 記事	京都市西大路市営住宅修繕工事	設計変更		
	ただし、1号棟給水管改修工事	NO. 11 38 枚の内		NO. <input type="text"/> 枚の内
	B、1階平面図（改修）	京都市住宅供給公社		令和 年 月
	令和 8 年 4 月 S=1/200	維持工事課		

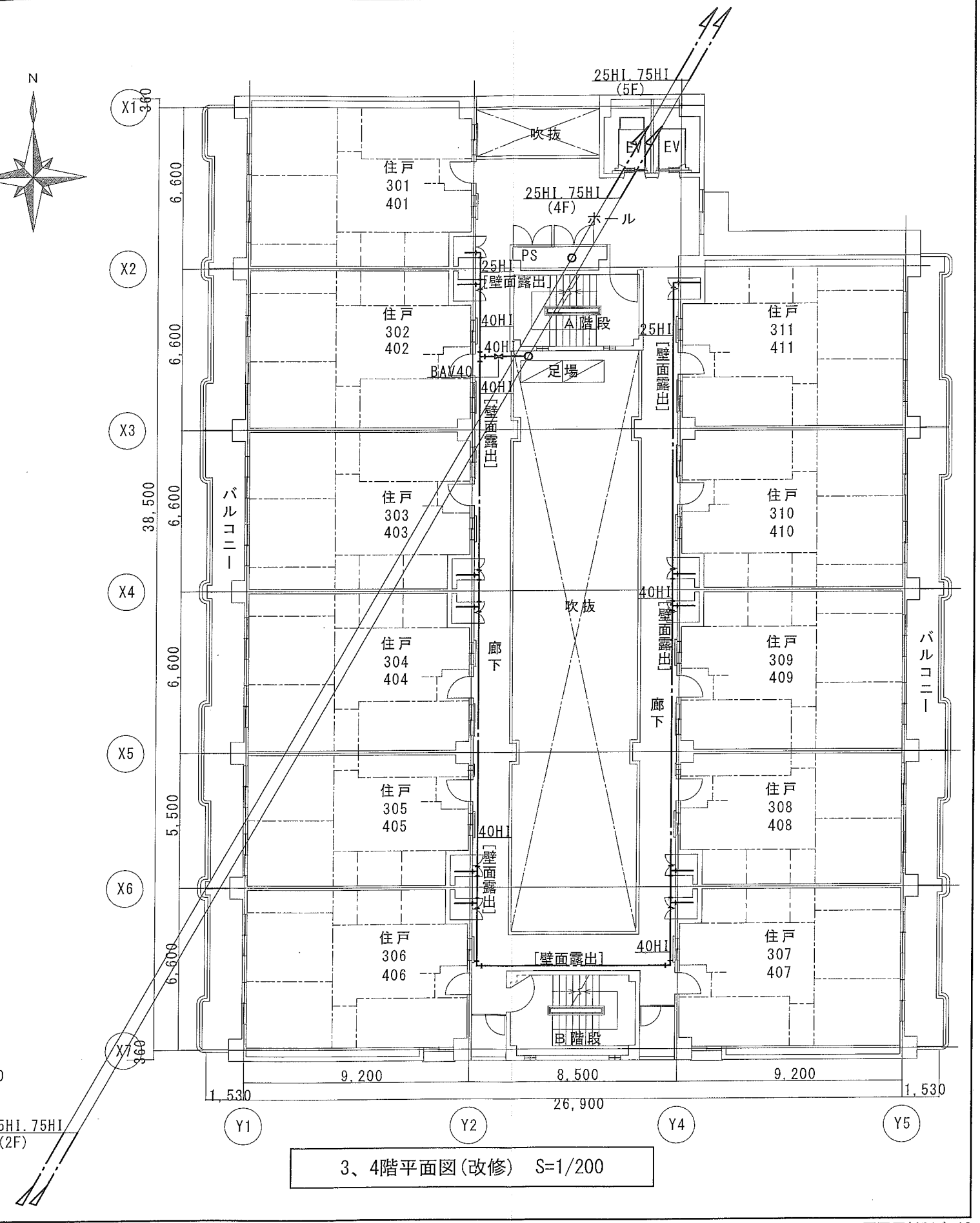
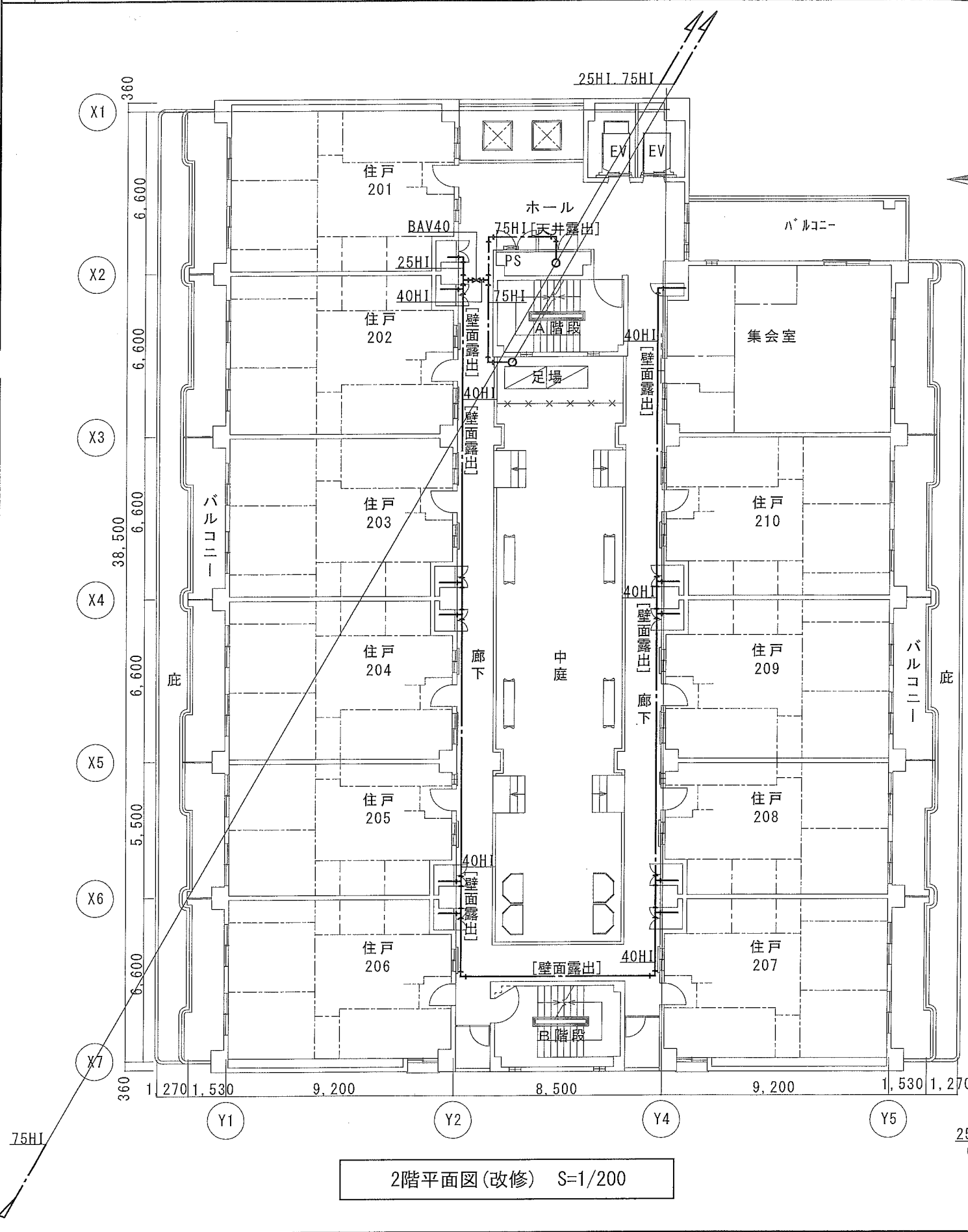



B階平面図(改修) S=1/200

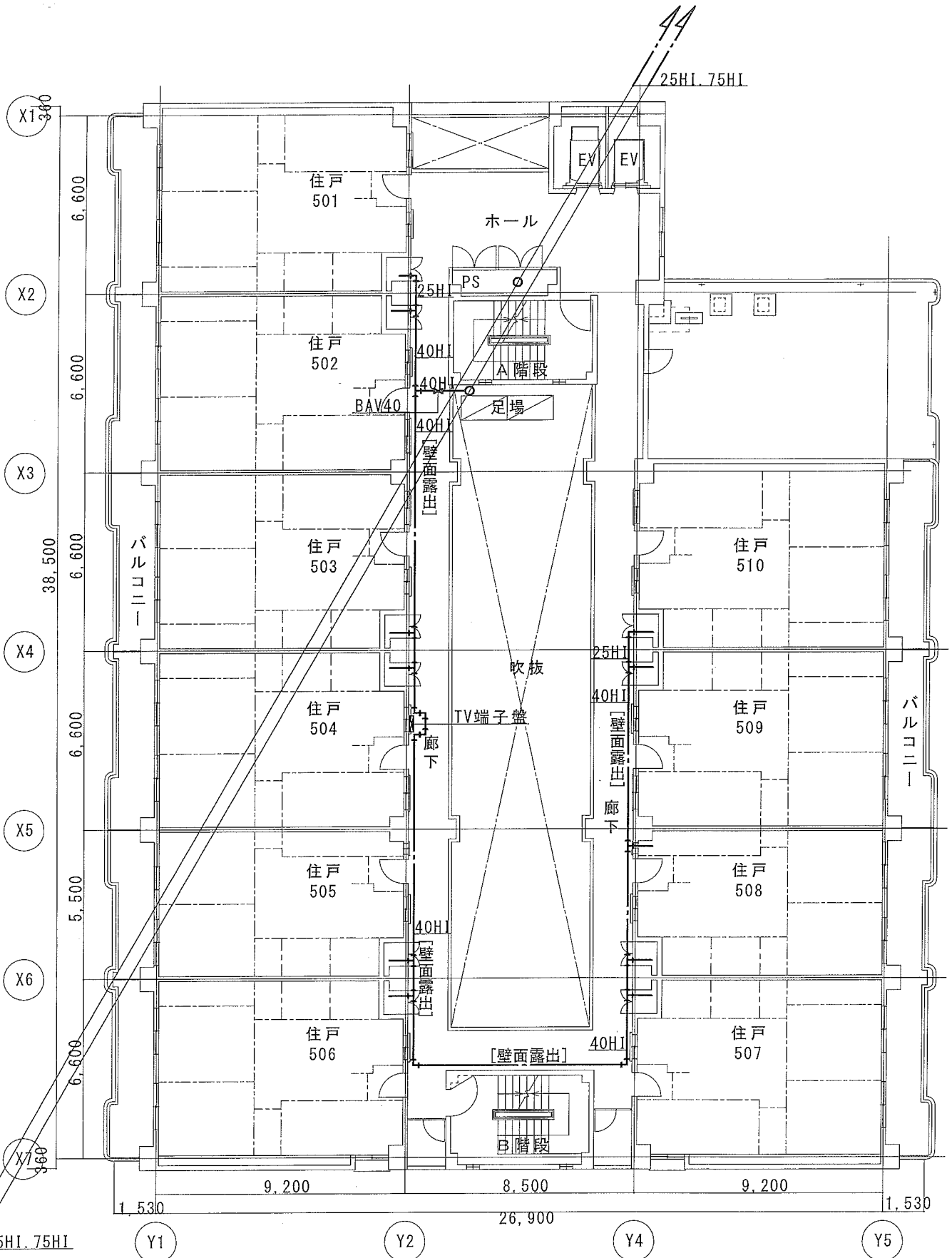


1階平面図(改修) S=1/200

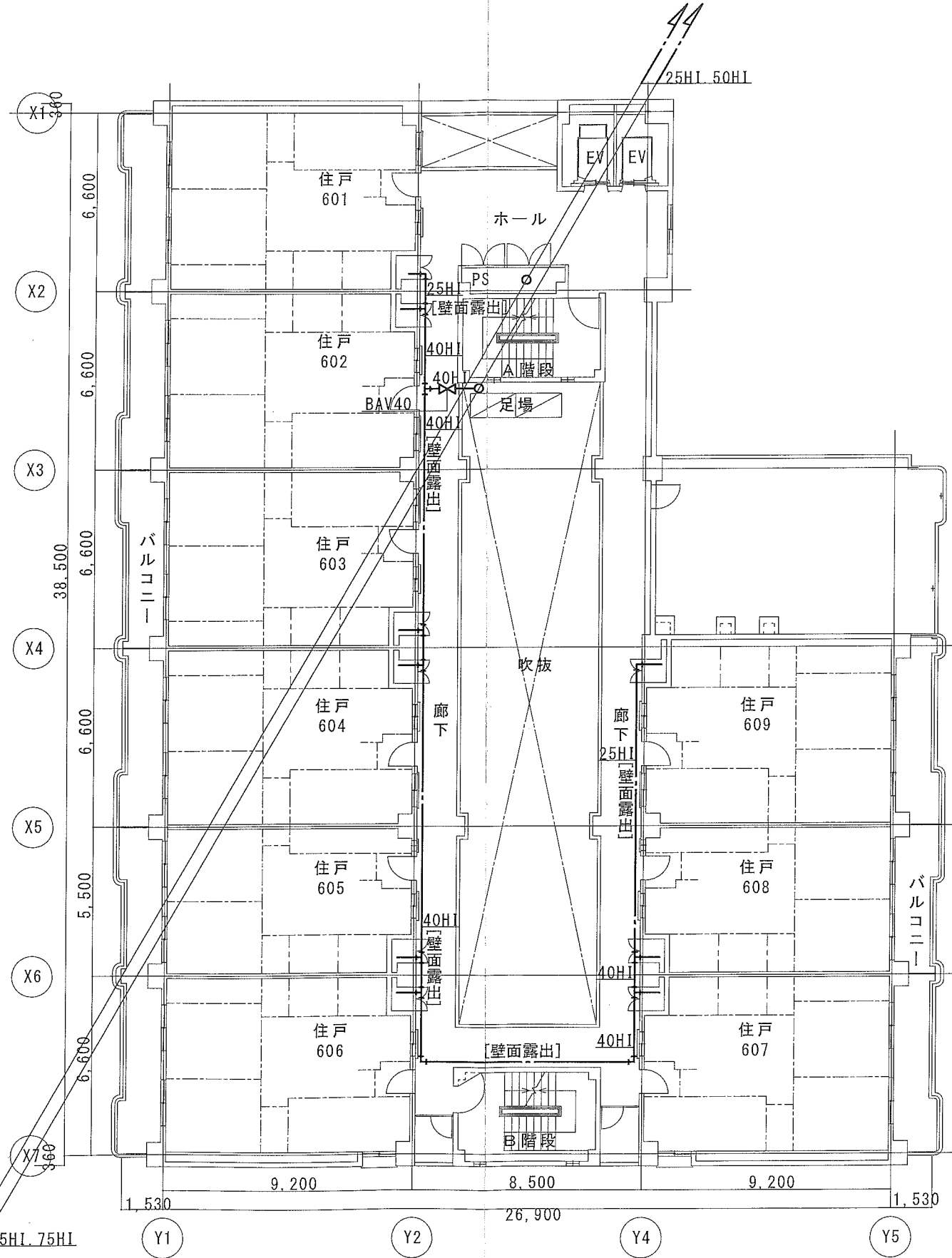
変更 記事	京都市西大路市営住宅修繕工事	設計変更	NO. <input type="text"/> 枚の内 令和 年 月
	ただし、1号棟給水管改修工事	NO. 12 <input type="text"/> 38 枚の内	
	2、3、4階平面図（改修）	京都市住宅供給公社	
	令和 8 年 4 月 S=1/200	維持工事課	



変更 記 事	京都市西大路市営住宅修繕工事	設計変更		
	ただし、1号棟給水管改修工事	NO. 13 38 枚の内		NO. 〇 枚の内
	5、6階平面図(改修)	京都市住宅供給公社		令和 年 月
	令和 8 年 4 月 S=1/200	維持工事課		

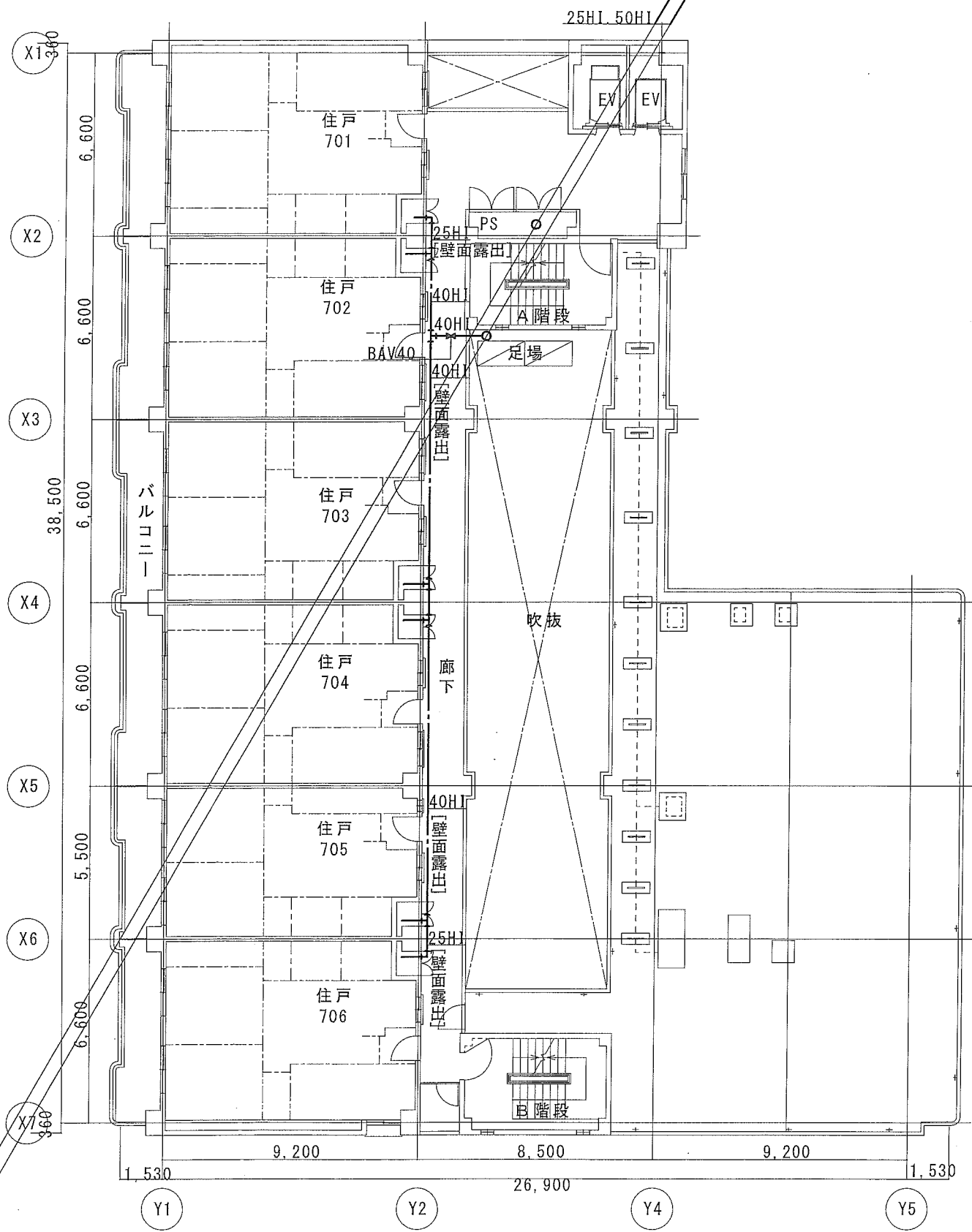
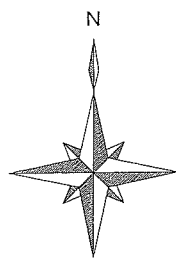


5階平面図(改修) S=1/200

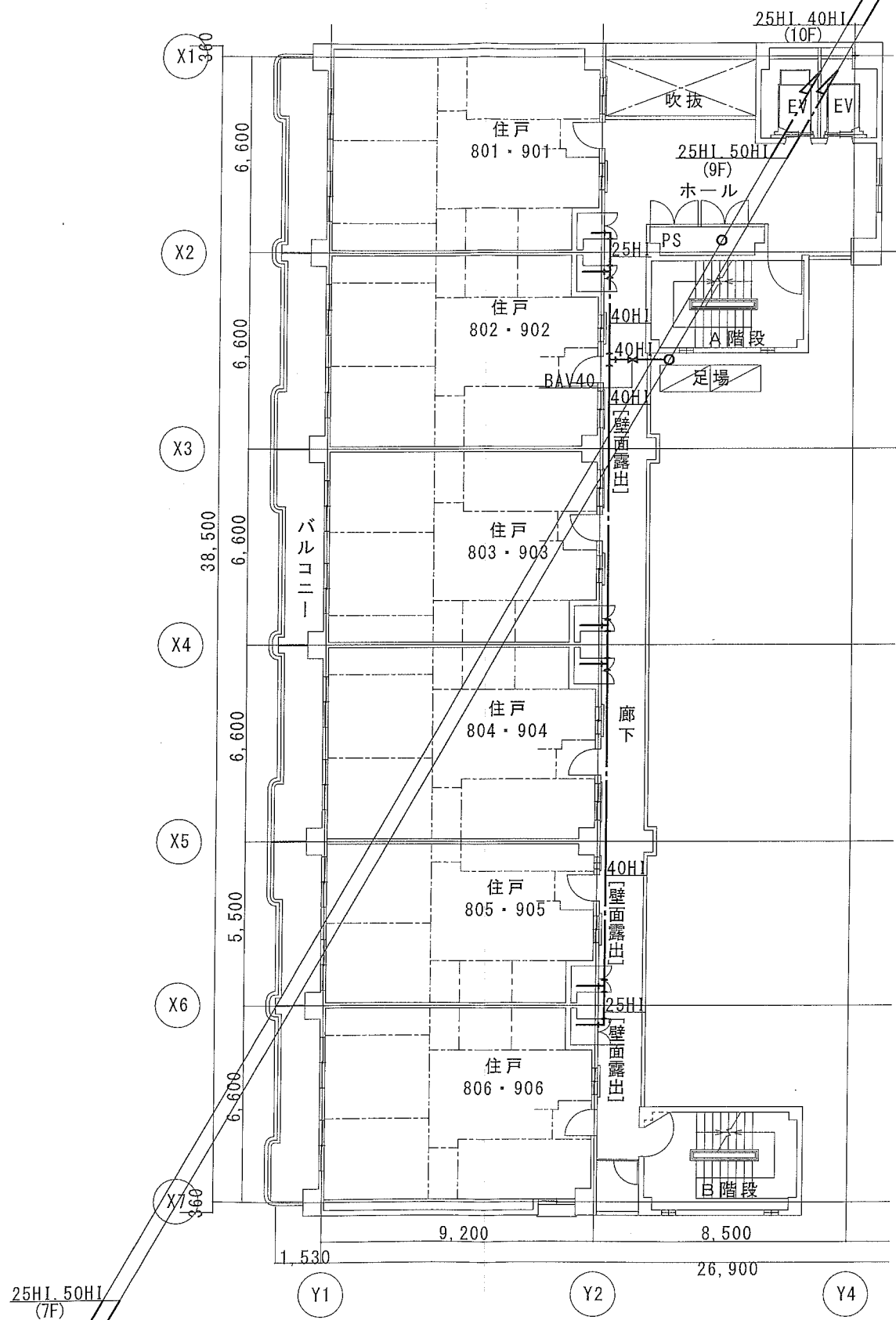


6階平面図(改修) S=1/200

変更 記事	京都市西大路市宮住宅修繕工事	設計変更	NO. 14 (38) 枚の内 NO. () 枚の内	
	ただし、1号棟給水管改修工事	NO. 14 (38) 枚の内		
	7、8、9階平面図(改修)	京都市住宅供給公社		令和 年 月
	令和 8 年 4 月 S=1/200	維持工事課		

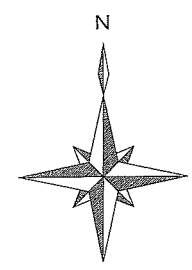
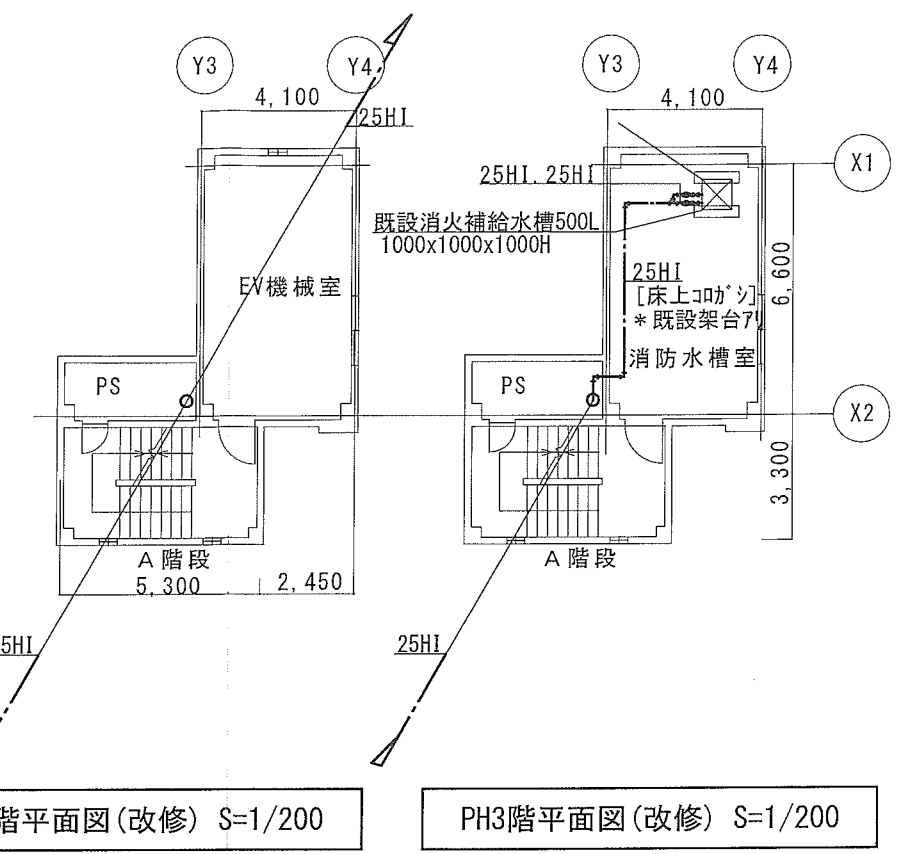
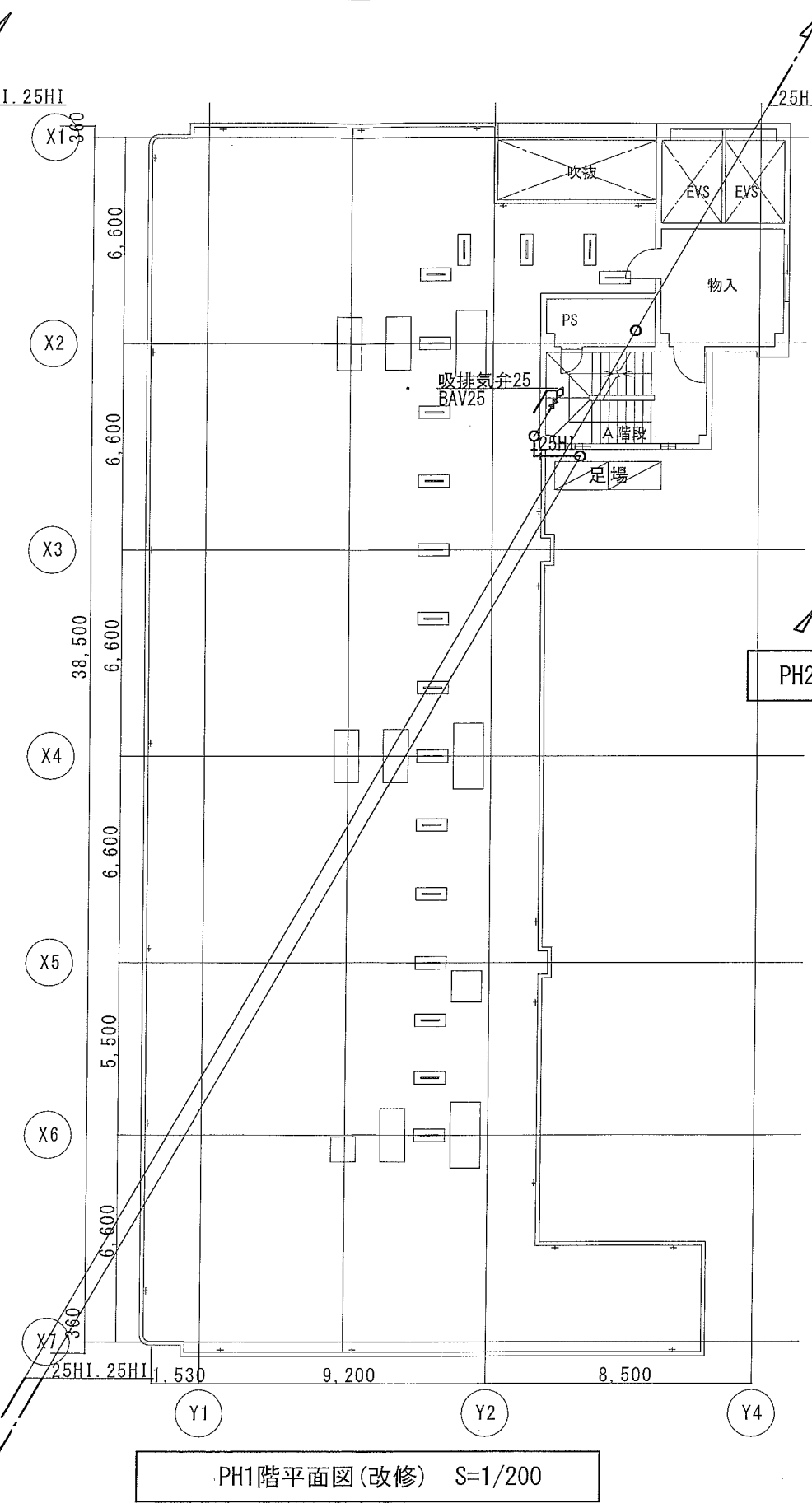
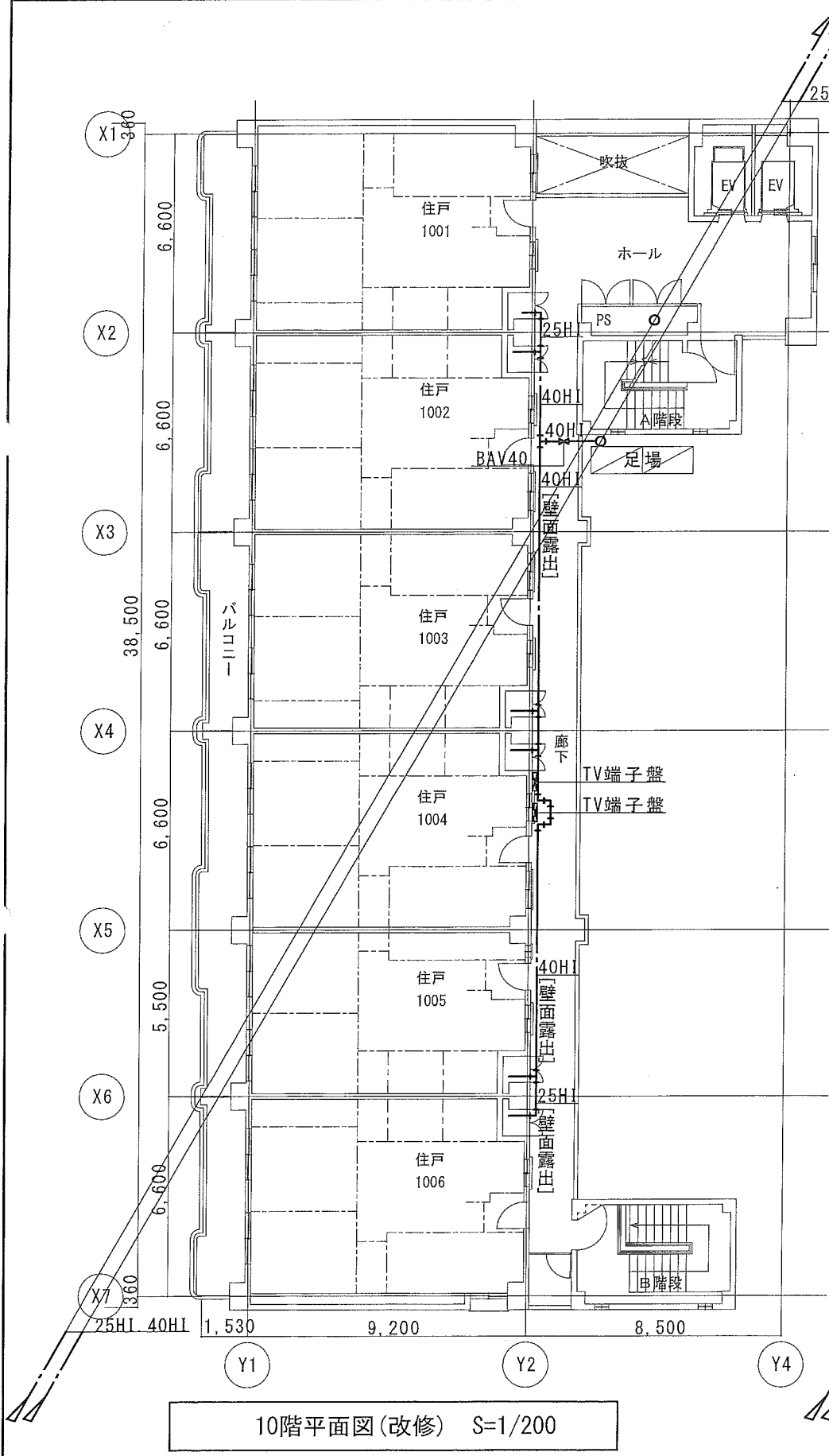


7階平面図(改修) S=1/200



8、9階平面図(改修) S=1/200

変更 記事	京都市西大路市営住宅修繕工事	設計変更	
	ただし、1号棟給水管改修工事	NO.15 38 枚の内	NO. 枚の内
	10、PH階平面図(改修)	京都市住宅供給公社	令和 年 月
	令和 8 年 4 月 S=1/200	維持工事課	

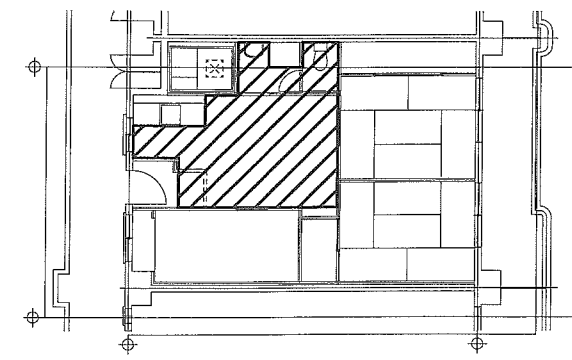


変更 記事	京都市西大路市営住宅修繕工事	設計変更	NO. <input type="text"/> 枚の内 令和 年 月
	ただし、1号棟給水管改修工事	NO.16 <input type="text"/> 38 枚の内	
	平面詳細図[一般住戸]<3DKタイプ>(改修)	京都市住宅供給公社	
	令和8年4月 S=1/20、1/50、1/200	維持工事課	

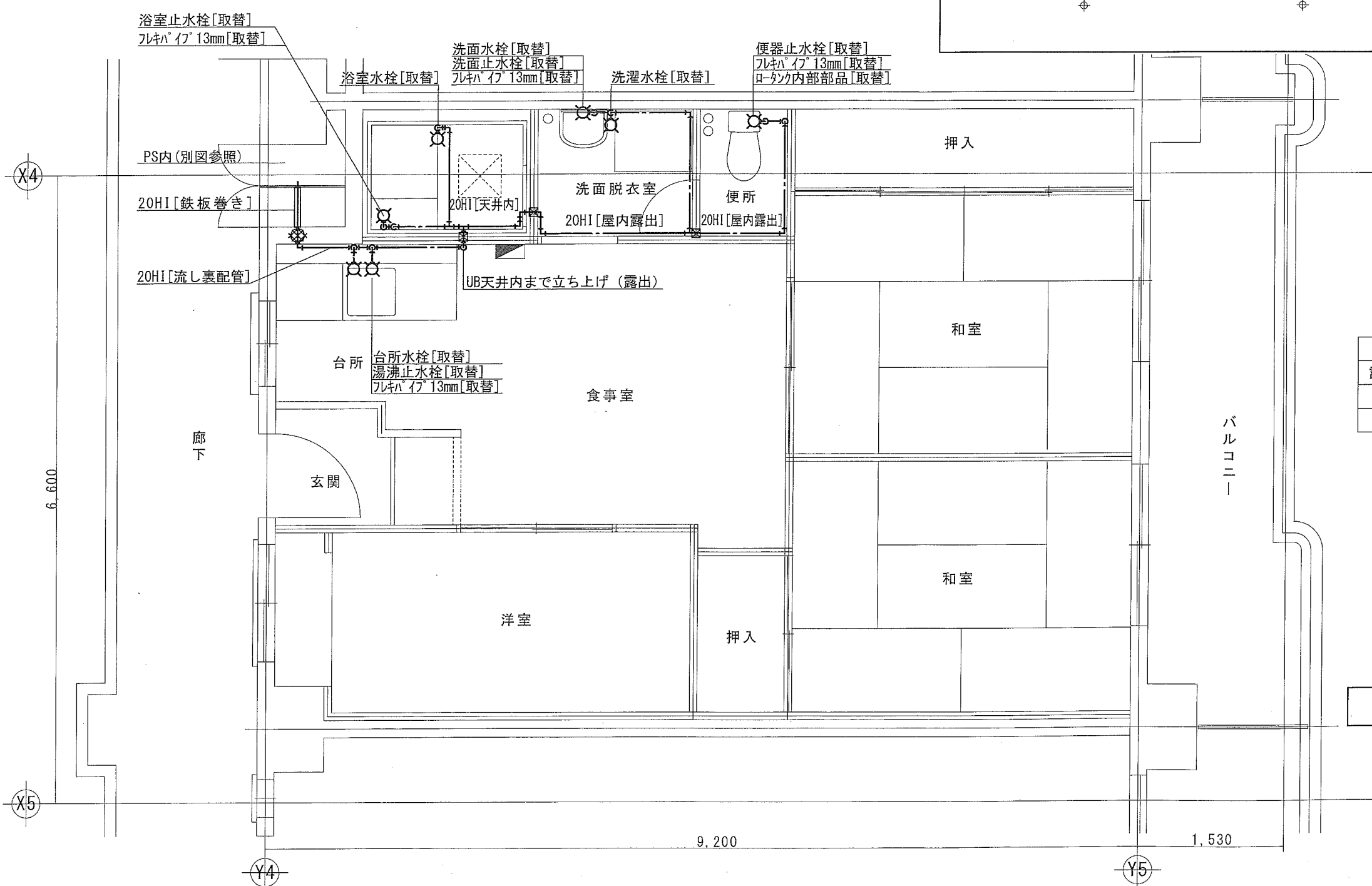
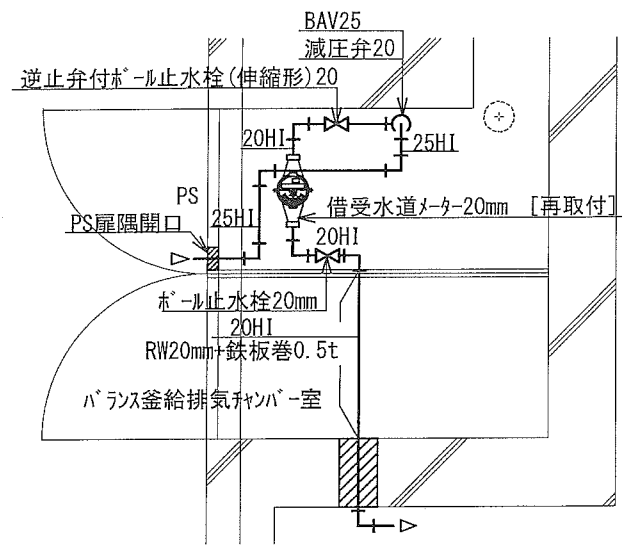
特記事項

1. 本図は、住戸番号の下1桁が5・8号室以外の平面図です。反転タイプも含む。
2. 工事内容の詳細については、別紙「詳細図[廊下配管] (改修)」及び「PS展開図 (改修)」を参照すること。
3. 住戸内の既設配管は原則として残置とする。ただし、改修工事に障害となる場合は、適宜撤去すること。
4. 工事に必要となる床、壁等の養生は本工事にて行うこと。ただし、未整備の空家住戸については不要とする。
5. 水切りに設置されている台所水栓及び湯沸し止水栓の撤去跡は、円形のステン製プレートにて穴埋めすること。
6. 整備済の空家住戸の衛生器具は一時取外し(既設品再使用)とする。また、ロータ内部部品は残置とする。
7. PS内の工事内容については、別紙「PS展開図 (改修)No22」を参照のこと

住戸内床養生範囲(参考) (斜線)の部分 S=1/200



PS内平面図(改修) S=1/20



凡例	
記号	名称
⊗	RC壁貫通75φ及び補修
⊠	木軸壁貫通75φ及び補修

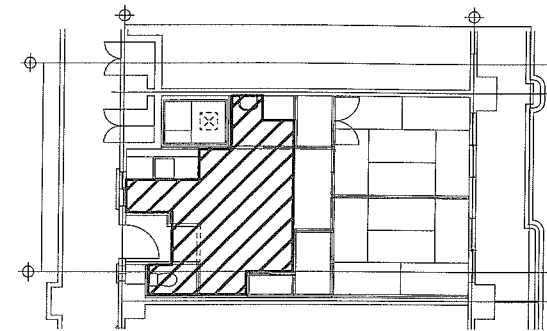
平面詳細図 [一般住戸]<3DKタイプ>(改修) S=1/50

変更 記事	京都市西大路市営住宅修繕工事	設計変更	
	ただし、1号棟給水管改修工事	NO.17 38 枚の内	NO. 枚の内
	平面詳細図[少家族住戸]〈2DKタイプ〉(改修)	京都市住宅供給公社	令和 年 月
	令和 8 年 4 月	S=1/20、1/50、1/200	維持工事課

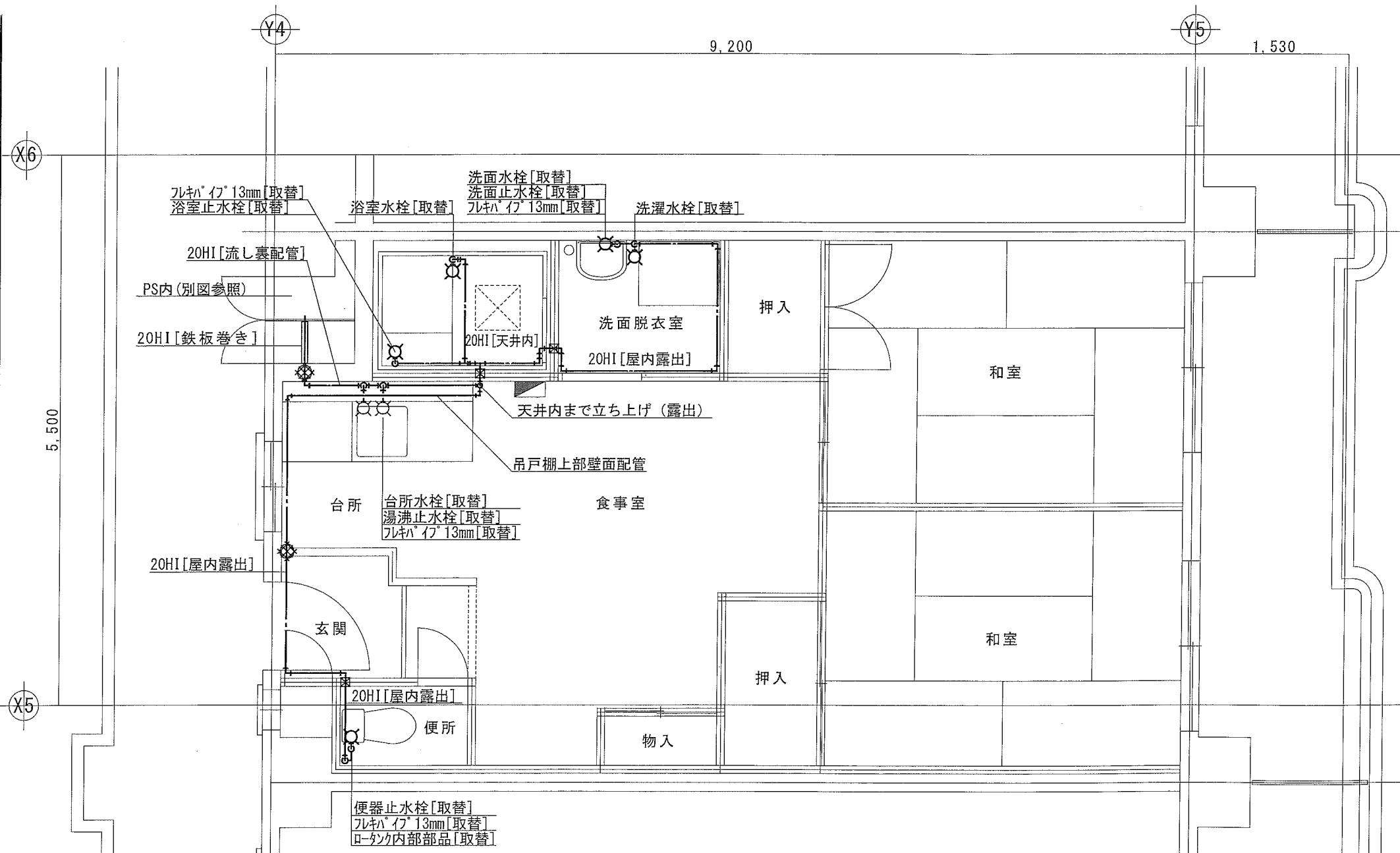
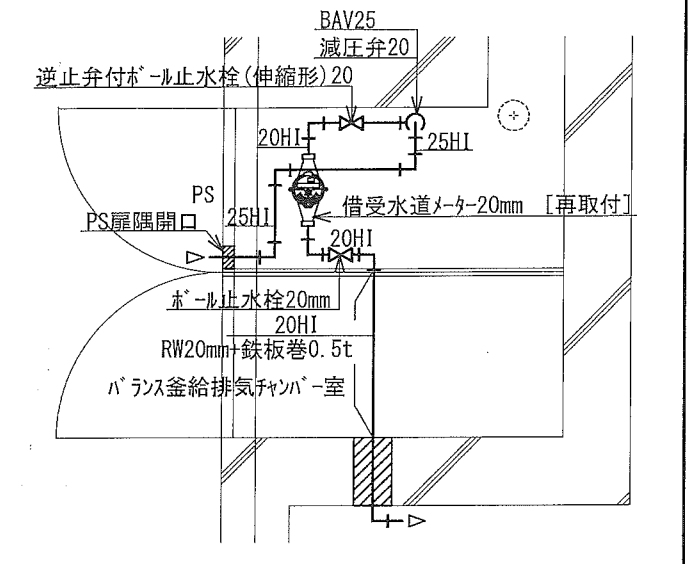
特記事項

1. 本図は、住戸番号の下1桁が5・8号室の平面図です。反転タイプも含む。
2. 工事内容の詳細については、別紙「詳細図[廊下配管] (改修)」及び「PS展開図 (改修)」を参照すること。
3. 住戸内の既設配管は原則として残置とする。ただし、改修工事に障害となる場合は、適宜撤去すること。
4. 工事に必要となる床、壁等の養生は本工事にて行うこと。ただし、未整備の空家住戸については不要とする。
5. 水切りに設置されている台所水栓及び湯沸し止水栓の撤去跡は、円形のステンレス製プレートにて穴埋めすること。
6. 整備済の空家住戸の衛生器具は一時取外し(既設品再使用)とする。また、ロタンク内部部品は残置とする。
7. PS内の工事内容については、別紙別紙「PS展開図 (改修)No22」を参照のこと

住戸内床養生範囲(参考) (斜線) の部分 S=1/200



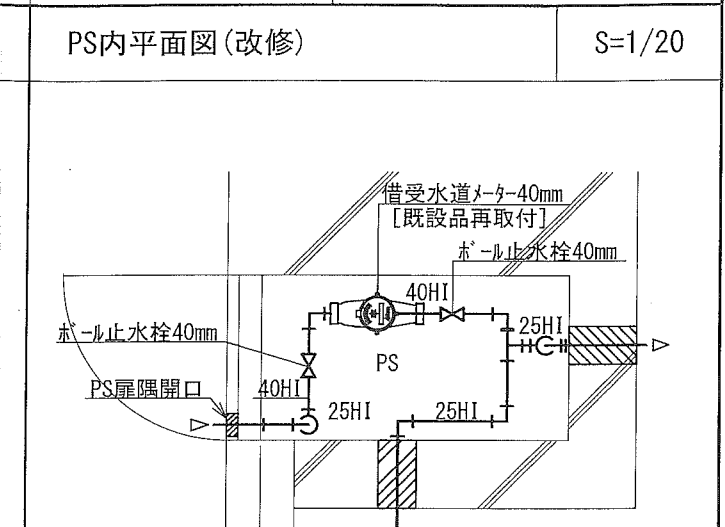
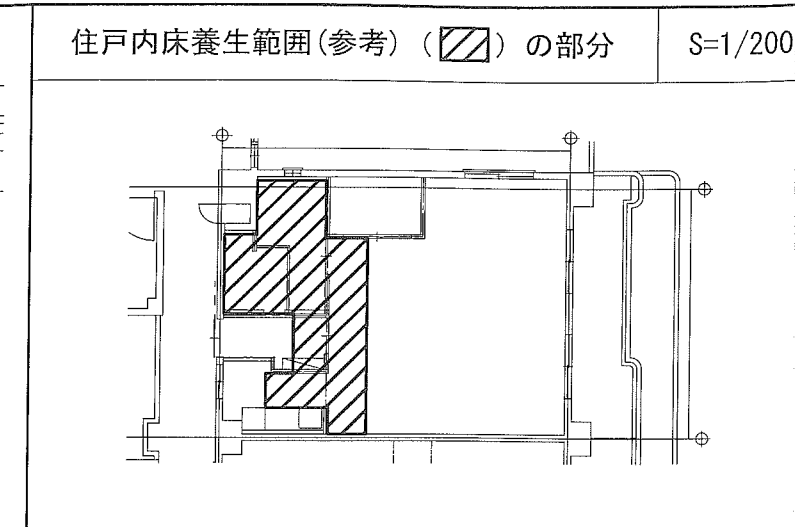
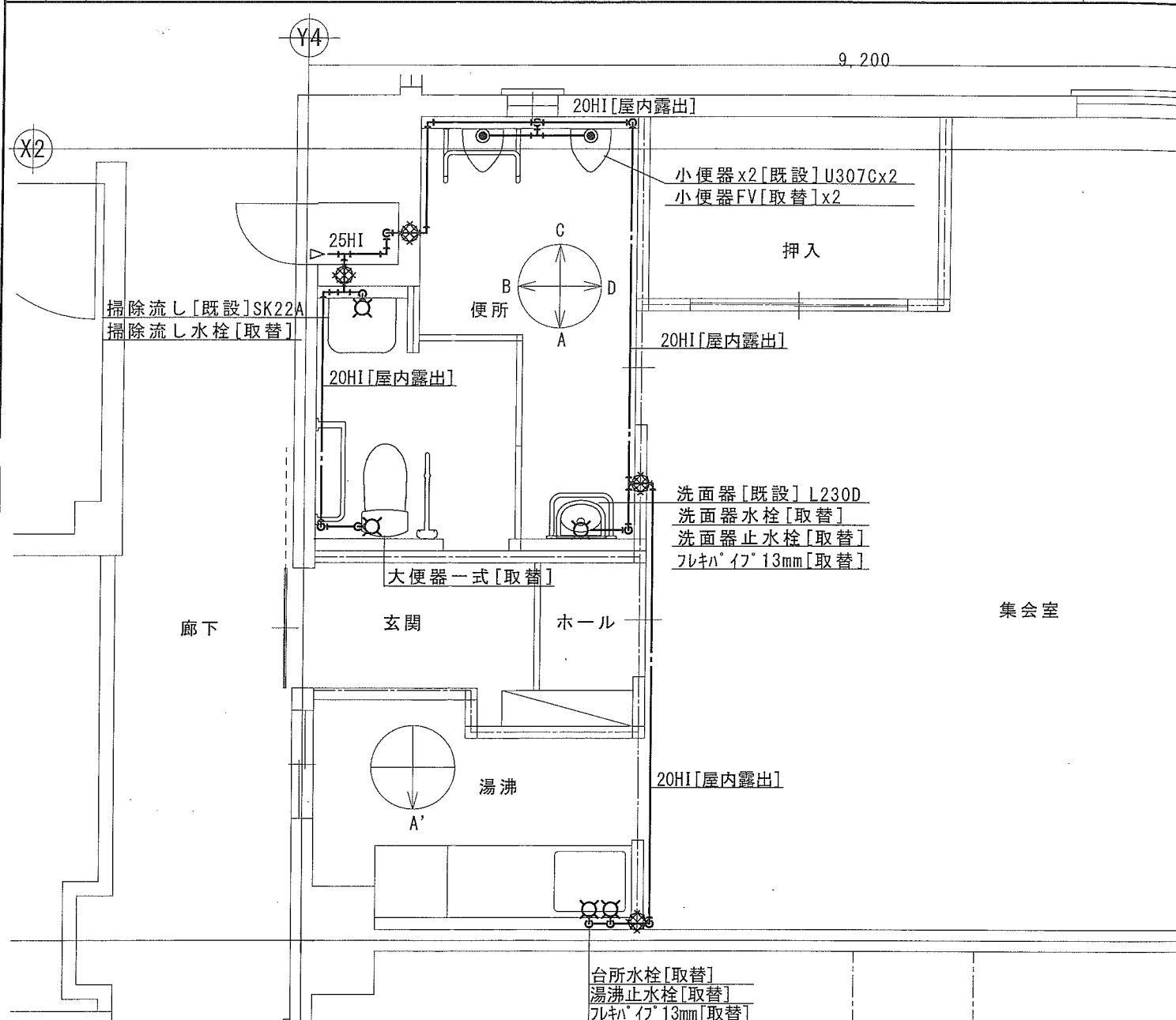
PS内平面図(改修) S=1/20



凡例	
記号	名称
⊗	RC壁貫通75φ及び補修
⊠	木軸壁貫通75φ及び補修

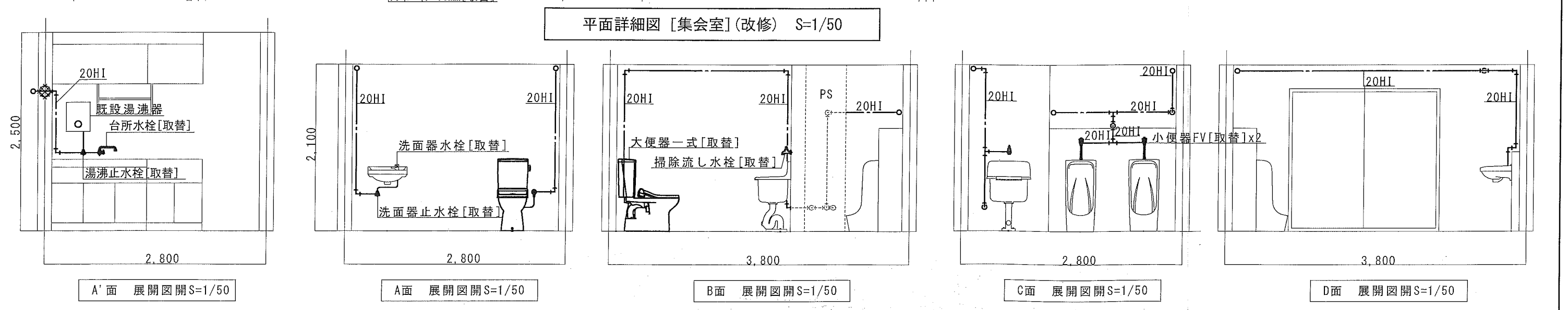
平面詳細図 [少家族住戸] 〈2DKタイプ〉 (改修) S=1/50

変更 記事	京都市西大路市営住宅修繕工事	設計変更	NO. <input type="text"/> 枚の内 令和 年 月
	ただし、1号棟給水管改修工事	NO. 18 <input type="text"/> 38 枚の内	
	平面詳細図[集会室] (改修)	京都市住宅供給公社	
	令和 8 年 4 月	S=1/20、1/50、1/200	

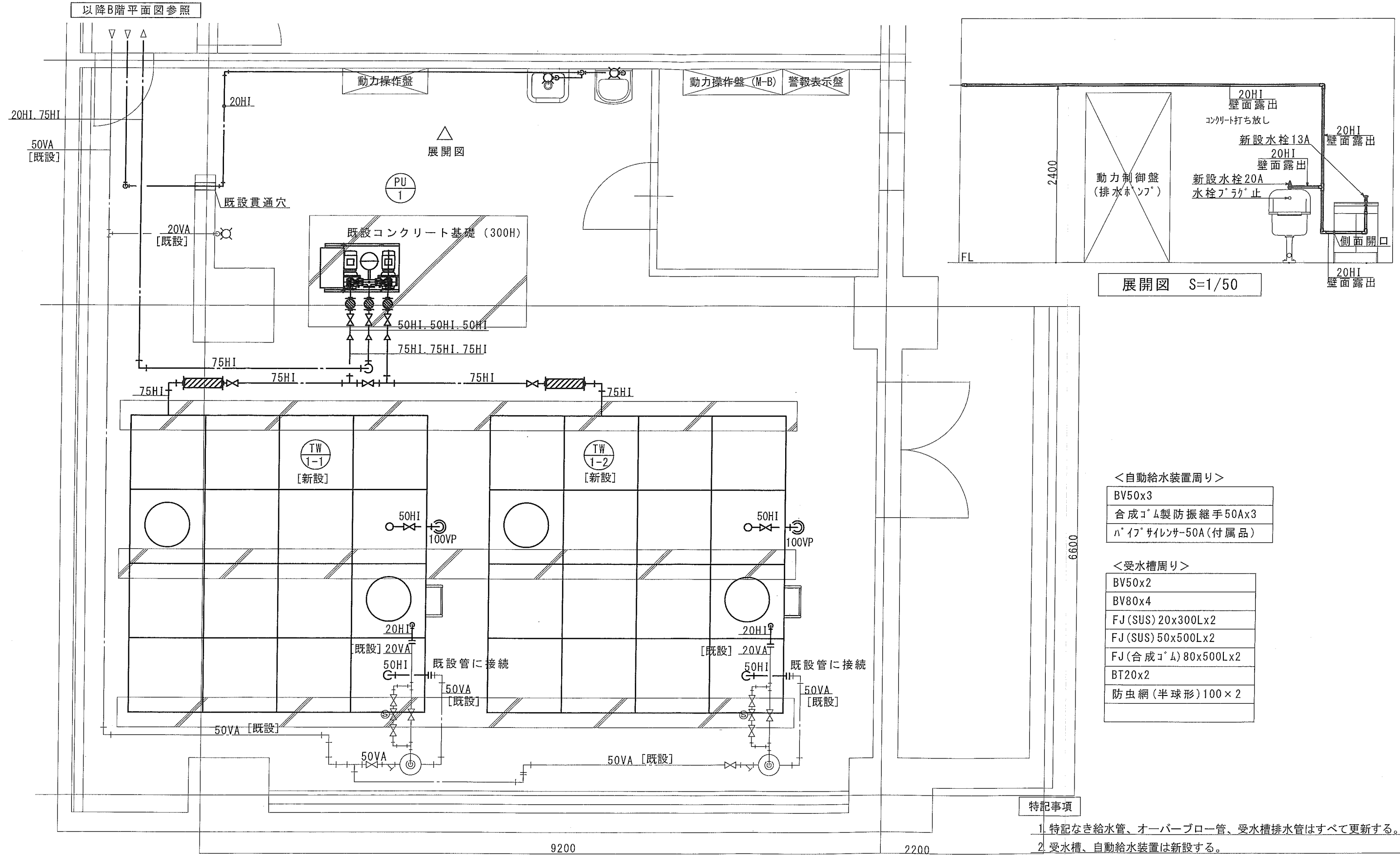


凡例	
記号	名称
	RC壁貫通75φ及び補修
	木軸壁貫通75φ及び補修

平面詳細図 [集会室] (改修) S=1/50



変更 記事	京都市西大路市営住宅修繕工事	設計変更	NO. 38 枚の内 令和 年 月
	ただし、1号棟給水管改修工事	NO. 19	
	平面詳細図[地階受水槽室] (改修)	京都市住宅供給公社	
	令和 8 年 4 月 S=1/50	維持工事課	



展開図 S=1/50

平面詳細図 [地階受水槽室] (改修) S=1/50

- <自動給水装置周り>
- BV50x3
 - 合成ｺﾞﾑ製防振継手50Ax3
 - ﾊﾞｲﾌﾟｻｲﾚﾝｻｰ50A(付属品)
- <受水槽周り>
- BV50x2
 - BV80x4
 - FJ(SUS)20x300Lx2
 - FJ(SUS)50x500Lx2
 - FJ(合成ｺﾞﾑ)80x500Lx2
 - BT20x2
 - 防虫網(半球形)100x2

特記事項

1. 特記なき給水管、オーバーフロー管、受水槽排水管はすべて更新する。
2. 受水槽、自動給水装置は新設する。
3. 掃除用流し、洗面化粧台の給水管は露出配管とする。
4. 市水引込管は受水槽接続部分のみ更新し、他は既設使用とする。
5. 配管吊金具は既設品を使用する。また受水槽室内は保温工事不要とする。

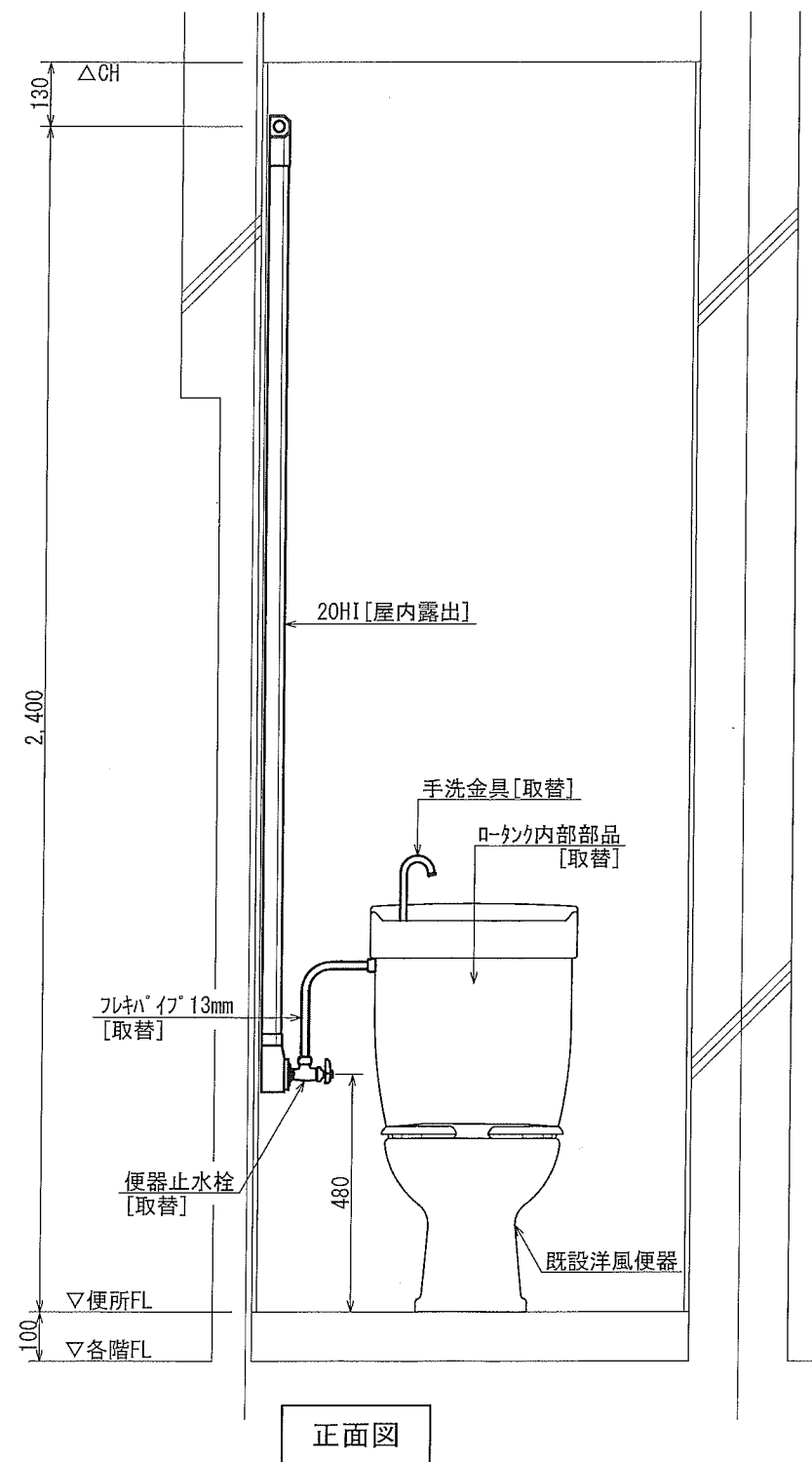
変更 記事	京都市西大路市営住宅修繕工事	設計変更	NO. 38 枚の内	令和 年 月	
	ただし、1号棟給水管改修工事	NO. 20			枚の内
	部分詳細図[一般住戸]〈台所・台所〉(改修)	京都市住宅供給公社			令和 年 月
	令和 8 年 4 月 S=1/15	維持工事課			

特記事項

1. 本図は配管経路の一例とし、住戸内のレイアウトに応じて適宜調整して施工すること。
2. 住戸内に瞬間湯沸器が設置されていない場合は、監督員に報告し、その指示に従うこと。
3. 配管に必要な木製壁及び石膏ボード等の穿孔は本工事にて行い、プレートやコーキング等にて補修すること。
4. 水切台に設置されている台所水栓及び湯沸し止水栓を撤去した際の穴は、円形のステンレス製プレートにて処理すること。
5. 便所床配管撤去跡は化粧プラグを取付ける。

住戸内施工要領図 [一般住戸]〈便所〉(改修)

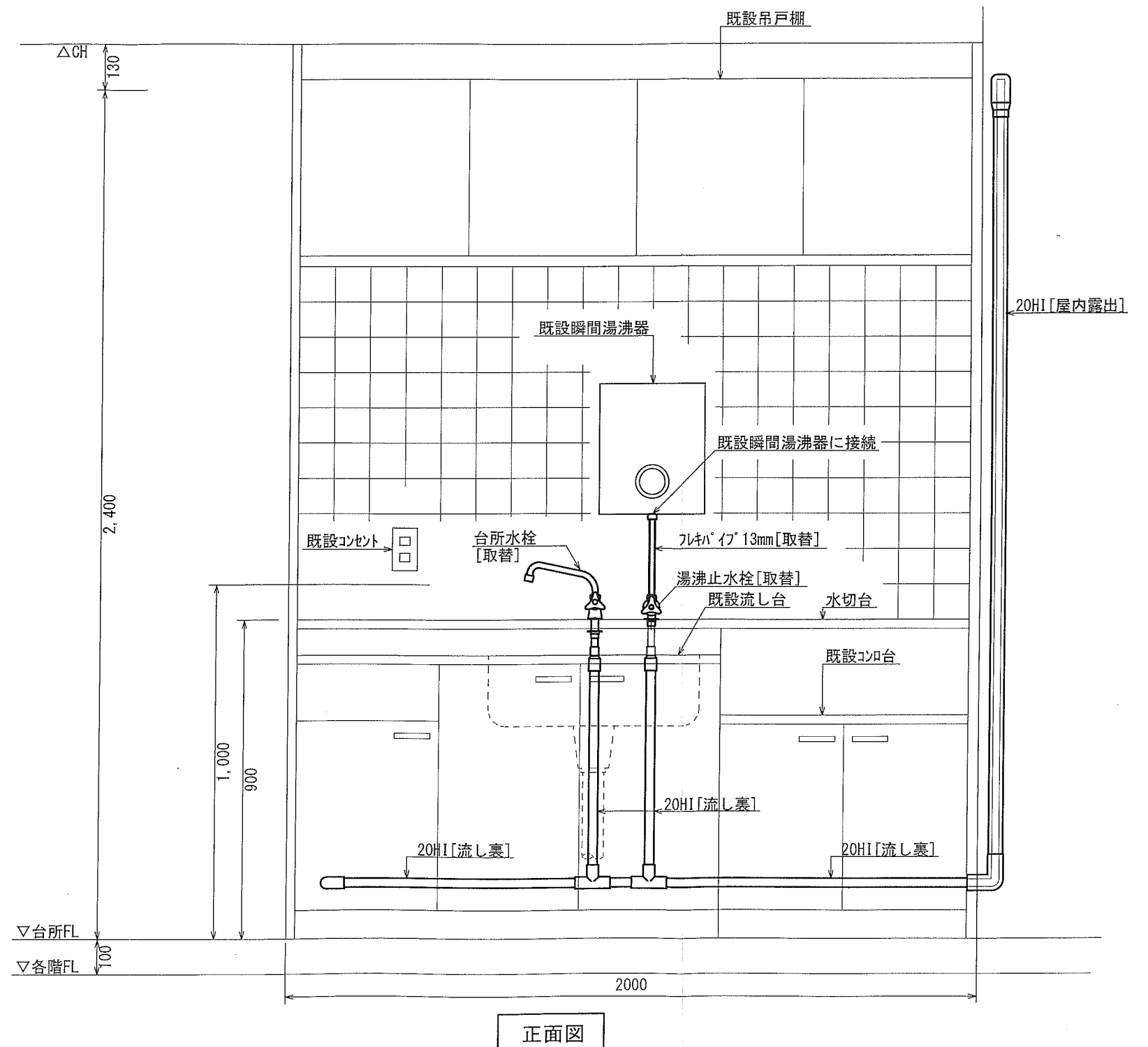
S=1/15



正面図

住戸内施工要領図 [一般住戸]〈台所〉(改修)

S=1/15



正面図

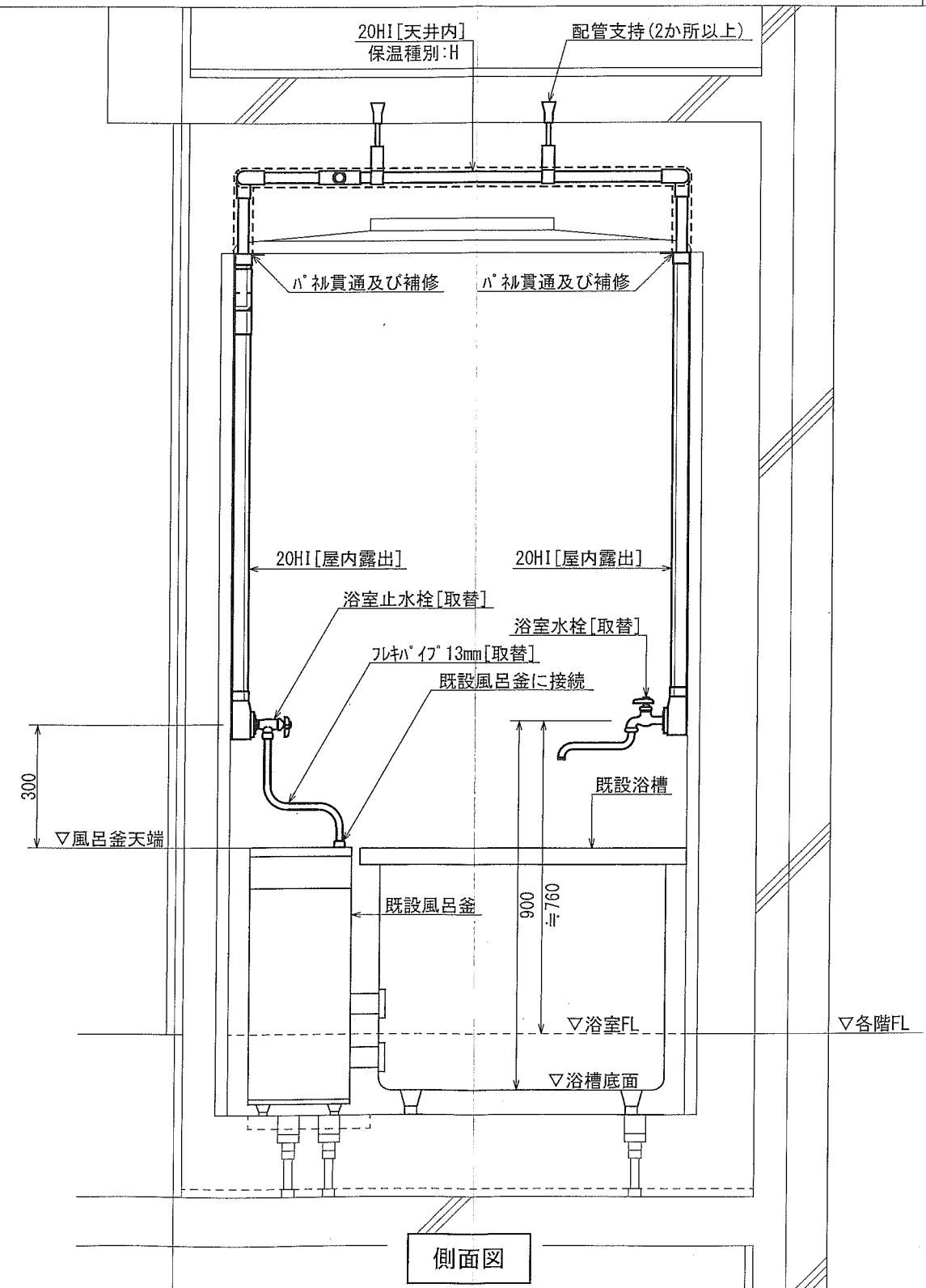
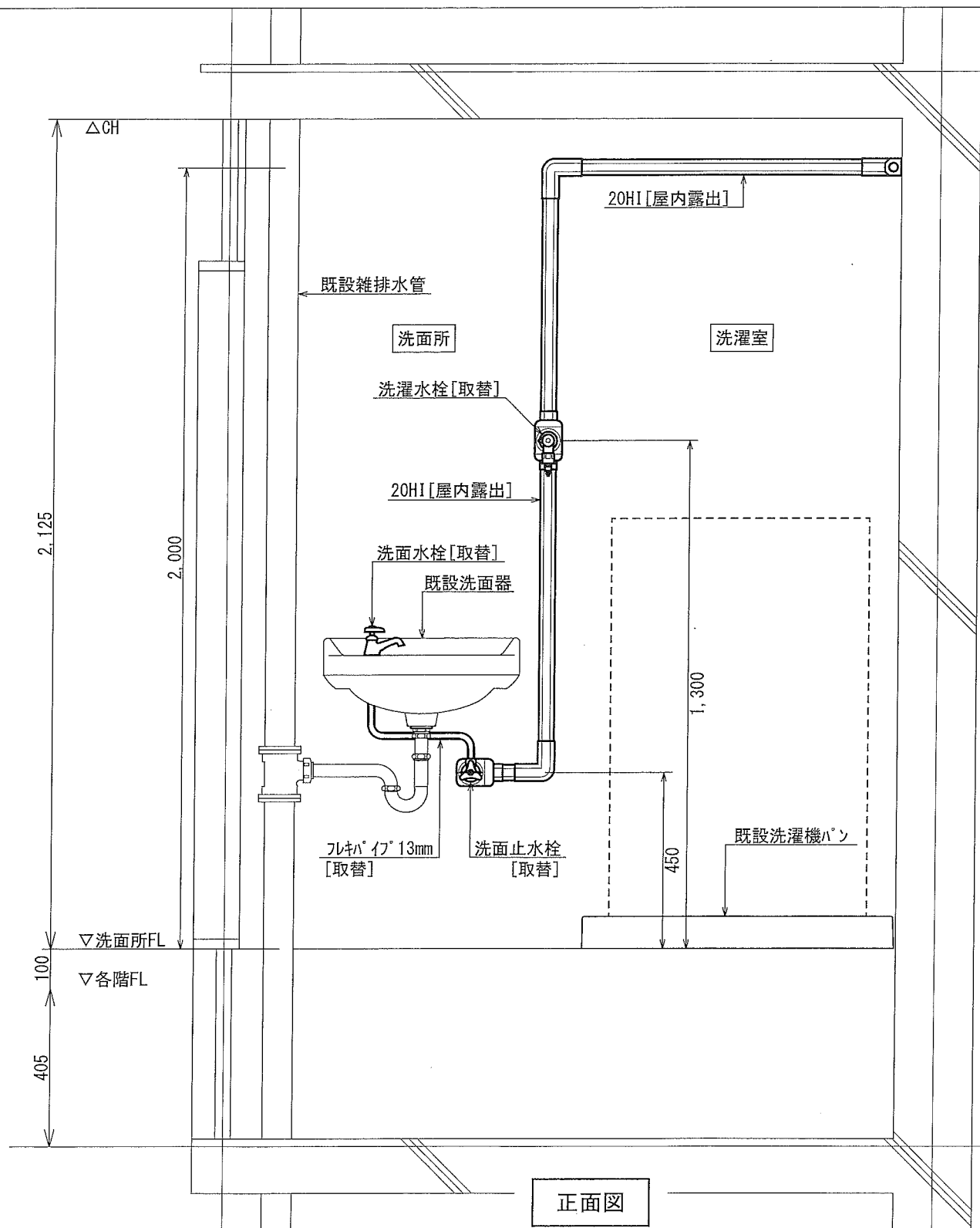
変更 記事	京都市西大路市営住宅修繕工事	設計変更	NO. <input type="text"/> 枚の内 令和 年 月
	ただし、1号棟給水管改修工事	NO. 21 <input type="text"/> 38 枚の内	
	部分詳細図[一般住戸]〈浴室・洗面所〉(改修)	京都市住宅供給公社	
	令和 8 年 4 月 S=1/15	維持工事課	

特記事項

1. 本図は配管経路の一例とし、住戸内のレイアウトに応じて適宜調整して施工すること。
2. 配管に必要な木製壁及び石膏ボード等の穿孔は本工事にて行い、プレートやキック等にて補修すること。

住戸内施工要領図 [一般住戸]〈浴室・洗面所・洗濯室〉(改修)

S=1/15



変更 記事	京都市西大路市営住宅修繕工事	設計変更	NO. 38 枚の内	
	ただし、1号棟給水管改修工事	NO. 22		NO. 38 枚の内
	PS展開図(改修)	京都市住宅供給公社		令和 年 月
	令和 8 年 4 月	S=1/20		維持工事課

PS展開図<現況>

PS展開図 [各階共通]

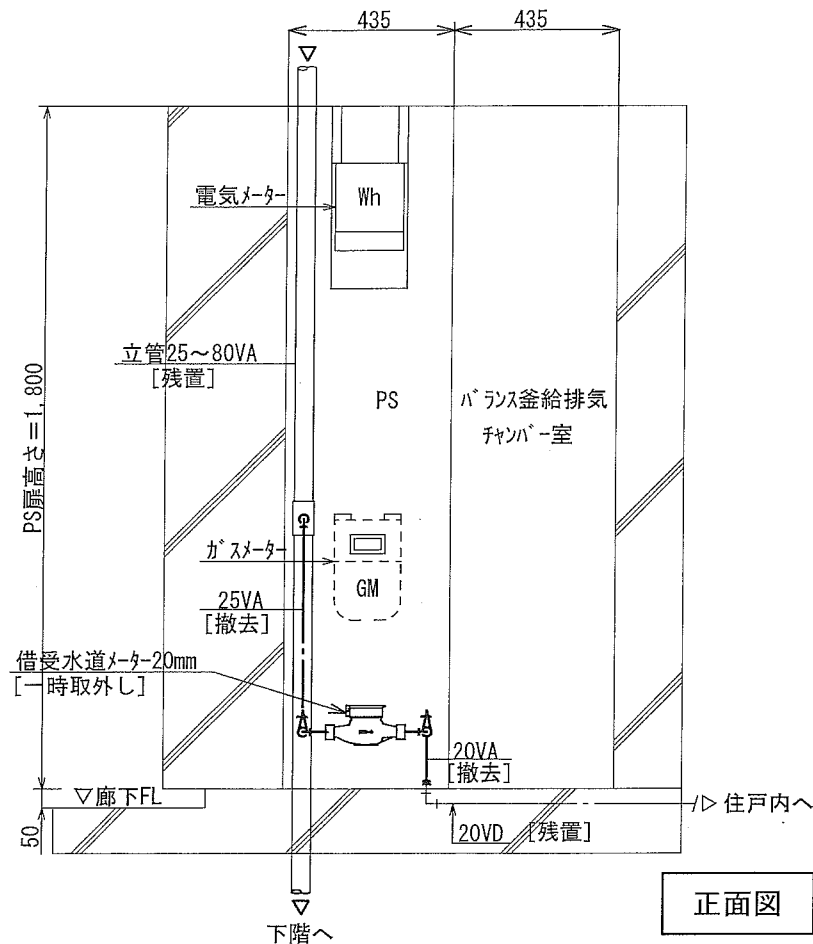
S=1/20

特記事項

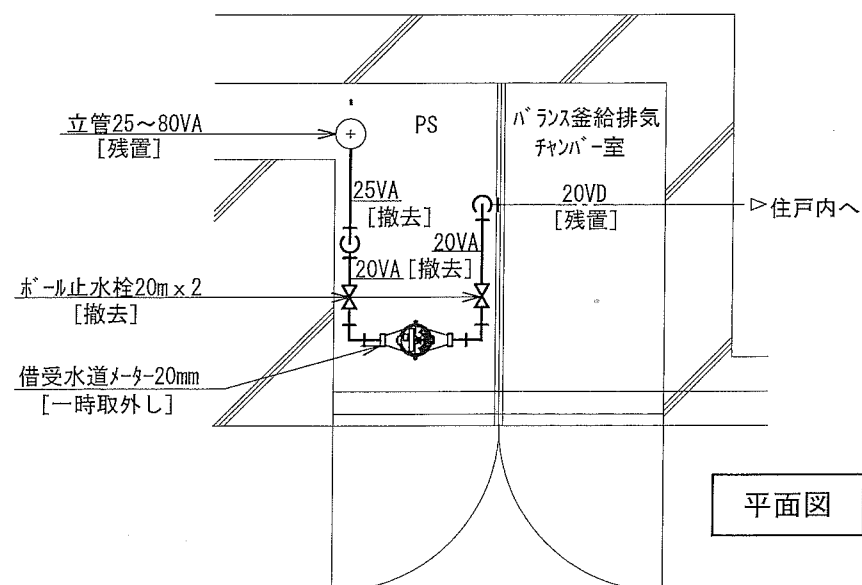
特記事項

- 本図は、PS内設備の一例であり、施工にあたっては、適宜調整して行うこと。
- 事前調査時にPS内を入居者が物置として使用している場合は、施工予定日までに荷物の移動を入居者へ依頼すること。ただし、施工時に荷物が存置している場合は、入居者の承諾を得て受注者が移動すること。

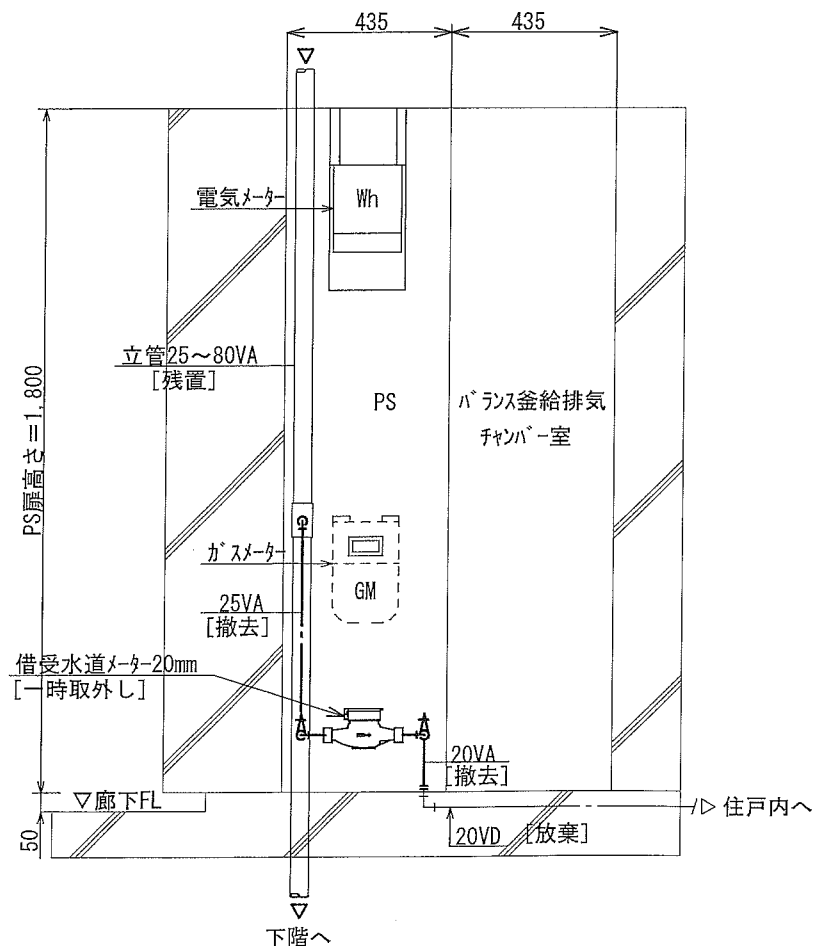
- 本工事は住戸内工事に先立ち、PS内(共用部)に設置されている給水立管の改修を行うものである。
- 本図はPS内設備のうち、給水管のみ図示する。
- 本図は、PS内配管の一例であり、施工にあたっては、適宜調整して行うこと。
- 借受水道メーターに取付られている保温カバーは再使用するため、施工中に破損しない様に注意すること。
- 配管施工後に耐圧試験(1.0MPaの水圧を5分間加圧)を実施し、水圧低下が無い事を確認すること。
なお、耐圧試験の内容・結果(加圧直後と加圧後5分経過時点の指示圧の写真を含む)について、報告書を作成し監督員へ提出すること。



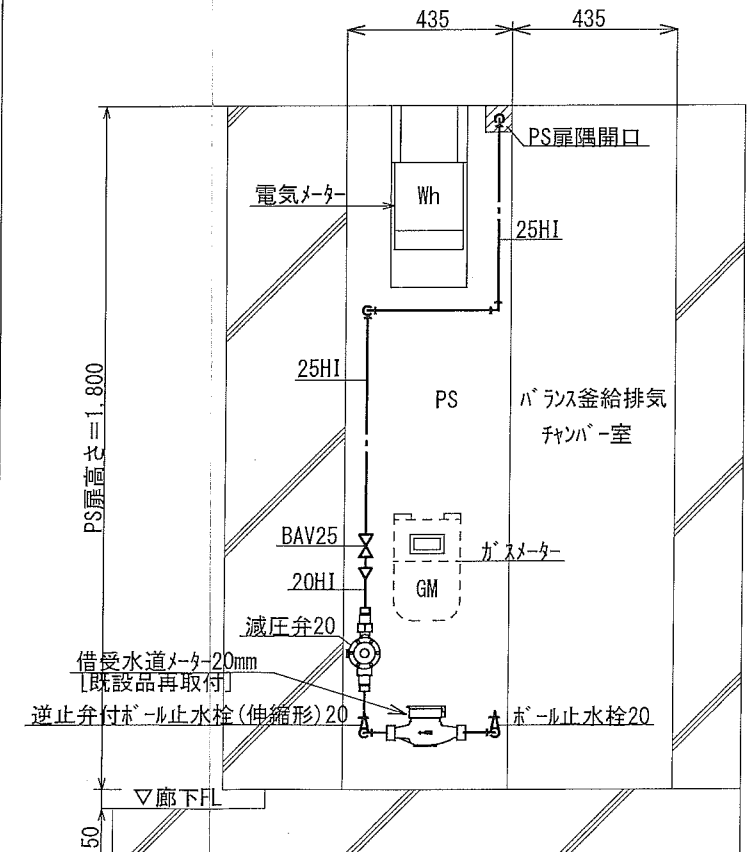
正面図



平面図



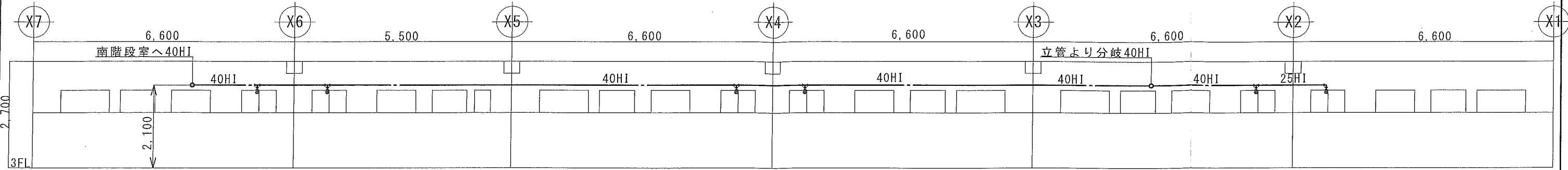
撤去図



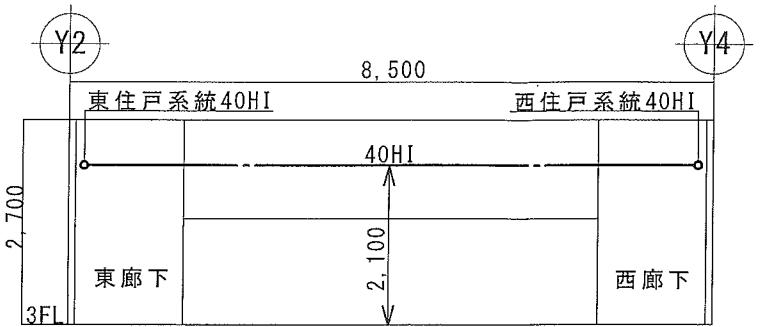
改修図

※PS内の保温工事は、水道メーター以外全て施工する。

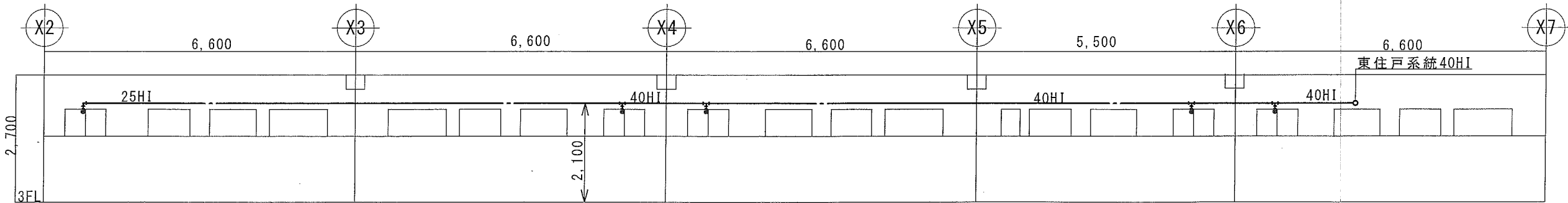
変更 記事	京都市西大路市営住宅修繕工事	設計変更		
	ただし、1号棟給水管改修工事	NO. 23 38 枚の内		NO. 〇 枚の内
	詳細図[廊下配管] (改修)	京都市住宅供給公社		令和 年 月
	令和 8 年 4 月 S=1/30、1/100	維持工事課		



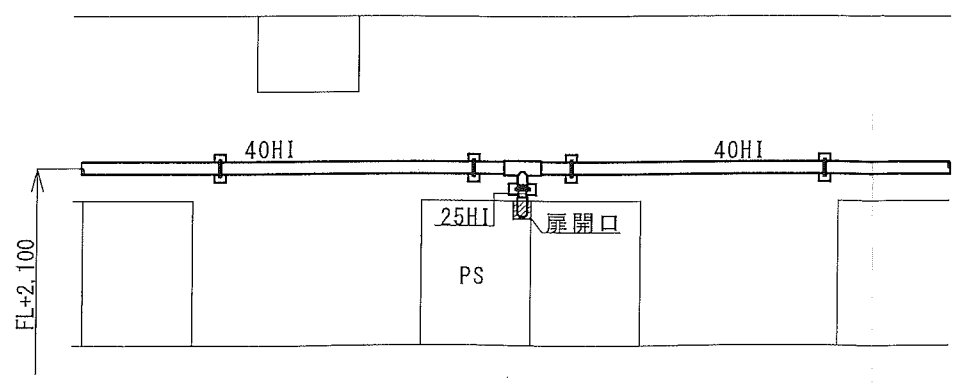
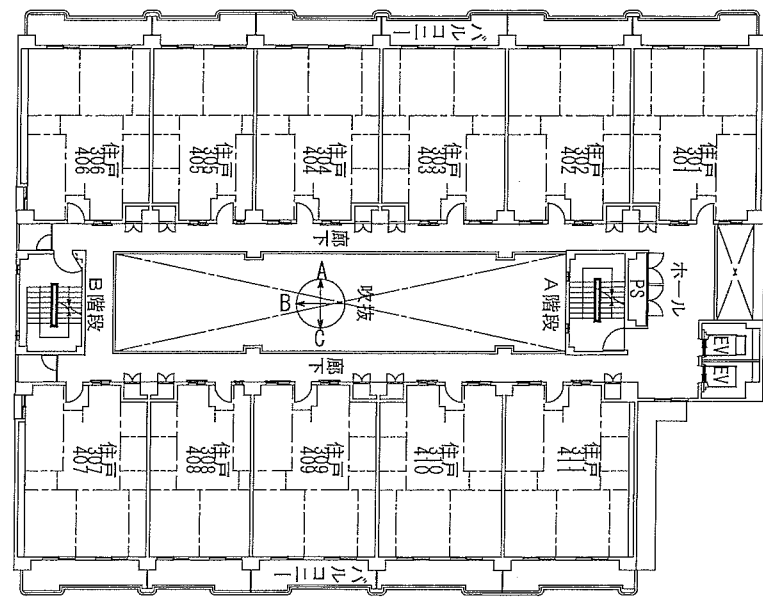
A面展開図 (西住戸) S=1/100



B面展開図 (南階段室) S=1/100

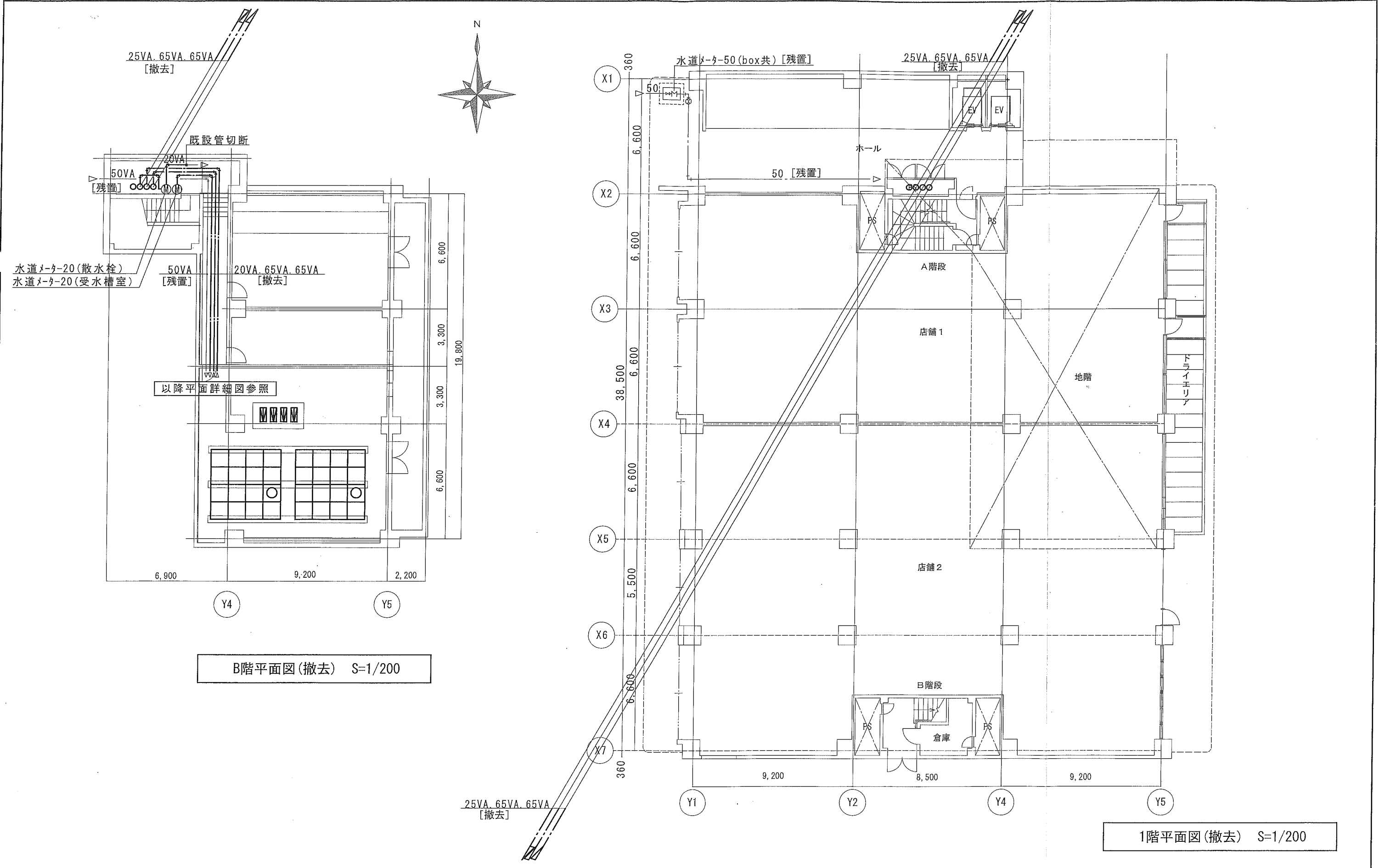


C面展開図 (東住戸) S=1/100

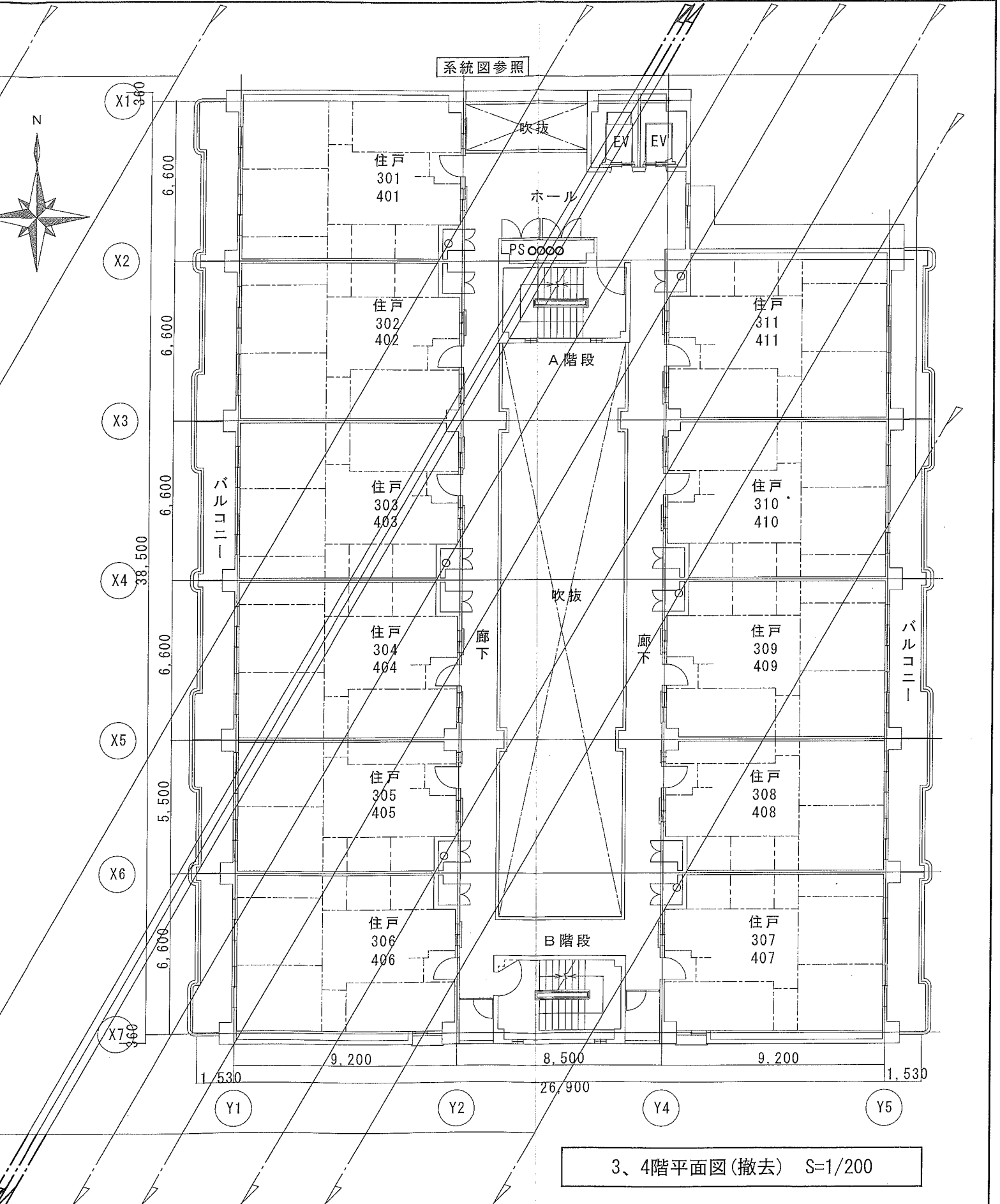
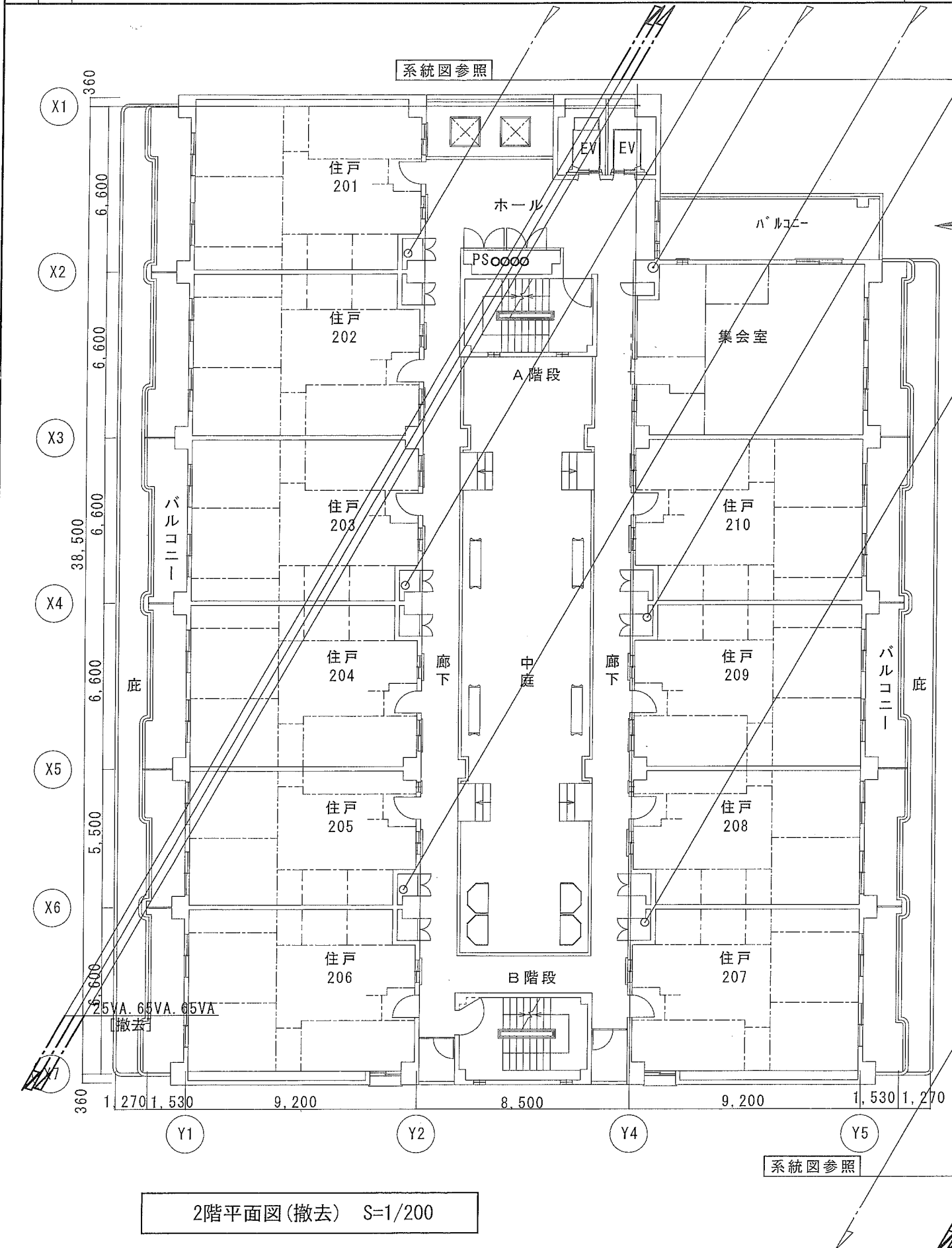



立面詳細図 S=1/30

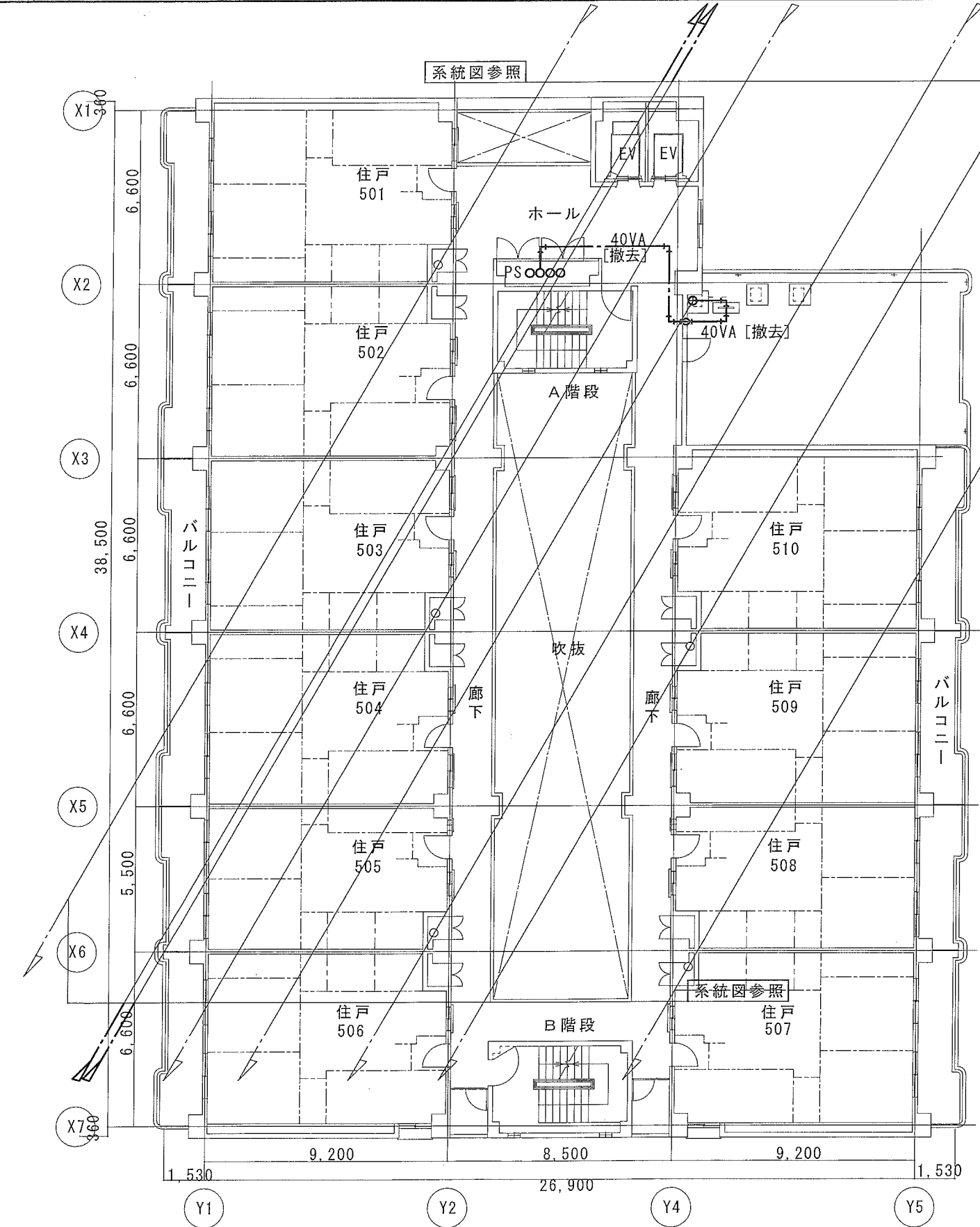
変更 記事	京都市西大路市営住宅修繕工事	設計変更	NO. <input type="text"/> 枚の内 令和 年 月
	ただし、給水管改修工事	NO. 25 <input type="text"/> 38 枚の内	
	B・1階平面図（撤去）	京都市住宅供給公社	
	令和 8 年 4 月 S=1/200	維持工事課	



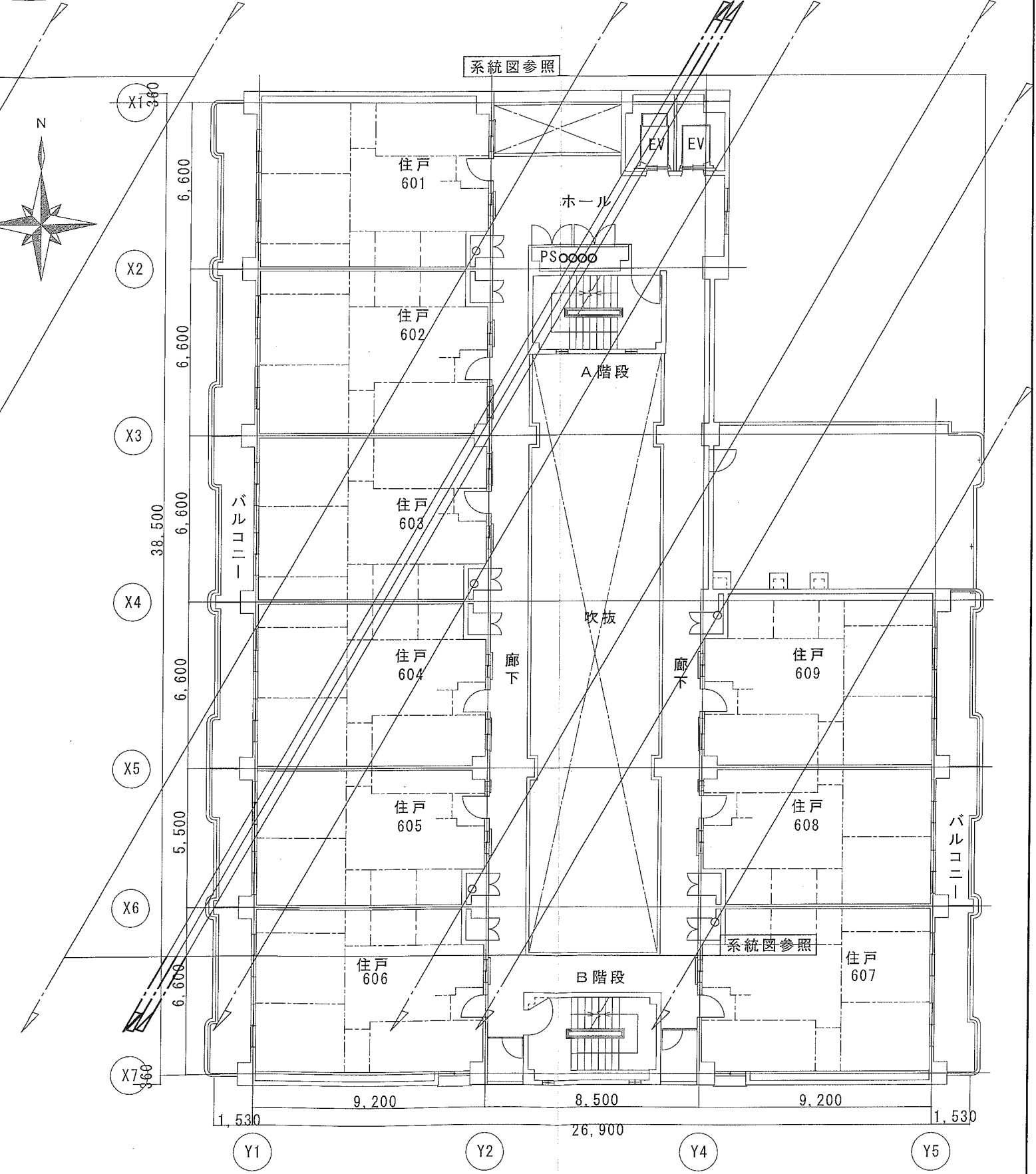
変更 記事	京都市西大路市営住宅修繕工事	設計変更	原図	
	ただし、1号棟給水管改修工事	NO. 26 38 枚の内		NO. 枚の内
	2、3、4階平面図（撤去）	京都市住宅供給公社		令和 年 月
	令和 8 年 4 月 S=1/200	維持工事課		



変更 記 事	京都市西大路市営住宅修繕工事	設計変更		
	ただし、1号棟給水管改修工事	NO. 27 38 枚の内		NO. 〇 枚の内
	5、6階平面図（撤去）	京都市住宅供給公社		令和 年 月
	令和 8 年 4 月	S=1/200		維持工事課

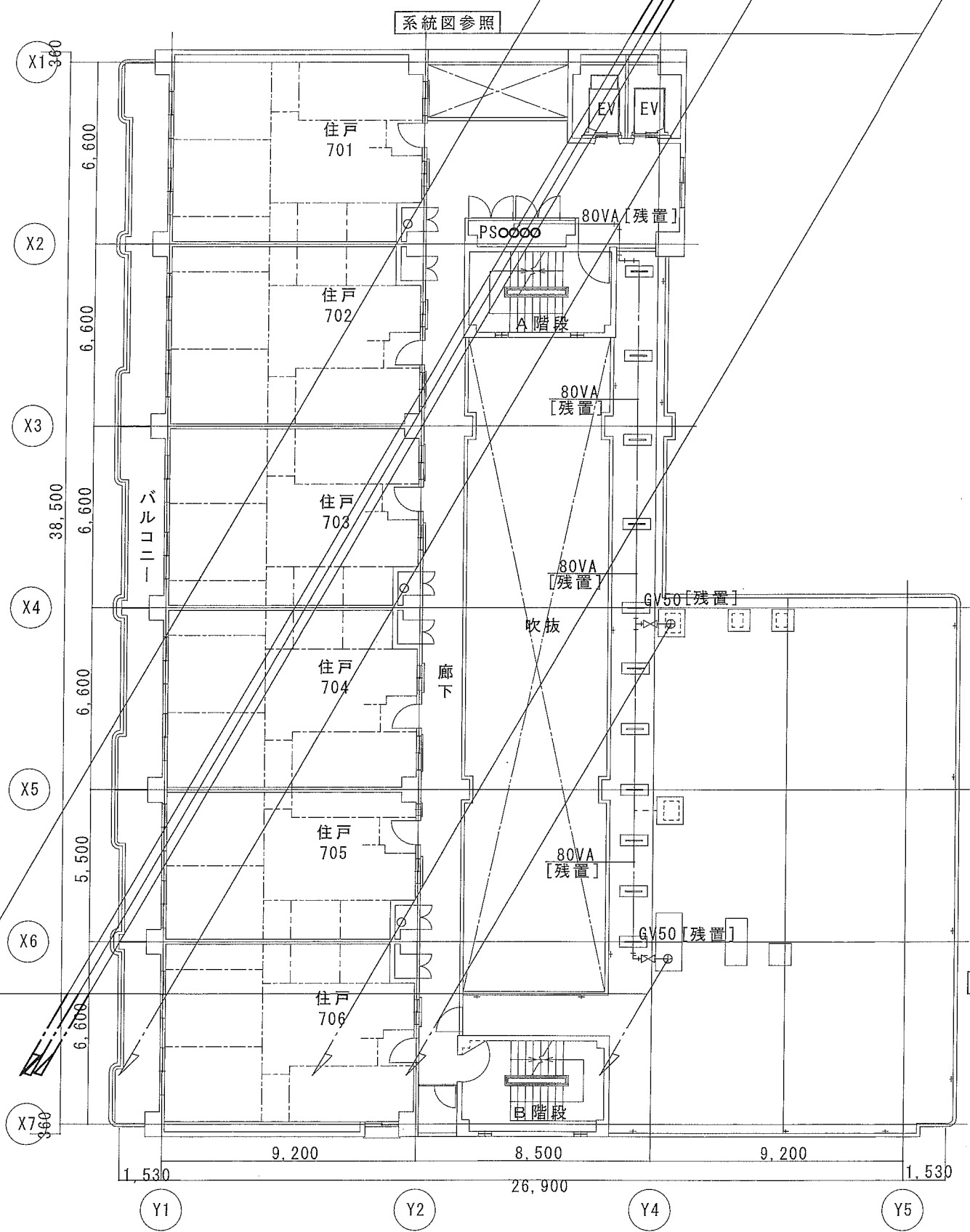
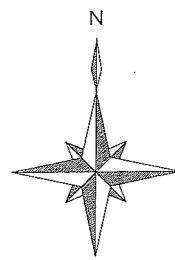


5階平面図（撤去） S=1/200

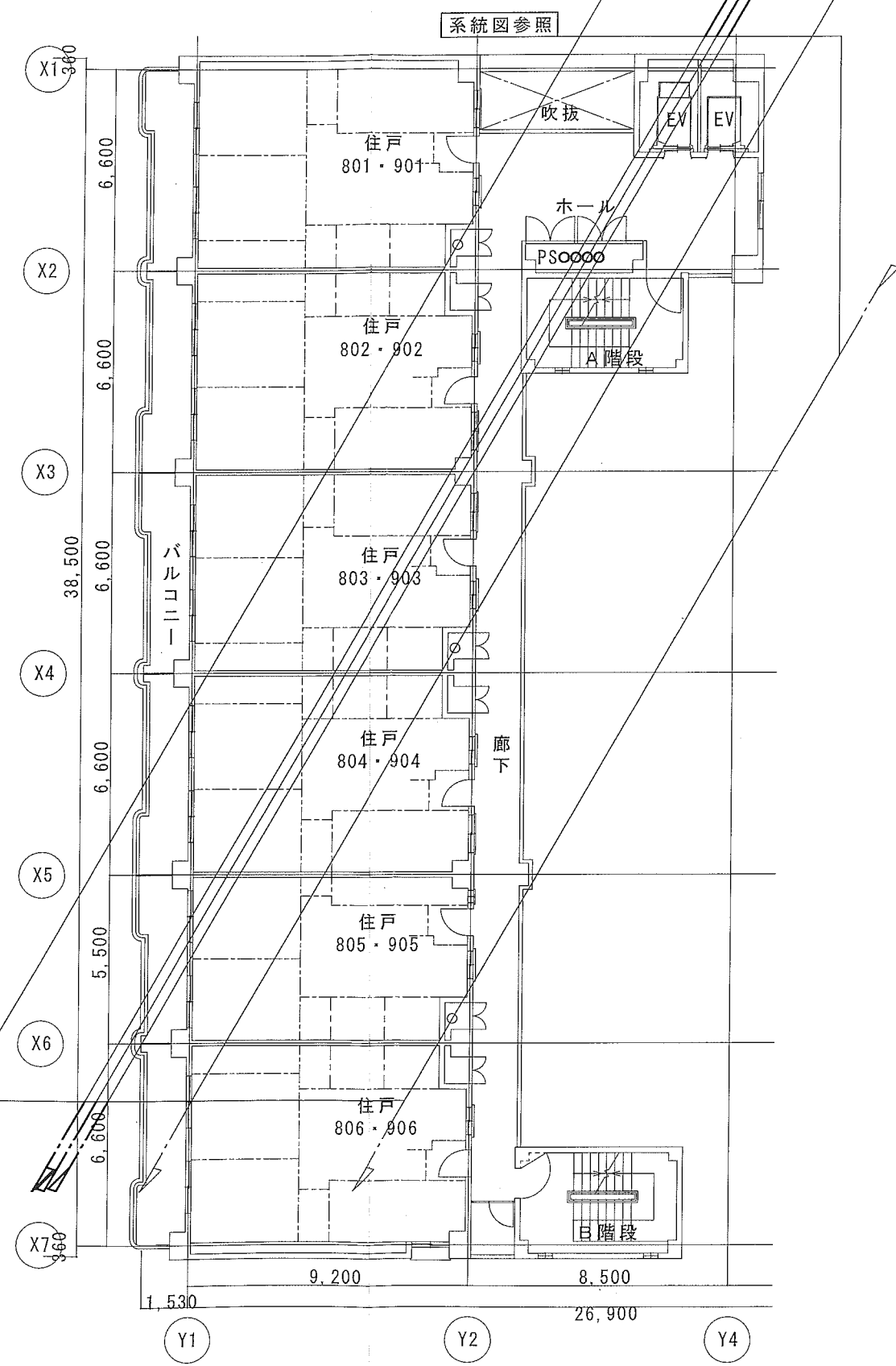


6階平面図（撤去） S=1/200

変更 記事	京都市西大路市営住宅修繕工事	設計変更	NO. 28 38 枚の内 NO. 〇〇 枚の内 令和 年 月 維持工事課
	ただし、1号棟給水管改修工事		
	7、8、9階平面図（撤去）		
	令和 8 年 4 月 S=1/200		

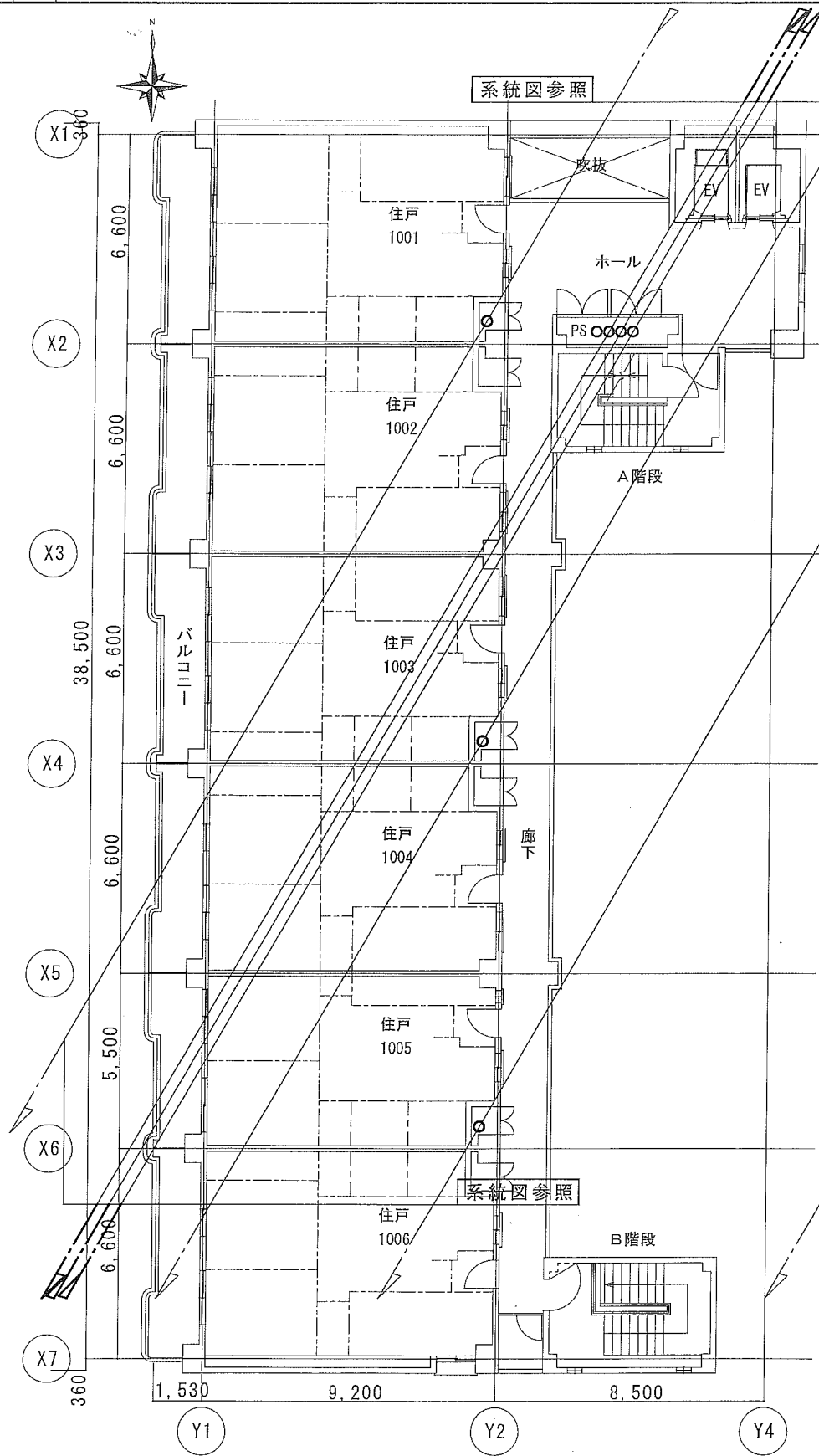


7階平面図（撤去） S=1/200

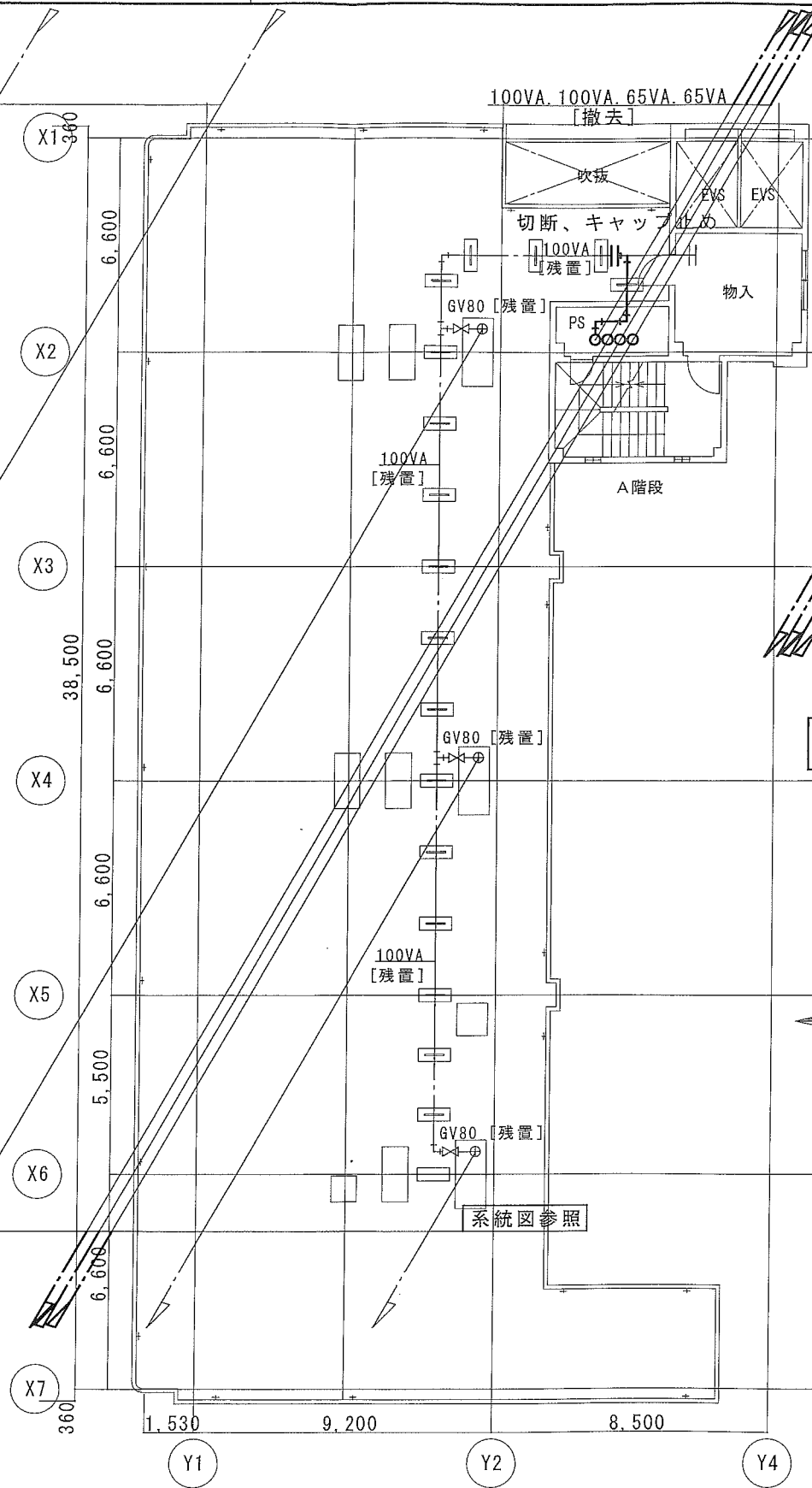


8、9階平面図（撤去） S=1/200

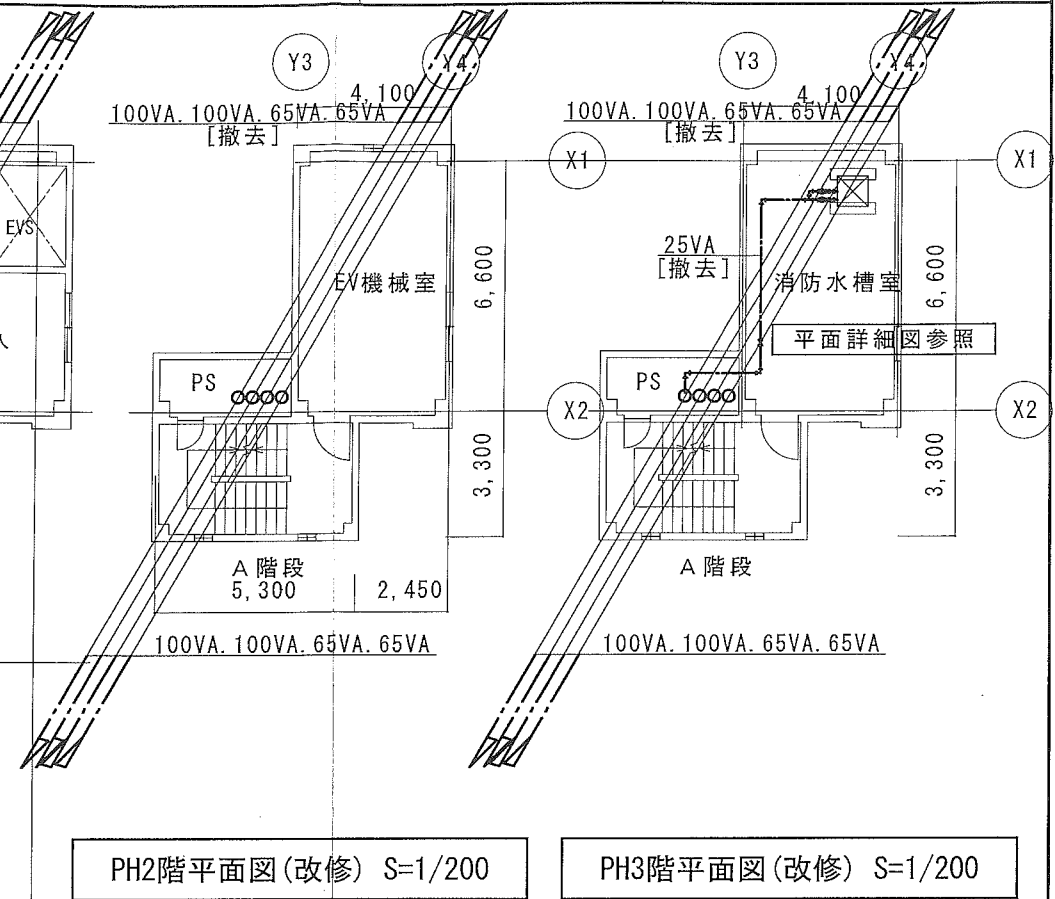
変更 記事	京都市西大路市営住宅修繕工事	設計変更
	ただし、1号棟給水管改修工事	NO. 29 38 枚の内
	10、PH階平面図(撤去)	京都市住宅供給公社
	令和8年4月 S=1/200	令和 年 月
		維持工事課



10階平面図(撤去) S=1/200

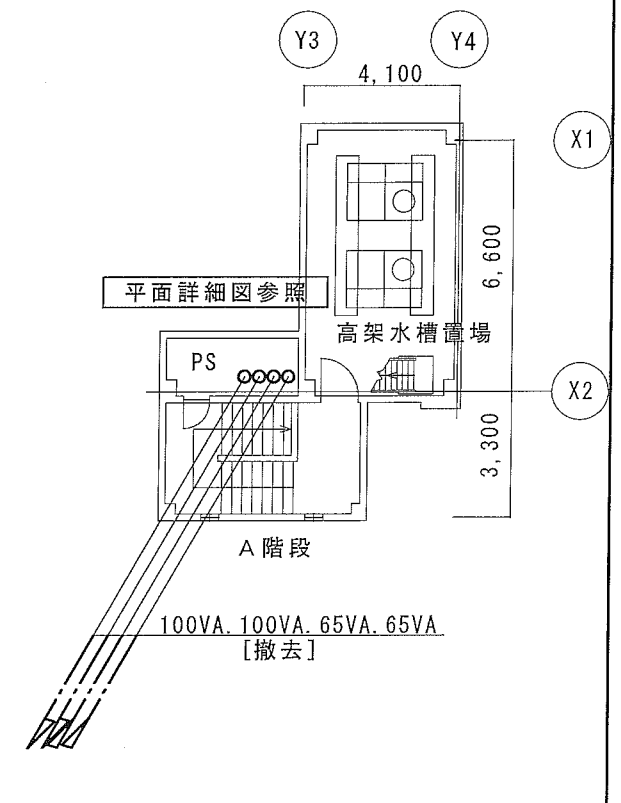


PH1階平面図(撤去) S=1/200



PH2階平面図(改修) S=1/200

PH3階平面図(改修) S=1/200



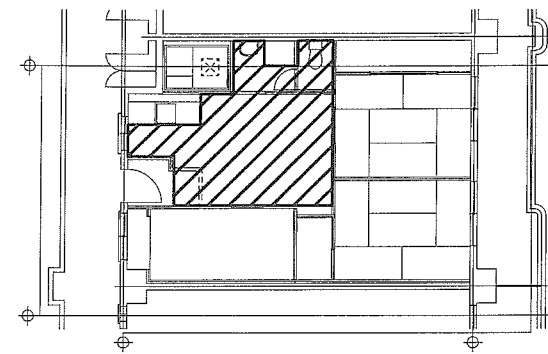
PH4階平面図(改修) S=1/200

変更 記事	京都市西大路市営住宅修繕工事	設計変更	NO. 38 枚の内 令和 年 月
	ただし、1号棟給水管改修工事	NO. 30 38 枚の内	
	平面詳細図[一般住戸]<3DKタイプ>(撤去)	京都市住宅供給公社	
	令和 8 年 4 月 S=1/20、1/50、1/200	維持工事課	

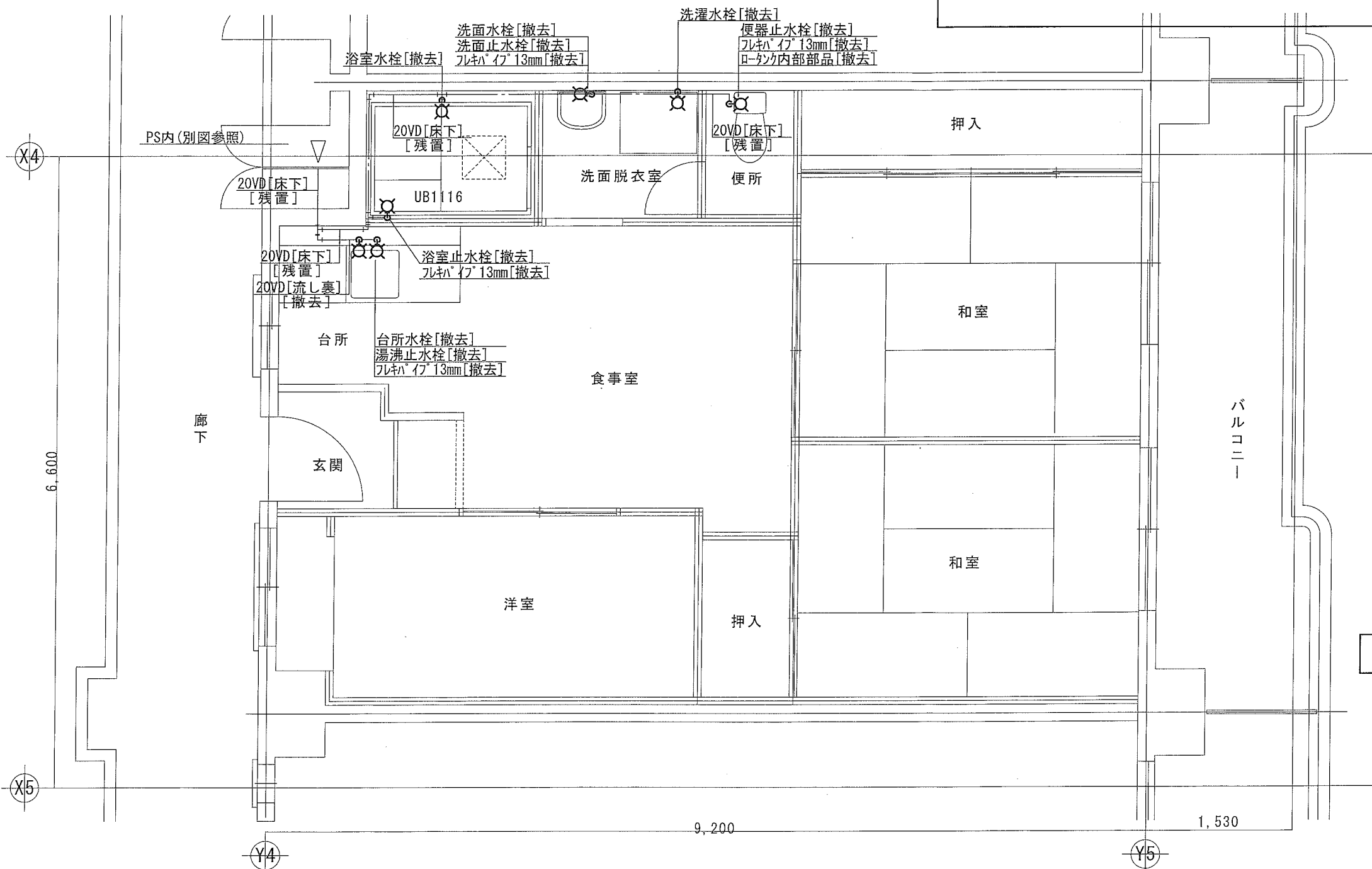
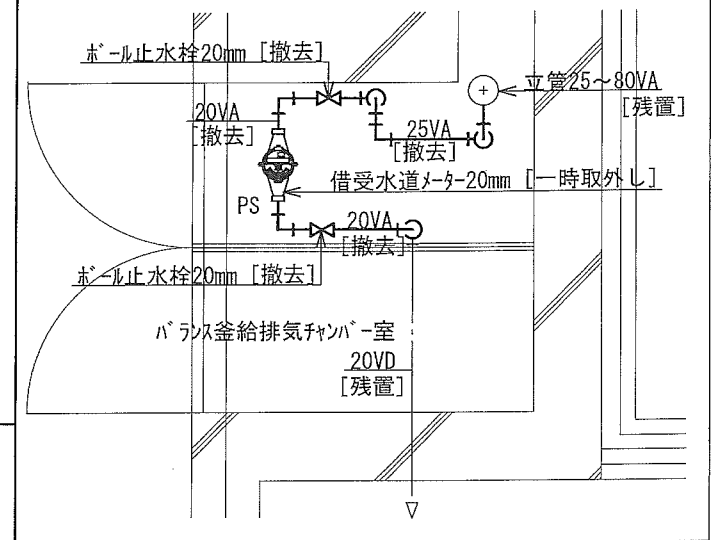
特記事項

1. 本図は、住戸番号の下1桁が5・8号室以外の平面図です。反転タイプも含む。
2. 工事内容の詳細については、別紙「詳細図[廊下配管] (改修)」及び「PS展開図 (改修)」を参照すること。
3. 住戸内の既設配管は原則として残置とする。ただし、改修工事に障害となる場合は、適宜撤去すること。
4. 工事に必要となる床、壁等の養生は本工事にて行うこと。ただし、未整備の空家住戸については不要とする。
5. 水切りに設置されている台所水栓及び湯沸し止水栓の撤去跡は、円形のステンレス製プレートにて穴埋めすること。
6. PS内の工事内容については、別紙「PS展開図 (改修)」を参照のこと。

住戸内床養生範囲(参考) (斜線)の部分 S=1/200



PS内平面図(撤去) S=1/20



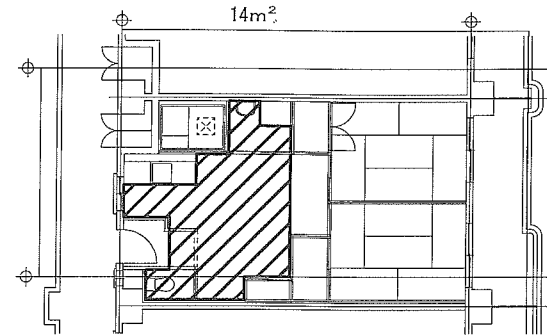
平面詳細図 [一般住戸]<3DKタイプ>(撤去) S=1/50

変更 記事	京都市西大路市営住宅修繕工事	設計変更
	ただし、給水管改修工事	NO. 31 38 枚の内
	平面詳細図[少家族住戸]<2DKタイプ> (撤去)	京都市住宅供給公社
	令和 8 年 4 月 S=1/20、1/50、1/200	令和 年 月 維持工事課

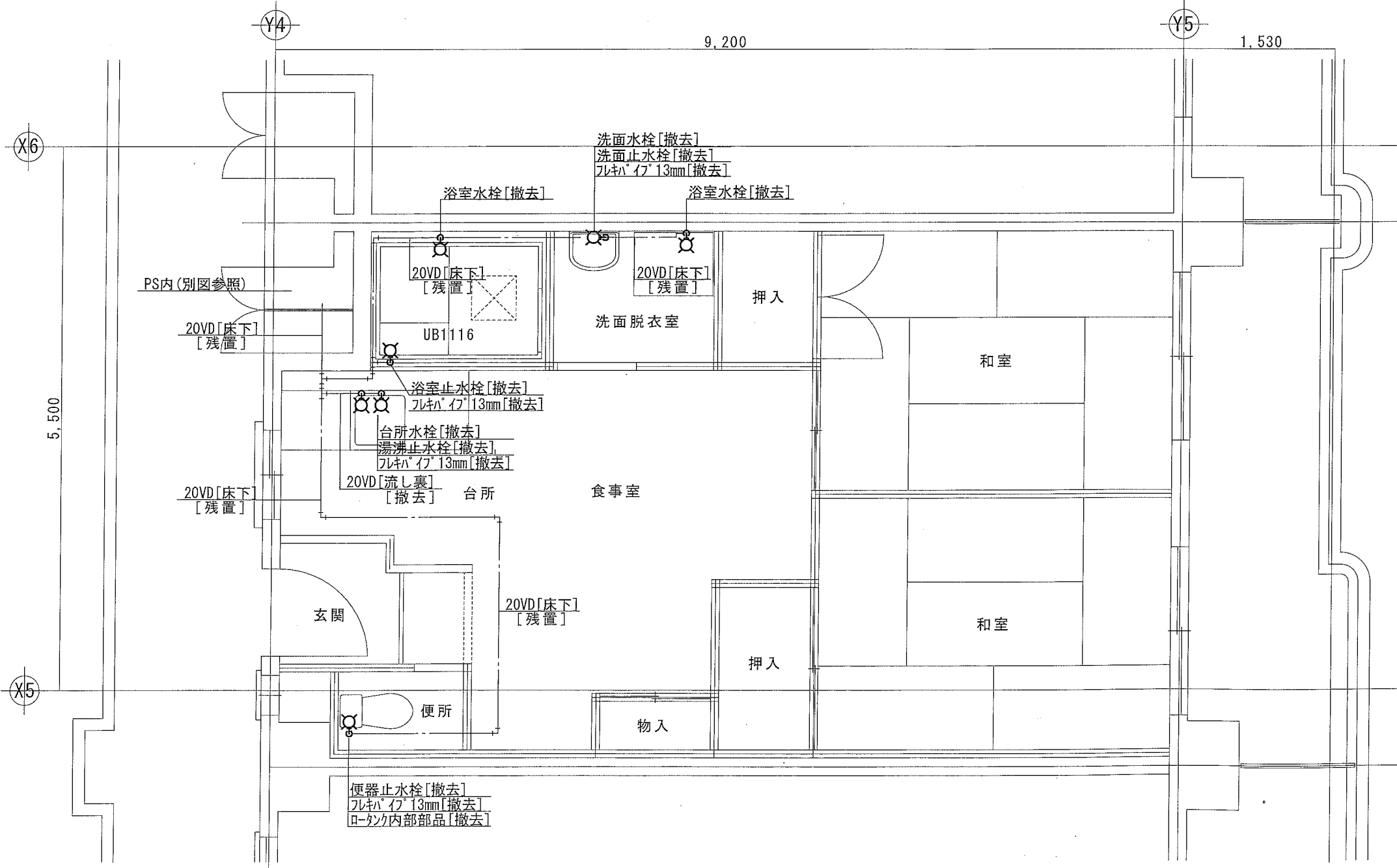
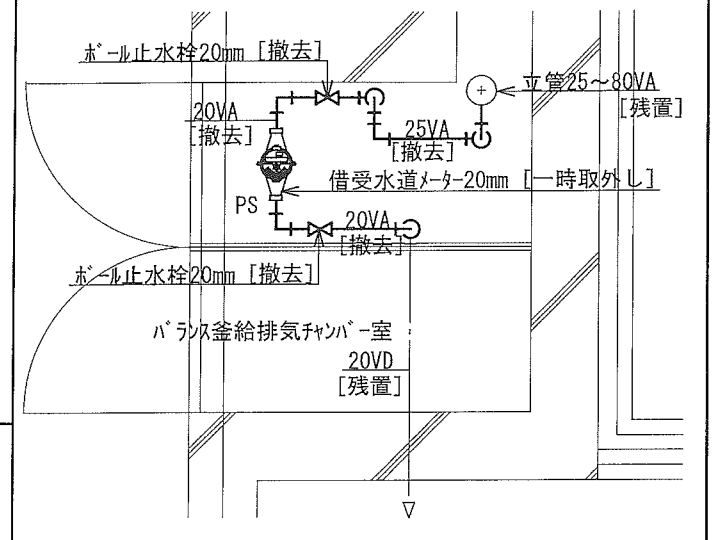
特記事項

1. 本図は、住戸番号の下1桁が5・8号室の平面図です。反転タイプも含む。
2. 工事内容の詳細については、別紙「詳細図[廊下配管] (改修)」及び「PS展開図 (改修)」を参照すること。
3. 住戸内の既設配管は原則として残置とする。ただし、改修工事に障害となる場合は、適宜撤去すること。
4. 工事に必要となる床、壁等の養生は本工事にて行うこと。ただし、未整備の空家住戸については不要とする。
5. 水切りに設置されている台所水栓及び湯沸し止水栓の撤去跡は、円形のステンレス製プレートにて穴埋めすること。
6. PS内の工事内容については、別紙「PS展開図 (改修)」を参照のこと。

住戸内床養生範囲(参考) (斜線) の部分 S=1/200



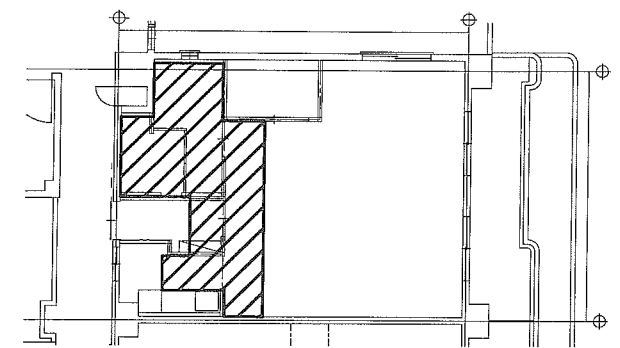
PS内平面図(撤去) S=1/20



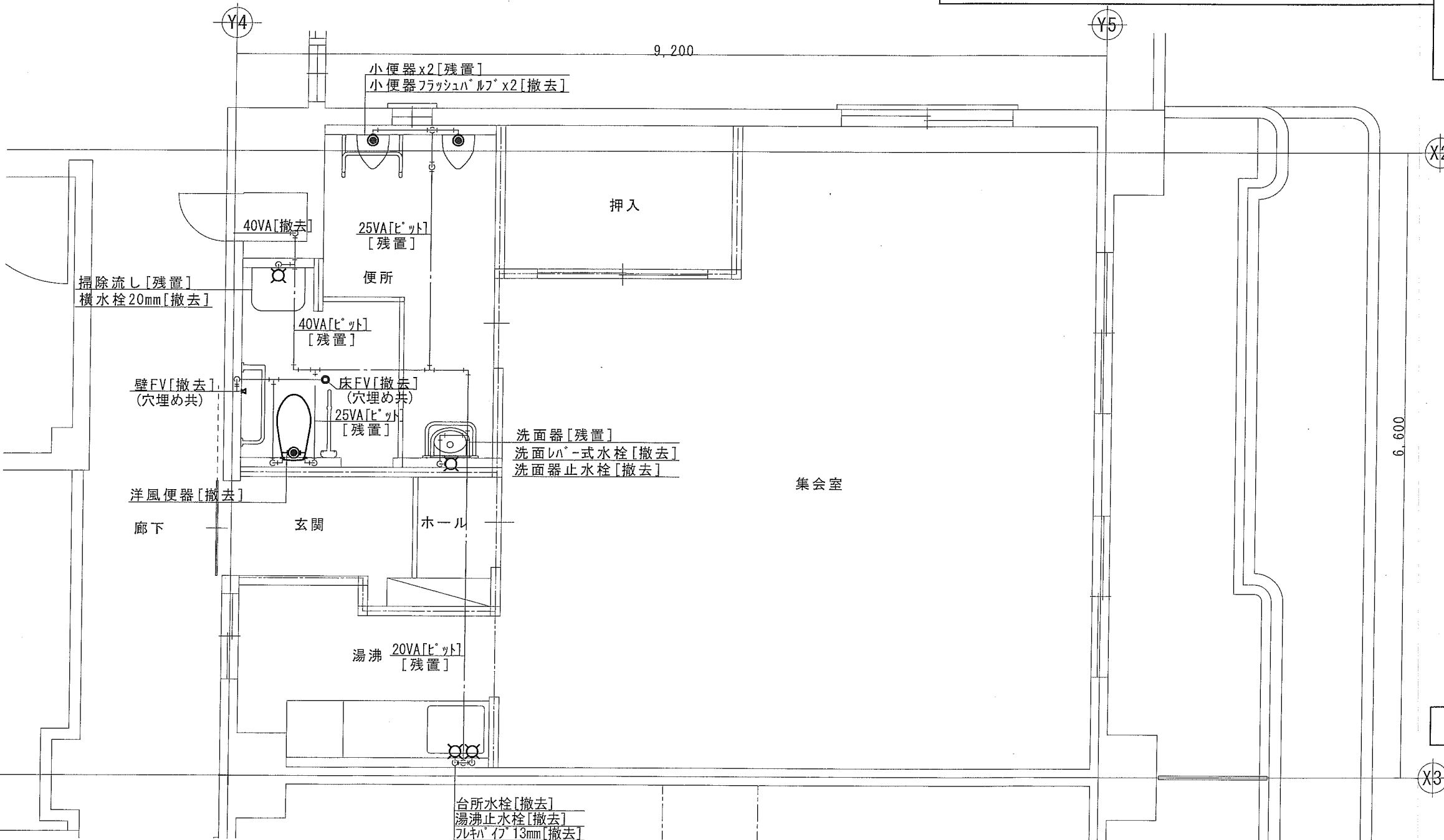
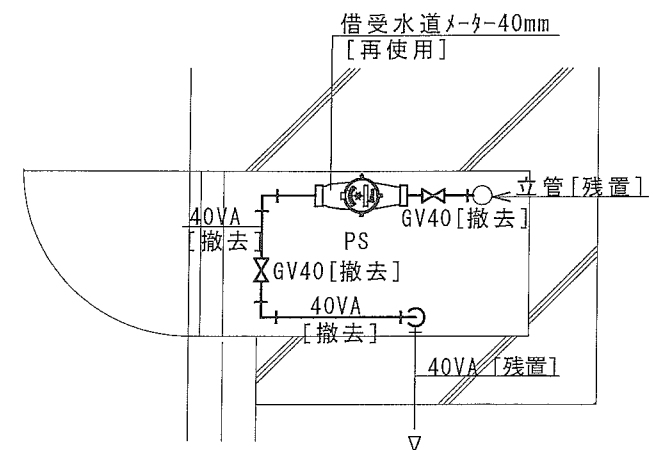
平面詳細図 [少家族住戸]<2DKタイプ> (撤去) S=1/50

変更 記事	京都市西大路市営住宅修繕工事	設計変更	
	ただし、1号棟給水管改修工事	NO. 32 38 枚の内	NO. 枚の内
	平面詳細図[集会室] (撤去)	京都市住宅供給公社	令和 年 月
	令和 8 年 4 月 S=1/20、1/50、1/200	維持工事課	

住戸内床養生範囲(参考) (斜線) の部分 S=1/200



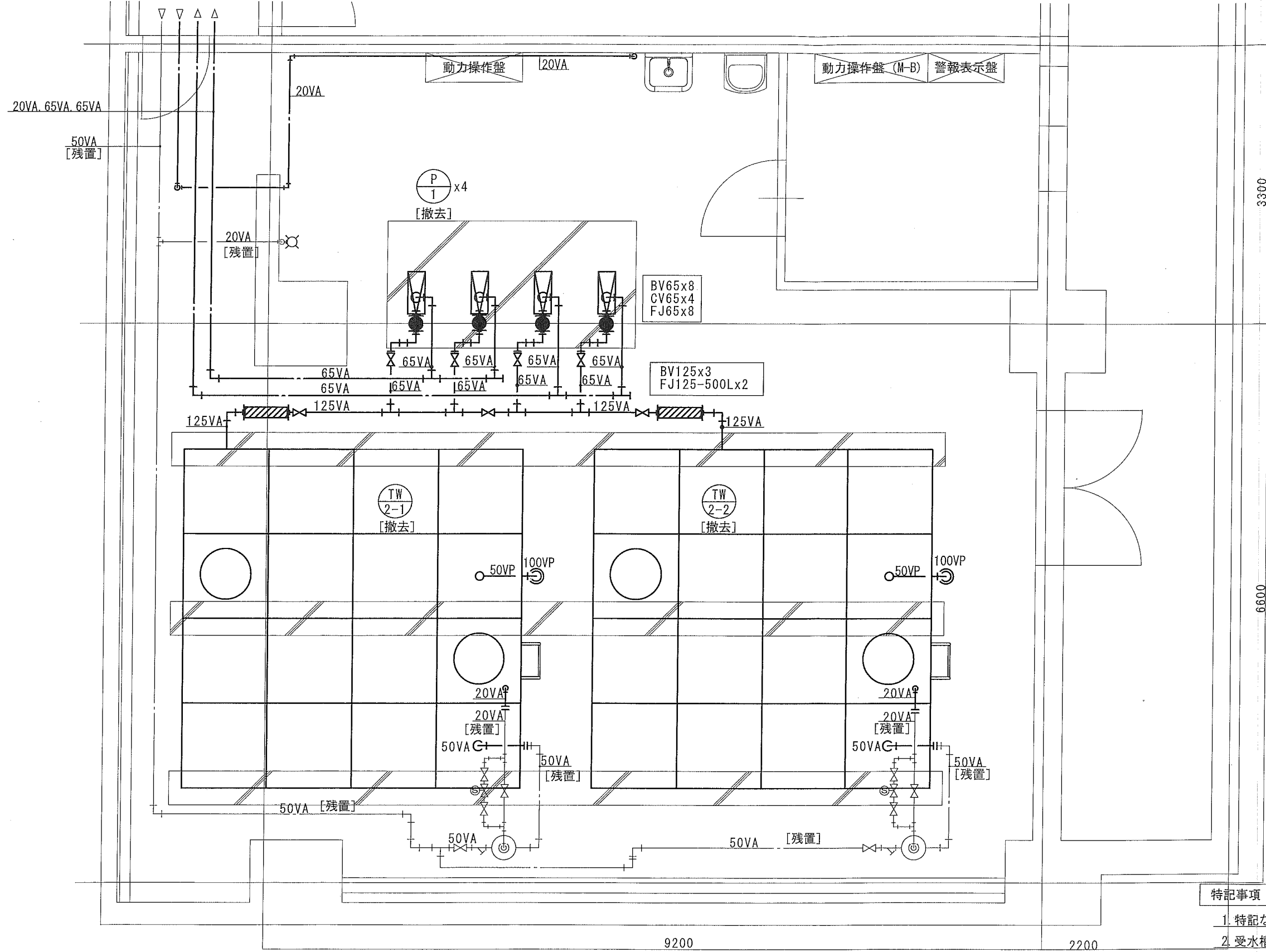
PS内平面図(改修) S=1/20



平面詳細図 [集会室] (撤去) S=1/50

変更 記事	京都市西大路市営住宅修繕工事	設計変更
	ただし、1号棟給水管改修工事	NO. 38 枚の内
	平面詳細図[地階受水槽室] (撤去)	京都市住宅供給公社
	令和8年4月 S=1/50	維持工事課

以降B階平面図参照

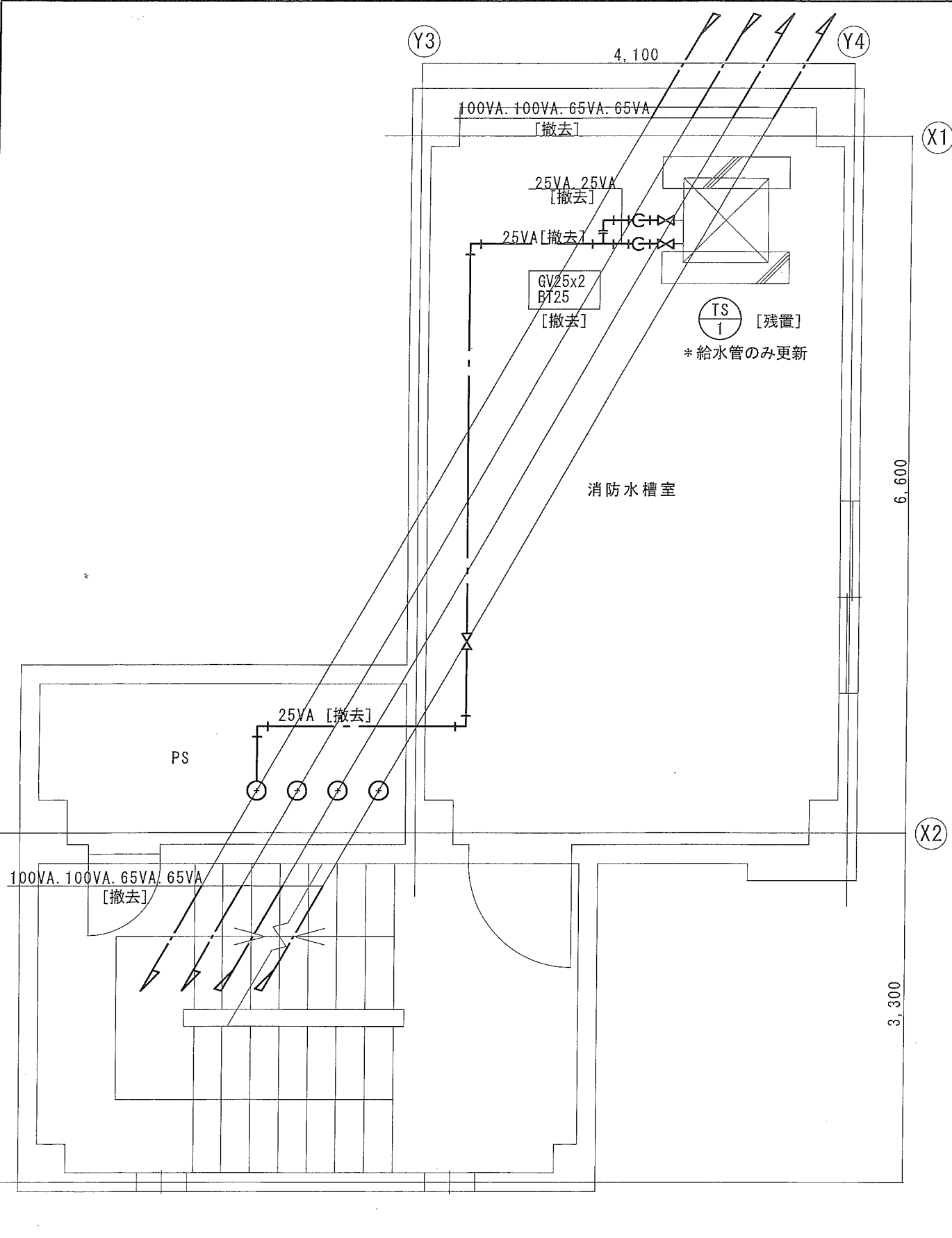


特記事項

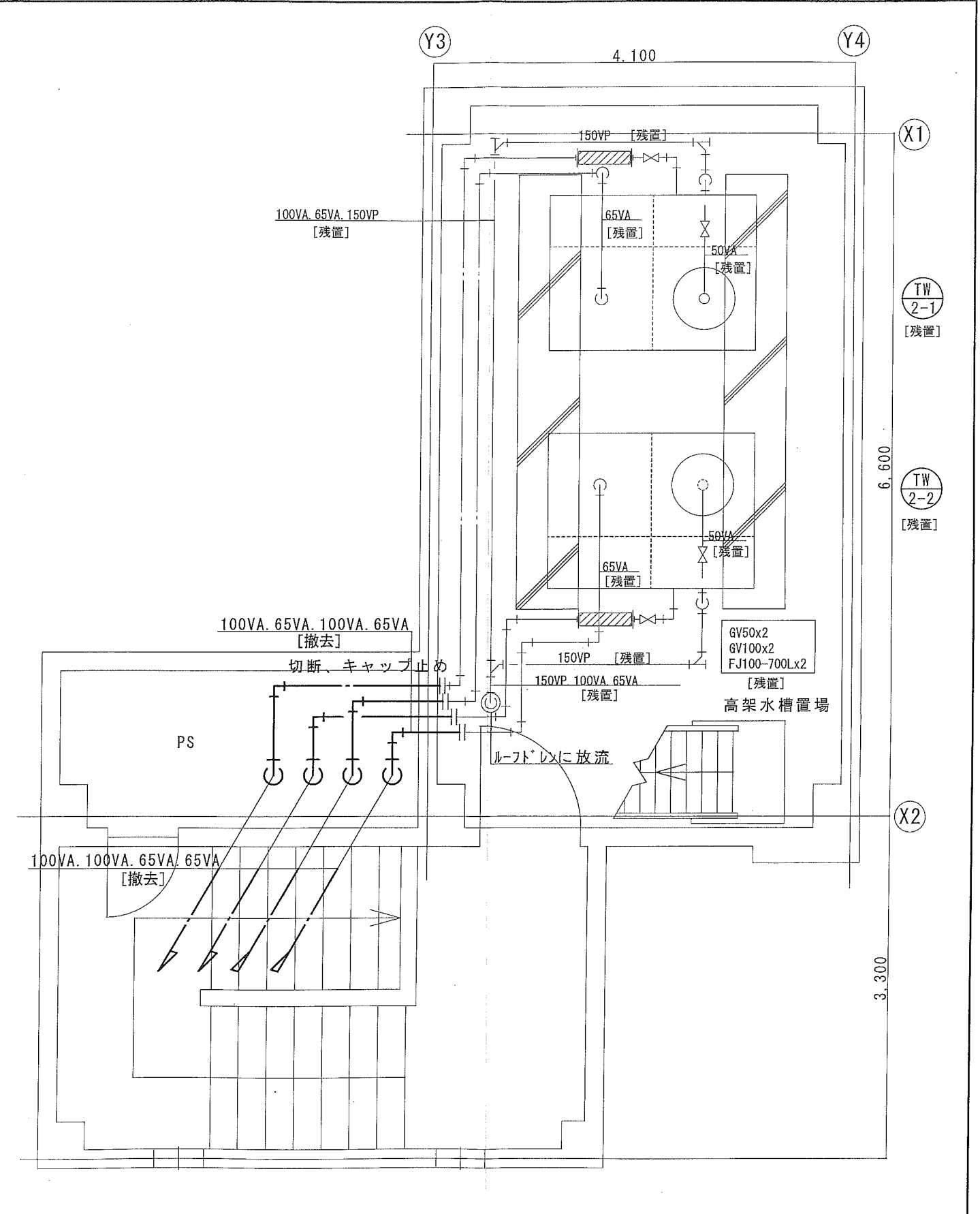
1. 特記なき給水管、オーバーフロー管、受水槽排水管はすべて撤去する。
2. 受水槽、揚水ポンプは撤去する。
3. 掃除用流し、洗面化粧台の埋め込み給水管は放棄管とする。
4. 市水引込管は受水槽接続部分のみ撤去し、他は残置する。
5. 配管吊金具は残置とする。ただし改修工事で使用しないものは撤去する。

平面詳細図 [地階受水槽室] (撤去) S=1/50

変更 記事	京都市西大路市営住宅修繕工事	設計変更	NO. 38 枚の内 令和 年 月	
	ただし、1号棟給水管改修工事	NO. 34 38 枚の内		NO. 枚の内
	平面詳細図[塔屋3、4階] (撤去)	京都市住宅供給公社		令和 年 月
	令和 8 年 4 月 S=1/50	維持工事課		



平面詳細図 [塔屋3階] (撤去) S=1/50



平面詳細図 [塔屋4階] (撤去) S=1/50

変更 記事		京都市西大路市営住宅修繕工事	設計変更
		ただし、給水管改修工事	NO. 38 枚の内
		電気設備（公社標準仕様書1）	京都市住宅供給公社
		令和 8 年 4 月 N/S	維持工事課

公社標準仕様書(1) (電気設備工事)

(選択する項目において■印を本工事に適用する。
なお、アンダーライン付の項目は、選択する項目及び記入が必要な項目を示す。)

1 関連法規等
工事の施工にあたっては、工事請負契約書、京都市契約事務規則、建築基準法、建設業法、労働基準法、労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、電気事業法(自家用電気工作物保安規程を含む。)、電気設備技術基準(以下「電技」という。)、有線電気通信法、電気通信事業法、電波法、有線テレビジョン法及び消防法並びにその他の関係法令を遵守する。

2 設計変更
工事内容の変更に伴う請負代金額の変更は、原則として、次の算式により求め、千円未満切捨てとする。
(変更後)請負工事価格 = (変更後)工事価格 × ((当初)請負工事価格 / ((当初)工事価格))
なお、工事に伴う湧水等を公共下水道等に排出する費用及び負担金等は、上記算式中「(当初)請負工事価格 / ((当初)工事価格」の値の算定に含めないものとし、設計変更により追加する場合は、これらの費用に、上記算式中「(当初)請負工事価格 / ((当初)工事価格」の値を乗じない。また、請負工事価格とは、請負代金額から消費税等相当額を減じた額とする。
上記適用を受けない場合は、京都市都市計画局都市企画部都市総務課のホームページ (<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000081830.html>) の「京都市都市計画局「公共建築工事積算基準」等の補足」第1編第3章2を参照のこと。

3 作業時間等
■ 受注者は労働時間短縮の推進を図るため、作業は原則として、京都市の休日定める条例による休日(日曜日、土曜日及び国民の休日に関する法律に規定する休日等(以下「休日」という。))は行わず、平日に行うよう努めなければならない。なお、作業内容、作業工程の都合等により、作業時間の延長、休日作業を実施する場合は、監督員と協議する。その場合、検査や施工の立会いは、原則として行わない。
□ 作業は原則として休日に行う。
□

4 提出書類
提出書類及び部数は、以下による。(特記なき限り各1部) 様式は京都市都市計画局公共建築部ホームページ (<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000219132.html>) を参照する。
(1) 契約関係
① 着手前(契約締結後又は着工命令後)に提出するもの
ア 現場代理人等通知書及び経歴書(資格者の写し) イ 下請契約等の通知書
ウ 予定工程表 エ 労災保険加入証明書
オ 請負代金内訳書[「請負代金内訳書」の項目による]
カ 工事保険の証書の写し等[「工事保険」の項目による]
□ キ 建設業退職金共済制度の掛金収納簿(共済証紙を購入した場合)
□ ク 共済証紙購入枚数の根拠がわかる資料(建設共済運営計画又は購入枚数計算式)
□ ケ 建設共済制度を辞退する業者一覧(建設共済制度辞退者がいる場合)
□ コ CORINS登録内容確認書(発注、変更時、竣工)
[「工事実績情報の登録」の項目による]
サ 緊急連絡表 シ 電気保安技術者届
ス 再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書
[「建設副産物に関する取扱」の項目による]
セ 建設リサイクル法第12条第1項に基づく説明書
[「資材の再資源化に関する取扱」の項目による]
ソ 建設リサイクル法第13条及び省令第4条に基づく書面の写し
[「資材の再資源化に関する取扱」の項目による]
② 完成時に提出するもの
ア 完成通知書(2部) イ 引渡書
(2) 施工体制
施工体制台帳[「施工体制台帳」の項目による]
(3) 建設副産物
① 着手前
廃棄物処理委託契約書・許可証(写し)[「産業廃棄物処理関係」の項目による]
(契約書の写し、収集運搬業許可証の写し、処分業許可証の写し等)
② 施工中
PCB有無報告書[「産業廃棄物処理関係・PCB器具等」の項目による]
③ 完成時
ア 産業廃棄物管理票(マニフェスト)[「産業廃棄物処理関係」の項目による]
※ 廃棄物の種類ごと、行き先(処分事業場)ごとに代表的な帳票の写し(紙マニフェストの場合はA、B、D、E、電子マニフェストの場合は最終処分完了後の受渡確認票)を1部ずつ提出する。
イ 再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書
[「建設副産物に関する取扱」の項目による]

(4) 施工計画
① 着手前
ア 総合施工計画書(2部) イ 実施工程表(マスター工程表) ウ 施工図
エ 納入仕様書(2部) ※ 耐震計算書が必要な場合は、添付する。
[「仕様概要(共通事項)の機器の耐震固定の耐震計算書」の項目による]
□ オ 停電作業計画書(2部)
(5) 工事の記録・施設管理者用図書
① 施工中
ア 協議記録(2部) イ 工程を記録したもの(三週工程表又は工事日報)
□ ウ 交通誘導員の集計表
(月別の員数が分かるもの又は人数が少ない場合は交通誘導員の日報)
② 完成時
ア 完成図
[■原因(1部) □二つ折り製本(原寸__部, A3縮小__部) □完成図書に折込み]
完成図・施工図CADデータ(CADで作成した場合)
イ 完成図書(A4ファイル綴じ)
※ 施工中に提出された協議記録等の「工事の記録」も併せて綴じる。
(ア) 機器完成図(イ) 機材性能試験成績書 (ウ) 試運転調整記録書
(エ) 社内検査報告書
(オ) 建設共済制度の証紙購入枚数や利用枚数を集計した資料
(カ) 関係官庁届出書類(副1部又は写し1部)
(キ) 工事写真[「工事写真」の項目による] (ク) 機器取扱説明書
(ケ) 各種保証書(1年を超える保証があるものに限る)

5 工事保険
工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。)等を対象とする建設工事保険又は組立保険及び第三者に対する対人・対物事故による法律上の損害賠償責任を負担できる請負業者賠償責任保険に加入し、その「証書の写し」を本会社に提出する。保険期間は、契約工期の開始日又は本会社との協議により定められた日から工事目的物引渡しの日までとする。
ただし、機械器具設置工事等の組立保険期間は、保険の対象物が発生する日から工事目的物の引渡しの日までとすることができる。
なお、団体保険等に付している場合については、上記「証書の写し」又は保険会社が発行する証明書(保証内容等の必要な情報が確認できるものに限る。)に加え、当該保険に加入している団体等へ受注者が加入していることを証明する書類を提出する。

6 関連工事との調整及び建設協力会
工程管理、現場管理(安全衛生・仮設・養生・清掃他)、周辺の道路管理(清掃・事故防止・交通誘導員他)等、契約の関連工事の業者と共同で処理すべき以下の事項については、当該業者と協力会を組織し、工事の円滑な進行を図り、費用についても全員で負担する。
(1) 事故防止 (2) 付近通路及び仮設道路の維持管理
(3) その他工事中に発生した問題について、本会社の指示した事項

7 特定元方事業者の指名
□ 工事の実施にあたり、工事現場の安全を統括的に管理するため、労働安全衛生法第30条第2項に基づき、同条第1項の措置を講ずべき者(以下「統括安全衛生管理義務者」という。)として特定元方事業者を一人指名する。
□ 本工事の契約後、本工事の受注者を統括安全衛生管理義務者として指名することについて、同意を求める予定である。
□ 別途発注する以下の工事の受注者を統括安全衛生管理義務者として指名する予定である。
()

8 各種調査等
受注者は、本工事が公共事業労務費調査等の対象工事となったときは、調査書類の作成等に協力する。

9 建設副産物に関する取扱
(1) 受注者は、工事を施工する場合において、あらかじめ、建設副産物情報交換システム(COBRIIS)による再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出する。対象工事は、請負代金額が100万円以上(請負代金額の変更があった場合を含む。)の全ての工事とする。
(2) 受注者は、工事完成後速やかに、建設副産物情報交換システム(COBRIIS)による再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書をそれぞれ作成し、監督員に提出する。対象工事は、請負代金額が100万円以上(請負代金額の変更があった場合を含む。)の全ての工事とする。
(3) 受注者は、建設発生土の搬出を行う場合、工事現場における集積状況、搬出時の積込及び搬出状況並びに受入先における処理状況(搬入時、搬入中、搬入完了)の写真を撮影し、監督員に提出する。

10 資材の再資源化に関する取扱
(1) 本工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(以下「建設リサイクル法」という。)の対象工事である場合は、受注者等は、着札後直ちに同法第12条第1項の規定で定める説明書及び同法第13条及び省令第4条に基づく書面を工事担当課に提出する。
なお、届出の記載内容に変更が生じた場合は、同条第2項の規定により、速やかに届出を再提出する。
対象工事は、建築設備工事の場合、請負代金額が1億円以上の工事が対象となり、建築物以外の工作物の工事(土木工事等)は、請負代金額が500万円以上の工事が対象となる。
(2) 受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条の規定に基づく報告書を提出する。
なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書に必要事項が記載されている場合は省略できる。

11 官公署その他への届出手続等
本工事に必要な関係官公署、電力会社等への申請手続等は受注者の負担により行う。ただし、電力会社の工事負担金は、特記のない限り別途とする。

12 工事実績情報の登録
請負金額が500万円以上の工事については、工事実績情報サービス(CORINS)(日本建設情報総合センター)により、登録内容確認書を作成し、監督員の確認を受けたうえで、次に示す期間内(休日を除く。)に申請を行う。また登録後は速やかに登録されたことを証明する資料を監督員に提出する。
(1) 工事受注時 契約工期の開始日から10日以内
(2) 登録内容の変更時 契約変更締結後10日以内
(3) 工事完成時 工事完成後10日以内
なお、変更時と工事完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の登録されたことを証明する資料の提出を省略できる。

13 施工体制台帳
受注者は、本工事を施工するために下請契約を締結する場合には施工体制台帳を作成する。また、作成に当たっては、「施工体制台帳の作成等について」(平成31年3月29日国土建第499~500号)及び国土交通省のホームページに掲載されている作成例を参考にする。
なお、施工体制台帳は工事現場に備えるとともに、写しを監督員に提出する。また、施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所へ掲示する。
【提示】
(1) 施工体系図(2) 本会社との契約書の写し
(3) 建設業許可通知書の写し
(4) 配置技術者(主任(監理)技術者)が資格を有することを証する書面
(5) 配置技術者(主任(監理)技術者)の雇用関係を証明できるものの写し(健康保険証等の写し)
(6) 専門技術者を置いた場合は、資格を証明できるものの写し
(7) 施工体制台帳<1次下請負人に関する事項>
(8) 下請負人との契約書の写し(注文書・注文請書及び基本契約書又は基本契約約款の写し)
以下は二次下請以降があった場合に作成
(9) 再下請負通知書<再下請負関係>
(10) 再下請負人との契約書の写し(注文書・注文請書及び基本契約書又は基本契約約款等の写し)
【提示】(提出不要)
(11) 監理技術者の講習修了証(講習受講日が5年以内のもの)
(12) 下請負人の建設業許可(通知書の写し…下請負人が担当する建設工事に関する許可)
(13) 下請負人の主任技術者が資格を有することを証する書面等

14 産業廃棄物処理関係
(1) 受注者は、当該契約に係る産業廃棄物の処理に当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその関係法令の他、「京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱」を遵守しなければならない。
(2) 受注者は、前項に掲げる各法令等の趣旨を踏まえ、当該契約に係る産業廃棄物の処理に当たっては、再利用できる場合は当該方法による処理・処分方法を採用するとともに、原則として自ら行い、同要綱第2条第2項第2号に規定する排出事業者として、同要綱第4条の責務を負っていることを十分に認識し、信義に従って誠実に対応しなければならない。
(3) 受注者は、工事請負契約書第3条に規定する請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)を提出するときは、当該契約により生じる産業廃棄物の種類、発生量及び処理方法等の必要な事項を「再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書」に記載のうえ、内訳書に添付しなければならない。
(4) 受注者は、当該契約に係る産業廃棄物の処理状況を明らかにするため、本会社の求めに応じて施工計画書、廃棄物処理委託契約書、産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)又は、受渡確認票(電子マニフェスト)の写しを提出しなければならない。

(5) この公社標準仕様書に反して当該契約の産業廃棄物が処理された場合は、受注者に対して必要な措置を命じることがある。このとき受注者は、速やかに指示に従わなければならない。
・ PCB器具等
ア 撤去した照明器具、受変電設備等はPCB使用の有無を確認し、その全リスト(機器名、形式、PCBの有無、台数等)を監督員に提出する。PCB使用機器は監督員の指示に従い、所定の場所に保管し、その他の撤去機器については受注者にて適正に処置する。
□ イ 工事の際に撤去した高圧機器絶縁油のPCB含有分析試験を行う。なお、試験は特定計量証明事業者により行う。試験対象となる高圧機器は、試験結果が判明するまで分析試験中である旨の表示をし、カラーコーン等で区画を行い、に位置させる。
PCBの含有量が環境省令第23号に基づく基準値(当該廃油に含まれるPCBの量が試料1kgにつき0.5mg)以下であれば、高圧機器と絶縁油の撤去、処分を適正に行う。
一方、基準値を超える場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、監督員と協議の上、所定の場所に保管する。なお、上記は全て工期内に行う。

15 実施工程表
(1) 工事の着手に先立ち、関連工事の関係者と十分調整のうえ実施工程表を作成し、監督員の承諾を受ける。
(2) 概成工期が確定された場合は、実施工程表に記載すること。

16 低入札価格調査制度
(1) 「京都市公共工事低入札価格調査取扱要領」第5条に基づき調査対象者(以下「調査対象者」という。)は、同要領第7条に定める調査項目に関する資料を提出しなければならない。
(2) 前項に定めるもののほか、低入札価格調査に関し必要な事項については、同要領に定めるものとし、調査対象者はこれに誠意を持って応じなければならない。
(3) 調査対象者が受注者となった工事については、次に掲げる事項に応じなければならない。
ア 施工計画書の内容のヒアリング
公社標準仕様書に基づき施工計画書の提出に際して、その内容のヒアリングを工事担当課の長から求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。
イ 施工体制台帳の提出及びその内容のヒアリング
受注者は、本工事を施工するために下請契約を締結する場合は施工体制台帳を作成し、その内容のヒアリングを工事担当課の長から求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。
ウ 施工段階ごとの工事報告書の提出及びその内容のヒアリング
受注者は、監督員の求めに応じて施工段階ごとの工事報告書を提出しなければならない。
エ 安全点検実施報告書の提出及びその内容のヒアリング
受注者は、監督員の求めに応じて仮囲い、掘削、足場、火災予防及び建設公害防止等について安全点検を実施し、安全点検実施報告書を提出しなければならない。また、安全点検実施報告書の提出に際して、その内容のヒアリングを工事担当課の長から求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。

17 地中障害物
工事に発生する障害物の撤去及び処理に要する費用は、受注者の負担とする。ただし、予想外に重大な障害物については監督員と協議する。

18 建築設備機器製造者指定
□ 本工事に設置する機器()が、京都市都市計画局建築設備機器製造者指定要領第3条の指定機器に該当するので、原則として、「京都市都市計画局建築設備機器製造者指定一覧表」から製造者を選定する。
なお、上記該当機器の製造者選定後、納入仕様書を作成するまでに製造者名を本公社へ報告する。
要領、審査基準及び一覧表については、京都市都市計画局都市企画部都市総務課のホームページ(<http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000007359.html>)を参照のこと。

19 納入仕様書
主要な機器や監督員が指示する機材は、製作図・性能表等を作成し、監督員の承諾を受ける。

20 機材の品質等(機材性能試験成績書)
主要な機器や監督員が指示する機材は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を、監督員に提出する。ただし、設計図書においてJIS又はJASによる指定された材料で、JIS又はJASのマーク表示のある材料を使用する場合は、この限りでない。

21 機材の搬入検査
機材の搬入検査について、図面に指示したものは、「京都市都市計画局工事用機材検査要領」に基づき実施する。

